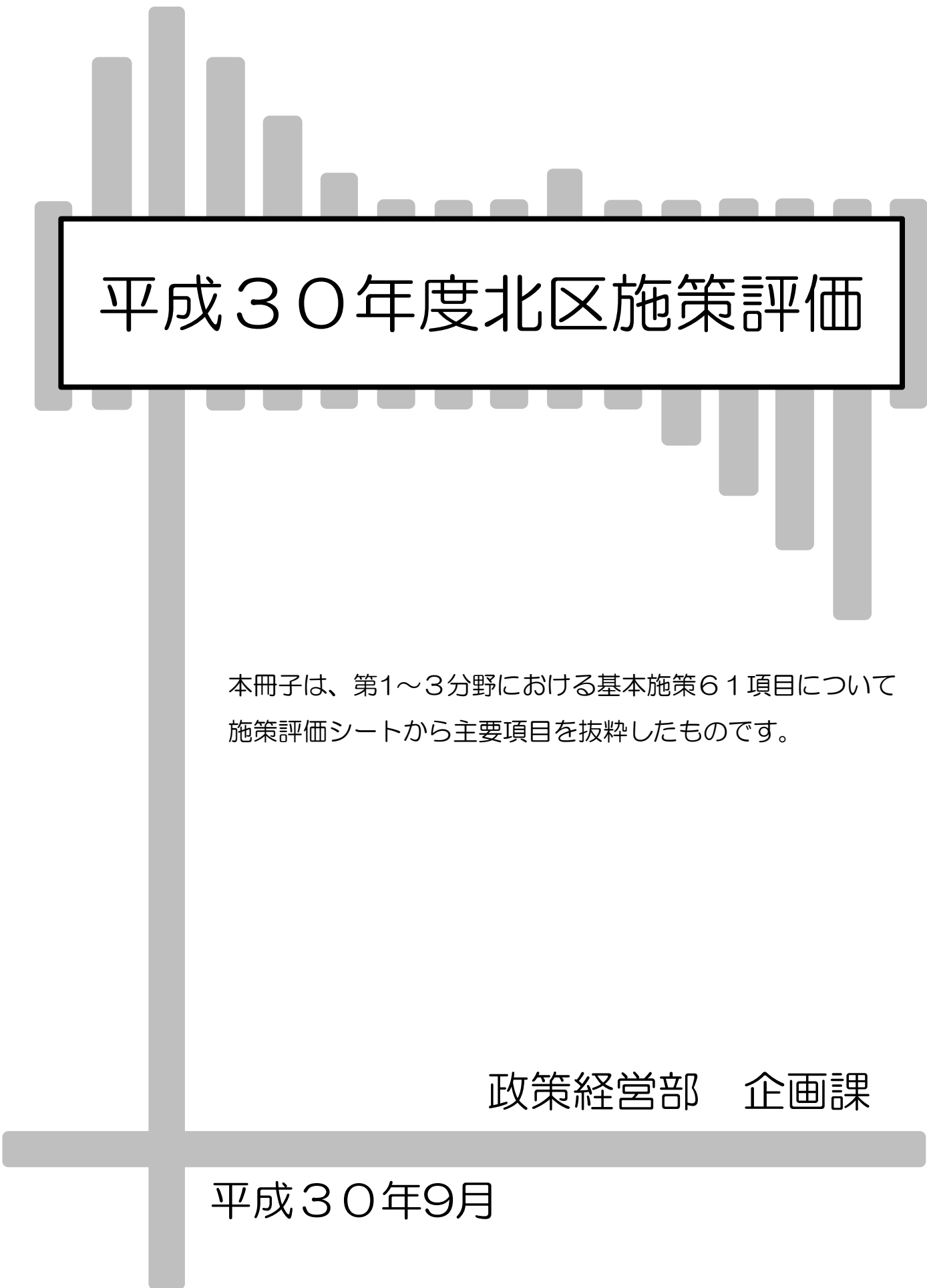




平成30年度北区施策評価

本冊子は、第1～3分野における基本施策61項目について
施策評価シートから主要項目を抜粋したものです。

政策経営部 企画課

平成30年9月

目次

評価シートの見方・・・・・・・・・・	1
第1分野・・・・・・・・・・	5
計画事業進捗一覧（第1分野）.....	7
第2分野・・・・・・・・・・	49
計画事業進捗一覧（第2分野）.....	51
第3分野・・・・・・・・・・	133
計画事業進捗一覧（第3分野）.....	135

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	
基本目標					
政 策					
基本施策				コード	
単位施策	評価シートの見方				
施策評価 担当部局			施策所管課		

1 施策の現状整理	
基本施策の目的	
基本施策	
対象	基本施策が対象とする範囲(例:すべての区民)
意図	対象をどのような状態にしたいのか (例:自らの健康に関心を持ち、調和のとれた生活習慣を身につける)
結果	意図が結びつく成果(例:健康寿命の延伸)
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	基本施策に計画事業が設定されている場合 その進捗状況 遅れ等ある場合はその原因 (計画事業がない場合は空欄)
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	アウトプット(行政として実施した事業の活動量)の達成度
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	アウトカム(事業の成果)の達成度 基本施策の目的に向かって、現在どの位置にいるのか
総合的な基本施策への評価としての記述	

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	（区） 計画や方針の方向性、事業の実施状況、寄せられている意見要望など （国や都） 法律や制度の改正、基本方針など （その他） 関連する統計データ、企業や他自治体の動向など 特に基本計画2015策定時には想定していなかった動向があった場合は、その旨を明確に記述	施策にどのような影響が予測されるか
都		国や都、区をとりまく動向が施策に与える影響についての考察
国		予測される影響への対応
その他		予測される影響に、区としてどのように対応すべきか（予定であるか）

区民ニーズ

当該基本施策に関連する区民ニーズ調査等の内容

北区民意識・意向調査（平成28年実施）、国や都における調査、イベント時におけるアンケートなど

単位施策の検証	
単位施策	単位施策名
施策の方向についての妥当性	これまで実施してきた施策の成果と現状の課題とを勘案し、今後の施策の方向性、妥当性について言及
妥当性の検証	妥当性の検証 A:妥当性は継続しており、全く変更の余地はない B:状況の変更により、多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり) C:妥当性は薄れている(方向性の見直しや再編等が必要) D:妥当性はない(廃止が妥当)
単位施策	
施策の方向についての妥当性	
妥当性の検証	
単位施策	
施策の方向についての妥当性	
妥当性の検証	
単位施策	
施策の方向についての妥当性	
妥当性の検証	

3 基本施策達成に向けた中長期的方針	
重点を置く単位施策・事業	
①重点施策	
②重点事業及びその理由	
中長期的方針	
基本施策の目的達成に向け、今後どのような方針で臨んでいく予定であるか	

第1分野 『健やかに安心してくらせるまちづくり』

1	健康づくりの推進	9
	（1）健康づくりの支援	9
	（2）保健・医療体制の充実	12
2	地域福祉推進のしくみづくり	15
	（1）区民主体の福祉コミュニティづくり	15
	（2）利用者本位のサービスの提供	18
	（3）権利擁護のしくみづくり	21
3	高齢者・障害者の自立支援	24
	（1）社会参加の促進	24
	（2）在宅生活の支援	27
	（3）生活の場の確保	30
4	子ども・家庭への支援	33
	（1）子育て家庭の支援	33
	（2）子どもの健やかな成長の支援	37
	（3）子どもをあたたく育む地域社会づくり	40
5	福祉のまちづくり	43
	（1）バリアフリーのまちづくり	43
	（2）思いやりのある福祉のまちづくり	46

1 健やかに安心して暮らせるまちづくり									1 健康づくりの推進		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
1	1	健康寿命の延伸プロジェクト		—	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)健康づくりの支援
		減塩と禁煙、生活習慣改善事業		—	実施	推進	推進	推進	推進	推進	
		ソーシャル・キャピタル推進事業		—	検討	実施	推進	推進	推進	推進	
		運動と栄養による健康増進事業		—	実施	推進	推進	推進	推進	推進	
1 健やかに安心して暮らせるまちづくり									2 地域福祉推進のしくみづくり		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
2	3	地域見守り支えあい事業	—	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)区民主体の福祉コミュニティづくり
		訪問型見守り	—	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	
		町会・自治会への見守り活動補助	団体			53	63	73	83	87	
		見守り協定	業種			4	5	6	7	7	
		見守り懇談会	—	推進	推進	推進	推進	推進	推進	実施	
3	4	コミュニティソーシャルワーカーの配置		—		モデル配置	検証	検証		モデル配置	(1)区民主体の福祉コミュニティづくり
1 健やかに安心して暮らせるまちづくり									3 高齢者・障害者の自立支援		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
4	5	元気高齢者支援事業	—	実施	拡充	推進	推進	推進	推進	推進	(1)社会参加の促進
		元気高齢者支援窓口	—	準備	開設	推進	推進	推進	推進	開設	
		高齢者いきいきサポーター	人	実施	539	666	827	950	1,500	拡充	
		高齢者の活力を生かす北区モデル	—	—	検討	検討	検討	検討	検討・試行実施	検討・試行実施	
5	6	北区版地域包括ケアシステムの構築		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)在宅生活の支援
		高齢者あんしんセンターの充実	力所	15	15	17	17	17	17	17	
		介護と医療の連携推進		推進	拡充	推進	拡充	拡充	推進	拡充	
		介護予防の推進		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	
6	7	地域密着型サービスの基盤整備	施設数	17	17	17	20	22	22		(2)在宅生活の支援
		認知症高齢者グループホーム	施設数	14	14	14	15	16	16	維持	
		小規模多機能型居宅介護	施設数	2	2	2	3	3	3	検討	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	1	1	1	2	3	3	検討	

7	8	認知症在宅支援推進事業		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)在宅生活の支援
		認知症カフェ	カ所	検討	10	17	24	25	25	17	
		認知症地域支援推進員				配置	推進	推進	推進	配置	
		認知症初期集中支援チーム	チーム			17 モデル	17			3	
		市民後見人活動支援	—	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	
8	9	特別養護老人ホームの改修・整備(改修)	カ所	0	0	0	0	0	0	0	(3)生活の場の確保
		特別養護老人ホームの改修・整備(整備)	カ所 (床)	10 (1288)	0	0	2 (270) -1 (-65)	0	1 (165)	3 (435)	
9	10	老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備(老人保健施設)	カ所 (床)	6 (561)	0	0	-1 (-53)	0	0	1 (120)	(3)生活の場の確保
		老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備(都市型軽費老人ホーム)	カ所 (人)	2 (40)	0	1 (20)	1 (20)	1 (20)	1 (20)	4 (80)	
10	11	障害者グループホームの整備	カ所	23 (113)	1 (5)	2 (16)	2 (11)	1 (6)	0 (0)	7 (44)	(3)生活の場の確保

1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

4 子ども・家庭への支援

基本計画 番号	中期計画 番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
11	12	保育所待機児童解消	人	6,422	440	918	797	345	76	1128	(1)子育て家庭への支援
12	13	学童クラブの定員拡大	人	2,530	△15	110	60	80	45	2,730	(1)子育て家庭への支援
13	14	保育サービスの充実		推進	拡充	拡充	拡充	推進	推進	拡充	(1)子育て家庭への支援
14	15	産前産後サポート事業		検討	開始	推進	拡充	推進	推進	拡充	(1)子育て家庭への支援
15		子育て応援団事業		推進	推進	推進				推進	(1)子育て家庭への支援
16	18	児童虐待未然防止事業		推進	推進	拡充	推進	推進	推進	拡充	(1)子育て家庭への支援
17	19	児童相談所の移管		協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討	(1)子育て家庭への支援
18		(仮称)子どもプラザの整備		検討	検討	検討				検討	(1)子育て家庭への支援
19	21	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進		検討	モデル 実施・ 検証	移行	移行	移行	移行	移行	(1)子育て家庭への支援

1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

5 福祉のまちづくり

基本計画 番号	中期計画 番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
20	22	バリアフリー基本構想の策定	—	—	策定 (全体構 想)	策定 (地区別 構想)	策定 (地区別 構想)	策定 (地区別 構想)	—	策定	(1)バリアフリーのまちづくり

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらすまちづくり		
政 策	1 健康づくりの推進		
基本施策	(1)健康づくりの支援	コード	010101
単位施策	①毎日の健康づくりの支援		
	②健康づくり支援の環境整備		
	③介護予防・地域支援事業の推進		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	健康推進課・長寿支援課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)健康づくりの支援
対象	すべての区民
意図	自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけ生活する
結果	健康寿命の延伸

実績の評価

計画事業の 進捗状況	・減塩と禁煙・生活習慣改善事業 中学校でのたばこ禁煙防煙教室実施校が減。H30から学校に報償費を執行委任して、活用しやすくする。 ・ソーシャル・キャピタル推進事業 各センターによるグループの育成・支援は、既存グループの自立を促してきたが、新たなグループの育成に時間がかかっている。 ・運動と栄養による健康推進事業 筋力アップ体操教室・新型栄養失調予防・ロコモ予防講座・講演会を着実に実施している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	・毎日の健康づくりの支援 筋力アップ体操教室は、会場の施設工事による休止による変動。 ・健康づくり支援の環境整備 グループづくりのきっかけとなる健康づくり等の事業参加者の高齢化・固定化が進み、主体的な活動に結びつく行動変容に至っていない。また、地域資源の発掘に時間を要している。 ・介護予防・地域支援事業の推進 住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送れるように、地域全体で介護予防を支援していく。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	65歳健康寿命は、ほぼ横ばいとなっており、23区の中では、男性は18位、女性は19位となっている。 65歳以上高齢者の血清アルブミンの基準値は、3.9～5.1g/dlである。北区では目標を4.2g/dl以上と設定しているが、男女とも7割強と高くなっている。引続き新型栄養失調予防の取組みの継続に取り組んでいく。

北区ヘルシータウン21(第二次)では、「みんな元気！いきいき北区」という基本目標を掲げ、子どもから高齢者まですべての区民が元気でいきいきと暮らせるまちづくりの実現をめざしている。区民一人ひとりが自らの健康づくりに取り組めるよう支援し、栄養・運動・社会参加というさまざまな視点から、健康寿命の延伸に向けた取組みを実施している。

北区の65歳健康寿命は、ほぼ横ばいとなっており、23区の中では、男性は18位、女性は19位となっている。健康寿命のさらなる延伸に向けて、区民が継続的に健康づくりに取り組めるよう、引続き健康づくり支援事業の実施が求められる。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	「北区地域保健福祉計画」(平成30年3月)では、基本目標として「健康でいきいきとした地域社会づくり」を掲げ、区民の主体的な健康づくりの支援等に取り組む。「北区地域包括ケア推進計画」(平成30年3月)では、基本目標として「いつまでも健やかに自立した生活続けるために」を掲げ、高齢者の健康づくり等を推進する。「北区ヘルシータウン21(第二次)」(平成26年3月策定)の後期5か年計画改定を行う。	施策にどのような影響が予測されるか データヘルス計画をはじめとして、さまざまなデータが分析されることによって、これまで以上にデータに基づく数値目標や地域の健康課題に対する対応が求められるようになる。
都	平成25年3月に、「東京都健康推進プラン21(第二次)」を策定し、どこに住んでいても生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会を目指し、総合目標として「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を掲げ、これらを達成するために、生活習慣病の発症予防や生活習慣の改善の取組を更に強化している。平成30年度末に中間評価報告書を公表予定。	個人の意識や行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境による影響が大きいと、地域、職場等における環境要因や経済的要因等の幅広い視点から、社会政策として包括的に健康対策に取り組む必要がある。
国	「健康日本21(第二次)」(平成25年度～平成34年度)では、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」や「健康を支え、守るための社会環境の整備」などを基本的な方向として掲げ、国民の健康の増進を推進している。平成30年度に中間評価最終報告書を公表予定。	予測される影響への対応 保健師の地域活動を通して、区民の健康づくりの支援を行う。また、さまざまなデータを活用して地域の課題を分析し、保健施策の立案・実施・評価につなげていく。
その他	・健康経営に取り組む企業の増加 健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されている。	地域保健と職域保健が連携し、情報を共有し、より効果的、効率的な保健事業を展開していく必要がある。

区民ニーズ

29年度	健康づくりに関する意識・意向調査	
運動習慣の有無では、「週2日以上」が4割強。若い世代ほど、運動習慣のある割合が少ない。 野菜を多くとる食生活をしている人の割合は8割弱だが、1日当りの野菜摂取量は、140g以下が6割台半ばを超えている。(目標:350g)		

単位施策の検証	
単位施策	①毎日の健康づくりの支援
施策の方向についての妥当性	糖尿病予防と重症化予防は、重要な課題である。若い時から健康づくりに取り組むことが重要である。健康に関心を持つきっかけと、健康を意識した行動が習慣化するための継続支援により、若い世代の健康づくりの意識を高める必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②健康づくり支援の環境整備
施策の方向についての妥当性	「地域のきずなづくり」は北区の最重要課題の一つであり、地域における人と人とのつながりを密にし、人々が地域への愛着を深めるとともに積極的に地域活動へ参加できる取組みを推進している。健康を主目的としない活動や組織との連携により、健康無関心層等の健康増進が図られる例あり。介護予防・地域支援の側面からも地域住民の健康づくりへの取組みが進んでいる。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③介護予防・地域支援事業の推進
施策の方向についての妥当性	平成27年度介護保険制度改正以降、国の趣旨に合わせて事業も変更を加えるなどしており、自立支援・介護予防、重度化防止への取組みを進めている。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

毎日の健康づくりの支援

②重点事業及びその理由

糖尿病予防と重症化予防(糖尿病対策が重要であるため)

ウォーキングポイント事業(若い世代の健康づくり)

中長期的方針

健康づくりは区民一人ひとりの意識と行動が基本である。
 区民が自らの健康づくりに取り組めるよう支援し、子どもから高齢者まですべての区民が元気でいきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指していく。
 若い時から健康づくりに取り組むことが重要であり、健康に関心を持つきっかけと、健康を意識した行動が習慣化するための継続支援により、意識を高めていく。
 区民一人ひとりの健康づくりの充実と地域共生社会の実現を目指して、健康寿命の延伸を図っていく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらすまちづくり		
政 策	1 健康づくりの推進		
基本施策	(2)保健・医療体制の充実	コード	010102
単位施策	①地域医療システムの整備		
	②地域保健活動体制の充実		
	③早期発見・早期治療体制の充実		
	④安全で健康的な生活環境の確保		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	健康推進課・地域医療連携推進担当課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)保健・医療体制の充実
対象	すべての区民
意図	疾病を予防し、保健・医療サービスを必要に応じて適切に提供する
結果	区民が健康で過ごす時間が増加する

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	休日診療、子ども夜間緊急事業については、区民にも広く周知が図られ、毎年一定数の利用がある。発育・発達の節目の検診として実施している乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診については、順調に推移しているが、制度の概要や変更点等をわかりやすく説明し、未受診者への勧奨を継続していく必要がある。 また、子育て世代包括支援センター事業(はぴママたまご面接)では、対面の面接を基本にしつつ、面接未実施の者のフォローを引き続き行い、全妊婦に対して保健師等の専門職が関わるよう努める。特定健診、がん検診については、病気の早期発見早期治療に欠かすことのできない有効・有益な事業である。受診勧奨に努めているが際立った成果が表れないため、受診率向上策の検討が必要。肺がん予防対策については一次予防強化策である中学生への禁煙教育を浸透させる余地がある。予防接種については、概ね計画どおりの事業量が維持できている。 多職種連携研修会及び顔の見える連携会議については、計画どおり実施できており、医療・介護関係者の関係づくりが進んでいる。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	「保健医療体制の整備」は区民の安全安心に寄与する「地域社会のインフラ」であり、現状維持に重点を置きつつ、新たな課題に対応している。 「地域医療システムの整備」においては、休日診療、子ども夜間緊急事業の安定的な運営が大切であり有効である。現状維持しつつ、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着を図る必要がある。多職種連携研修会(研修修了者)および顔の見える連携会議(参加者)については、活動を継続することで、地域の医療・介護関係者や関係団体との連携が活発となり、参加者の増加、地域における「顔の見える連携づくり」につながった。 「地域保健活動体制の充実」においては、乳幼児健診、子育て世代包括支援センター事業は、妊娠前から切れ目のない支援を行ううえで不可欠な事業であり、引き続き保健師等の専門職が継続的に関与することにより、妊産婦が安心して出産・子育てができるよう更なる充実を図る必要がある。 「早期発見早期治療体制の充実」では、がんの早期発見、生活習慣病への対応を図るため、がん検診、特定健診は有効な手段である。受診率に課題があり勧奨法保や検診体制、検診方法を検討し、更なる充実を図る必要がある。 「安全で健康的な生活環境の確保」においては、予防接種により疾病の蔓延を防ぐため、安定的に事業を実施していく必要がある。

健康施策はそれぞれの事業が密接に関連して効果を上げているため、事業規模を維持しつつ着実に実施していかなければならない。事業の実施にあたっては、健康施策に対する区民ニーズ等を踏まえ、より効果的な実施方法を検討する必要がある。

特に地域医療システムの整備にあたっては、医療・介護関係者の更なる連携強化を図っていくとともに、区民が地域で安心して暮らしていけるよう、身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師として、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着を図る必要がある。

特定健診やがん検診の受診率向上においては、医療の現場を熟知している医師会、各歯科医師会、薬剤師会との連携・協働を図り、健診・検診現場での意見を各事業に生かしてほか、受診勧奨に努めることが重要である。

地域保健活動については、児童館や子育てグループ等の地域資源とのネットワークを構築し、地域の特性を活かした活動を行う必要がある。

その他の単位施策に連なる事業についても、それぞれが基本施策を根幹から支える事業であり、着実に実施していかなければならないが、地域社会の変化に対応するための工夫・改善が必要である。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	国の健康日本21（第二次）、都の「東京都健康プラン21（第二次）」の策定を受け、現在「北区ヘルシータウン21」の中間の見直しをおこない、平成31年度からの後期5か年の改定を行う予定。 また、介護と医療の更なる連携を推進するため、「北区地域包括ケア推進計画（H30-32年度）」において、多職種連携の取り組みを重点事業に位置付けている。	施策にどのような影響が予測されるか 区民の健康増進に資する事業展開を行うにあたり、新たな検診ニーズへの対応（前立腺がん検診等）や既存の事業の見直し（検診方法等）の見直しに加え、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の定着・普及に努めることにより地域医療ネットワークの構築する必要がある、平成31年度改定予定の北区ヘルシータウン21に基づき実現していく。 診療報酬や介護報酬の改定により、これまで以上に、介護と医療の連携推進が求められる。
都	平成25年3月に「東京都健康推進プラン21（第二次）」が策定され、現在、中間の評価を行っているところである。策定時における総合目標として、「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」が挙げられ、3つの領域、14の分野からの取り組みにより構成されている。中でも「がん」「糖尿病・メタボリックシンドローム」「こころの健康」は重点項目に指定されている。 また、「東京都高齢者保健福祉計画（H30-32年度）」では、在宅療養の推進を重点分野の一つに位置付け、地域の医療・介護関係者の情報共有支援や多職種連携の取組を推進している。	予測される影響への対応 乳幼児から高齢者まで、ライフステージに合わせた施策の展開が求められるなか、健やかに安心して生活するためには、保健医療体制の充実に向け、現行事業を着実に実施しつつ、関係機関等が連携して、それぞれのライフステージに合わせた事業の改定を行う。 医療・介護関係者が円滑に情報共有ができるよう、土台となる関係者の顔の見える関係づくりに引き続き取り組むほか、ICTを活用した情報共有支援など新たな施策を展開する。
国	平成24年7月に策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づいて策定された「健康日本21（第二次）」において、「健康寿命の延伸健康格差の縮小」「生活習慣病の発病予防と重症化予防の徹底」「社会生活営むために必要な機能の維持及び向上」「健康を支え、守るための社会環境の整備」等の基本的な方向が示されている。平成30年3月に中間評価（素案）が示され、53項目の目標中32項目で改善がみられた。 また、平成30年度に6年に一度の診療報酬及び介護報酬の同時改定があった。この改定において、医療・介護の役割分担と連携の一層の推進として、入院退院時の連携に関する加算が手厚くなった。	
その他		

区民ニーズ

29年度	健康づくりに関する意識・意向調査
	「北区ヘルシータウン21」を改訂するために実施した「健康づくりに関する意識・意向調査」のなかで、かかりつけ医が「いる」は43.8%（前回比4.7ポイント減）、かかりつけ歯科医が「いる」は65.4%（前回比0.4ポイント増）、かかりつけ薬局が「ある」が40.1%（2.4ポイント増）で、いずれも東京都の平均を下回る（かかりつけ薬局はデータなし）。原因を探りつつ、かかりつけ医・歯科医・薬局のさらなる定着を図る必要がある。

単位施策の検証	
単位施策	①地域医療システムの整備
施策の方向についての妥当性	医療機関や地域包括支援センターなどの機関が、区民の状況に応じて連携して支えることにより、区民が地域社会で安心して生活できる体制を作っていかなければならない
妥当性の検証	A: 妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②地域保健活動体制の充実
施策の方向についての妥当性	健康支援センターなどの身近な関係機関において、保健師等の専門職が切れ目なく子育て支援に関わる体制が必要である
妥当性の検証	A: 妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③早期発見・早期治療体制の充実
施策の方向についての妥当性	健康寿命の延伸において健診受診率の向上は必要不可欠である。より受診しやすい健診体制の構築に合わせ、受診勧奨を強力に実施していかなければならない。
妥当性の検証	A: 妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	④安全で健康的な生活環境の確保
施策の方向についての妥当性	区内で大規模な感染症の蔓延がみられないことから、今後も定期予防接種を始めとする感染症予防事業の着実な実施に努めるが、受動喫煙防止に向けた国や自治体の新たな動きにも着目した施策とする必要がある。
妥当性の検証	A: 妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
地域医療システムの整備 早期発見・早期治療体制の充実
②重点事業及びその理由
かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着 がん検診の充実
中長期的方針
区民が地域社会において、健康で安心して生活できるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及・定着に努め、がん等の疾病の早期発見・早期治療体制を充実させる

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらせるまちづくり		
政 策	2 地域福祉推進のしくみづくり		
基本施策	(1)区民主体の福祉コミュニティづくり	コード	010201
単位施策	①地域で支えあうしくみづくり		
	②NPO・ボランティア活動への参加促進・支援		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	健康福祉課、高齢福祉課、長寿支援課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)区民主体の福祉コミュニティづくり
対象	高齢者や認知症の方など。
意図	区民、民生委員・児童委員、NPOやボランティア団体などが連携、協力し、地域で支える仕組みづくりを推進する。
結果	誰もが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、あらゆる住民が役割を持ち、地域で支え合いながら、一人ひとりが主体的に活動できるようにする。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	・地域見守り支えあい事業 計画通り進捗している。 ・コミュニティソーシャルワーカーの配置 計画通り進捗している。東十条・神谷地域に加え、平成30年度から2ヶ所目となる桐ヶ丘地域に配置を予定している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	地域ケア会議の開催：高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を同時に進めていくための3層からなる会議及び協議体を設置することができた。 ふれあい交流サロンの実施：各高齢者あんしんセンターの圏域ごとに、区の施設や、連携・協力に関する協定を締結したUR都市機構の団地内集会所など、さまざまな場所を活用し実施した。 地域見守り・支えあい活動促進補助事業：補助団体数は増加しており、目標値は概ね達成している。 おたがいさまネットワーク：適切な事業者が見つからなかったため、協定締結事業者数は増えていないが、関係機関が連携して重層的な見守り活動を行うことができている。 高齢者いきいきサポーター制度の受入施設数：毎年増加しており、概ね目標を達成している。 認知症サポーター養成講座開催回数：概ね目標を達成している。 コミュニティソーシャルワーカーの配置：地域や関係機関と連携しながら、住民が主体となって地域課題を解決できる仕組みづくりを行っている

基本施策の 成果指標 (アウトカム)	地域ケア会議の開催: 地域ケア会議の開催により、さまざまな地域課題の発見や情報共有を図ることができた。 ふれあい交流サロンの実施: 実施回数、参加人数ともに増加しており、高齢者の身近な通いの場としての役割を果たすことができた。 地域見守り・支えあい活動促進補助事業: 補助団体数の増加に比例して、見守り高齢者数も増加しており、補助金による支援が、支え合いの仕組みづくりに一定の効果があることを示している。 一人暮らし高齢者定期訪問、おたがいさまネットワーク: 死亡や入所、転出などによる減少もありながら、一定の見守り高齢者数を維持しており、地域の支え合いの仕組みの一つとして確立されている。 登録者数・受入施設数に比例して、登録者数は増加している。受入施設が増えれば、地域の担い手としての制度登録者数を増加することができる。 認知症サポーター養成講座: 参加者数: 毎年2,500から3,000人程度の参加者を確保しており、着実にサポーターは増加している。認知症への理解を持った人を増やすことで、地域で支え合える環境整備に貢献する。 コミュニティソーシャルワーカーの配置: CSWの活動は行政をはじめとした関係機関と住民主体の活動をつなぐものであり、「顔の見える関係」づくりを推進しながら地域共生社会をめざしている。
-----------------------------------	---

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、地域全体で問題意識を共有しながら、さまざまな課題に対処していく必要がある。高齢者あんしんセンターを中心とした社会資源ネットワークの構築をはじめ、地域の中の連携と協力を一層深めて、互いに支えあう地域のきずなづくりを進めていくうえで、地域連携の仕組みづくりに向けて実施している事業は一定の成果が出ている。引き続き事業を推進し、地域包括ケアシステムの構築を進めていく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	北区の高齢化率は、平成30年には25.3%に上昇しており、23区で一番高くなっている。また、後期高齢者人口は増加傾向にあり、平成29年には前期高齢者人口をはじめて上回り、今後も高齢者全体に占める後期高齢者の割合は上昇すると見込まれている。こうした背景の中、平成30年3月には地域保健福祉の総合計画として「北区地域保健福祉計画(平成29年度～38年度(10年間))」を策定した。また、その個別計画として「北区地域包括ケア推進計画(高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度(3年間))」を策定し、「長生きするなら北区が一番」を実現するため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援が包括的に提供される体制である「地域包括ケアシステムの構築」を進めている。	施策にどのような影響が予測されるか 高齢者人口が増加していくなかで、高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、本人や家族の力や、公的な支援やサービスだけでは十分ではなく、地域の力を活かした取り組みが重要になってくる。
都	東京都高齢者保健福祉計画(平成30年度～平成32年度)でも「地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京」を計画の理念としており、地域の活力による取り組みに重点を置いている。	予測される影響への対応
国	国は第7期介護保険事業計画の策定にあたり、5つの基本指針を定めており、その1つは「我が事・丸ごと、地域共生社会の推進」で、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、地域共生社会の実現を目指すことが重要であるとしている。	人生100年時代と言われるようになり、意欲あふれる高齢者が、いつまでもいきがいを持って活躍できる、また、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を実現することが必要である。
その他		

区民ニーズ	
28年度 北区民意識・意向調査	28年度 北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査
高齢者のための重点施策として「高齢者の就労の場や機会の拡大」を選んだ方が42.4%と最も高かった。就労をはじめ、ボランティア等の機会を提供することが必要である。	近所の人に手助けして欲しいこととして「話し相手(20.2%)」や「安否確認の声かけ(17.6%)」を選ぶ割合が多く、地域における見守り活動のニーズはある。 地域活動の参加状況で、参加していないと答えた人が約6割と多く、地域活動に参加しやすい仕組みづくりが必要である。
単位施策の検証	
単位施策	①地域で支えあうしくみづくり
施策の方向についての妥当性	地域包括ケアシステムの構築において、地域で支えあうしくみづくりは、もっとも重要である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②NPO・ボランティア活動への参加促進・支援
施策の方向についての妥当性	地域の見守り・支え合い体制の充実を図るためには、ボランティア活動等への参加を促進し、地域の中で適切な役割と居場所をつくることで、地域活動への参加を促していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
3 基本施策達成に向けた中長期的方針	
重点を置く単位施策・事業	
①重点施策	
地域で支えあうしくみづくり	
②重点事業及びその理由	
地域包括ケアシステムの構築において、関係機関が連携し、見守り・支えあい体制の充実を図る必要があるため。	
中長期的方針	
さまざまな課題に対処するにあたって、地域の力の重要性がますます高まっている。あらゆる地域住民が役割を持ち、地域と連携し、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のきずなづくりを進めることを通じ、複雑化する課題に地域と連携して対応していけるように、引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向けて事業を推進していく。	

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらすまちづくり		
政 策	2 地域福祉推進のしくみづくり		
基本施策	(2)利用者本位のサービスの提供	コード	010202
単位施策	①多様で良質なサービスの提供		
	②身近な地域の相談体制の確立		
	③総合的なサービスの提供		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	健康福祉課、地域医療連携推進担当課、 高齢福祉課、長寿支援課、障害福祉課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)利用者本位のサービスの提供
対象	高齢者や障害者など
意図	福祉サービスの質の向上、相談機能の充実、総合的なサービス体制の構築
結果	利用者の立場に立った総合的な支援体制を整備する

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	高齢者あんしんセンター：平成28年10月に高齢者あんしんセンターの担当地域を見直し、地域振興室の担当区域と同一とする再編を行った。区内17か所に配置し、身近な地域で相談や必要なサービスを受けることができるように整備した。平成29年度から各高齢者あんしんセンターの事業評価を開始。また、非常勤医師を配置し、医療依存度の高い高齢者や介護・医療サービスにつながらない高齢者の相談対応等、医療的側面から支援する。 一人暮らし高齢者定期訪問：高齢者あんしんセンターなどを通じて新規申請件数は増加しており、見守り等の相談体制は機能している。新規申請件数が増加しているにもかかわらず対象者数が減少しているのは、死亡や転出、施設入所などが多かったため。 福祉人材の確保：福祉のしごと総合フェアの開催数は計画どおり実施している。 在宅療養推進会議（旧：在宅介護医療連携推進会議）の開催：計画通り実施できている。 多職種連携研修会、顔の見える連携会議の実施：計画どおり実施できている。 在宅療養普及啓発推進事業：計画どおり実施できている。 障害相談係等において、引き続き適切な情報提供・助言を行い、相談支援の充実に努めている。 基幹相談支援センターについては、24時間365日の相談体制の確保が困難であることから設置に至っていない。引き続き設置に向けた検討を行う。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	高齢者あんしんセンターの相談件数は年々増加しており、センターの役割は重要になっている。また、サポート医の配置により、医療的側面から支援することができている。 一人暮らし高齢者定期訪問対象者数の減は死亡や転出、入所等によるもので、必要な方への見守りは引き続き行われており、身近な相談体制は保持されている。 福祉のしごと総合フェアの開催により、福祉職場への就職が促進されている。 介護医療連携推進会議の中に、多職種専門職を委員とする検討部会を設置し、専門的な意見を聞きながら事業化に向けた検討を行うことで、平成30年度までに全ての区市町村で実施が求められている8事業項目の全ての実施につながった。（平成27年度中に達成） 多職種連携研修会の活動を継続することで、地域の医療・介護関係者や関係団体との連携が活発となり、参加者の増加、地域における「顔の見える連携づくり」につながった。 介護あんしんフェアの講演会や、各高齢者あんしんセンターでの講座などにおいて、在宅療養や看取りに関する普及啓発を行った。在宅療養について不安がある区民は多く、引き続き啓発活動を推進する必要がある。 平成27年4月に開設した滝野川地域障害者相談支援センターについて、利用者が増加傾向にある。

高齢者あんしんセンターの担当地域の再編や、事業評価の取り組みを開始したことにより、利用者が質の高いサービスを受けやすい体制を整備することができた。
在宅医療介護連携推進、多職種連携研修会、在宅療養普及啓発について、検討部会の設置や関係団体との連携等により、おおむね計画通り推進している。
区民への良質な福祉サービスの提供体制が継続できるよう、福祉職場での担い手の確保が重要である。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	平成28年10月に、高齢者あんしんセンターの担当地域を見直し、地域振興室の担当区域と同一とする再編を行った。新たに赤羽北高齢者あんしんセンター及び十条台高齢者あんしんセンターを設置するとともに、清水坂あじさい荘高齢者あんしんセンターを移設して東十条・神谷高齢者あんしんセンターを設置し、17か所とした。また、平成25年度に設置した出張窓口3か所（王子五丁目団地、豊島五丁目団地、ヌーベル赤羽台）も引き続き運営している。 今後、担当地域外に設置されている豊島及び滝野川西高齢者あんしんセンターについて、効率性や利用者の利便性を考慮し、担当地域内への移転を進めていく。 平成29年度時点で、高齢者世帯が47,077世帯で、全体の5割近くを占め、そのうち高齢者単身世帯は68.6%を占める。 「北区地域包括ケア推進計画（H30～32年度）」において、多職種連携、区民啓発の推進を重点事業に位置付けている。	施策にどのような影響が予測されるか 区境に近い場所に設置されているなど立地条件があまり良くない高齢者あんしんセンターについて、担当地域の中央付近へ設置することなども検討していく必要がある。 高齢化の進展（特に後期高齢者及び要介護高齢者の増加）や、地域医療構想による病床の機能分化・連携等により、在宅医療の需要がさらに増加することが見込まれている。 地域包括ケアシステムの中心を担う高齢者あんしんセンターの役割がますます重要になってくる。
都	東京都高齢者保健福祉計画（平成30～32年度）では、地域包括支援センター（北区では「高齢者あんしんセンター」と称している）の機能強化に向けた取組みを支援するため、初任及び現任職員向けの研修の実施や、管内の複数のセンターを統括し、サポートする機能強化型地域包括支援センターの設置を支援していくとしている。 東京都高齢者保健福祉計画において、「在宅療養の推進」が重点分野の一つに位置付けられている。また、平成30年度より、地域支援事業対象外経費を都独自の補助金としてメニュー化するなど、在宅療養推進に係る区市町村への財政支援を行っている。	これまで高齢者施策として、北区版地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたが、地域共生社会の実現に向けて、障害者や子どもも含めた北区版地域包括ケアシステムの構築が求められてくる。 社会からの孤立による様々な課題が増加している。身近なところでの相談体制づくりがより一層求められる。 予測される影響への対応
国	平成30年4月の介護保険制度改正では、地域包括支援センターの機能強化を図るため、区市町村や地域包括支援センターは、センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされた。 厚労省は団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年度に介護職員が約34万人不足するとの推計を公表。もっとも不足数が多いのは東京都で3万4,665人。 平成27年度に在宅医療・介護連携推進事業が介護保険法の地域支援事業に位置付けられ、平成30年4月までに全ての区市町村で8つの事業項目全てを実施することとされた。 平成30年度に6年に一度の診療報酬及び介護報酬の同時改定があった。この改定において、医療・介護の役割分担と連携の一層の推進として、入院退院時の連携に関する加算が手厚くなった。	高齢者あんしんセンターによってサービスの差が出ないように、平成29年度から実施している高齢者あんしんセンターの事業評価等により、相談支援体制の質の向上を図っていく。 介護職員をはじめとした福祉人材の確保に向け、積極的な施策展開が求められる。 高齢者施策として、取り組んできた北区版地域包括ケアシステムの構築をベースに、障害者や子どもも含めた取り組みへと発展させていく。
その他		相談を待つだけでなく、アウトリーチで、長期的な働きかけも可能。

区民ニーズ	
28年度 北区民意識・意向調査	28年度 北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査
高齢者のための重点施策として「高齢者の保健・医療サービスの充実」、「介護が必要になったときの在宅療養支援の充実」、「介護者に対する支援」をあげた割合が多く、医療や介護に不安を抱えている人が多い。	高齢者あんしんセンターの認知状況で、名前を聞いたことがあると答えた方が48.2%であった。もっと、あんしんセンターの認知度を上げていく必要がある。 「Q. 最期を迎えたい場所」として、「最期まで自宅で過ごしたい」および「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」との回答が、51.3%と高い一方、「Q. 在宅療養が実現可能と思うか」に対して「いいえ」が70.7%となっており、在宅療養実現のための更なる環境整備と普及啓発が必要である。

単位施策の検証	
単位施策	①多様で良質なサービスの提供
施策の方向についての妥当性	今後も適切な福祉人材の確保や、高齢者あんしんセンターの事業評価等により、質の高いサービスを提供していく必要がある。
妥当性の検証	A.妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②身近な地域の相談体制の確立
施策の方向についての妥当性	高齢者あんしんセンターを中心に、関係機関と連携して、地域で問題を解決していき、地域共生社会の実現に向けて、障害者や子どもも含めた北区版地域包括ケアシステムの構築を図る必要がある。
妥当性の検証	A.妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③総合的なサービスの提供
施策の方向についての妥当性	高齢者、障害者、子どもなど、世代や分野を問わず、地域課題は複雑化して来ているため、その対応に総合的な相談支援体制の構築が必要。
妥当性の検証	A.妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
身近な地域の相談体制の確立
②重点事業及びその理由
地域共生社会の実現に向けて、高齢者あんしんセンターを中心とした身近な地域での相談体制の確立が重要
中長期的方針
高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支える拠点である高齢者あんしんセンターの役割は大きく、今後もサービスの質の向上、各種事業の公正・公平な運営を確保し、機能充実を図っていくことで、高齢者あんしんセンターを中心に、利用者本位のサービスの提供をおこなっていく。 基幹相談支援センターについては、自立支援協議会や専門部会の検討を踏まえ、平成32年度末までの設置を目指す。 今後は高齢者、障害者、子どもなど、世代や分野の垣根を超えた総合的なサービス体制の構築が求められるため、各課が連携して検討していく必要がある。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してらせるまちづくり		
政 策	2 地域福祉推進のしくみづくり		
基本施策	(3)権利擁護のしくみづくり	コード	010203
単位施策	①権利擁護の推進		
	②人権を守る体制の充実		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	健康福祉課・高齢福祉課・ 障害福祉課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(3)権利擁護のしくみづくり
対象	判断能力が低下した高齢者や障害者、育児や介護に悩む家族等関係者
意図	高齢者や障害者などの人権及び権利が擁護される環境とする
結果	だれもが地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりの実現

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	成年後見制度をはじめ、判断能力が低下している人の権利擁護のしくみについて、啓発を行っている。 家族をケアする方向けの虐待防止啓発講演会を毎年実施し、啓発を行っている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	成年後見制度の利用に関する相談をはじめとして、権利擁護センターの活動実績が増加している。 高齢者及び障害者虐待防止啓発講演会の参加者数を増やし、より多くの方に理解を深めていただく必要がある。

区と社会福祉協議会が連携して、地域福祉権利擁護事業の活用や成年後見制度の普及啓発を図るため、権利擁護センター「あんしん北」の活動強化を行う必要がある。
また、高齢者及び障害者虐待への対応、啓発事業等を積極的に実施し、相談・支援体制の充実を図る必要がある。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	権利擁護センター「あんしん北」の活動支援 高齢者虐待の相談・通報件数は、毎年度100件程で、横ばいで推移しているが、平成29年度は121件と例年より多かった。	施策にどのような影響が予測されるか 成年後見制度の利用促進に係る積極的な対応が求められる。
都	高齢者虐待の相談・通報件数が年々増加している。 平成28年度相談・通報件数3,243件 平成18年度1,677件から約2倍となっている。 都市部における高齢者虐待の発生要因としては、近隣とのつきあいが少なく家族が問題を抱え込みやすい傾向にあることなどがあげられる。	障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が求められる。 予測される影響への対応
国	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年4月) 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月) 高齢者虐待防止法(平成17年11月) 障害者差別解消法(平成25年6月) 障害者虐待防止法(平成23年6月)	成年後見制度の利用促進につながる運用の支援体制の構築を行う必要がある。 高齢者や障害者への虐待対応の相談・支援体制の充実を図る必要がある。 区民の障害者理解を促進する必要がある。
その他		

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査	28年度 北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査
高齢者のために取組む施策の必要性について、「認知症に対する支援の充実と地域づくりの整備」が、前回6.8%だった割合が、今回は11.9%と大きく伸びている。	成年後見制度の認知状況調査で、「知らなかった」と回答した方が35.9%で一番多かった。成年後見制度の認知度を高めていく必要がある。

単位施策の検証	
単位施策	①権利擁護の推進
施策の方向 についての 妥当性	区における成年後見制度利用促進に関する施策を推進していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②人権を守る体制の充実
施策の方向 についての 妥当性	障害者・高齢者虐待防止に向けて虐待防止センター機能の充実を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨の普及啓発の継続的な実施や障害を理由とする差別に関する相談機能の充実を図る必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

権利擁護の推進

②重点事業及びその理由

認知症や知的障害、その他の精神上の障害により、財産の管理や日常生活等に支障がある人を地域全体で支え合う仕組みづくりを構築するため、成年後見制度の利用の促進を図っていく。

中長期的方針

認知症や知的障害、その他の精神上の障害があるため、財産の管理や日常生活等に支障がある人を地域全体で支え合うことが求められてことから、成年後見制度の利用の促進をはじめ、権利擁護に関する事業を推進する。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらすまちづくり		
政 策	3 高齢者・障害者の自立支援		
基本施策	(1)社会参加の促進	コード	010301
単位施策	①就労・就業への支援		
	②多様な社会参加への支援		
	③教育、生活訓練の機会の確保		
	④地域交流の促進と理解の促進		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	障害福祉課・高齢福祉課・長寿支援課・子ども家庭支援センター

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)社会参加の促進
対象	高齢者や障害者、その家族、地域住民
意図	就労、ボランティア、生涯学習など多様な社会参加への支援、発達支援、障害者理解の促進
結果	地域でいきいきと活動し、明るく豊かに暮らしていける共生社会の実現

実績の評価

計画事業の 進捗状況	元気な高齢者がいきいきと活躍できる環境を整備し、活力ある地域社会を築いていくため、高齢者いきいきサポーター制度の拡充・推進等を図っている。また、地域社会の支え手として高齢者の活力を活かした、就労やいきいきづくりの支援に関する北区モデルの検討について、これまで「長生きするなら北区が一番研究会」において、学識委員の方々からさまざまなご意見や、他区市町村の事例等を紹介していただいた。ご意見等を参考に引き続き検討を進めていく。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	障害者就労支援センターの相談件数は増加しており、今後も障害者が安心して働き続けられるように就労面・生活面の支援を一体的に行っていく。 高齢者いきいきサポーターの登録者数が増加するなど、元気な高齢者がいきいきと活躍できる環境を整備している。 区民に対して、法が施行される前の平成27年度から障害者差別解消法普及啓発事業を実施している。平成29年度は映画上映会を開催し、参加者が増加するなど、一般区民への普及啓発に努めている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	シルバー人材センターの会員数は増加しており、引き続き運営費の一部を補助し、高齢者の就業機会を拡大できるように活動を支援する。高齢者いきいきサポーター制度の受入対象施設の拡充により、いきいきサポーターの登録者数が増加している。 第1期障害児福祉計画に基づき、平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所整備し、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所確保する計画である。 障害者差別解消法については、引き続き区民に向けて、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止などの法の趣旨の普及啓発を実施する必要がある。

高齢者いきいきサポーター登録者数の増加など、元気な高齢者がいきいきと活躍できる環境整備、活力ある地域社会の構築に努めた。また、地域社会の支え手として高齢者の活力を活かした、就労やいきいきづくりの支援に関する北区モデルを引き続き検討していく。さらに、ハローワークやシルバー人材センター、障害者就労支援センター等関係機関と連携し、就労意欲のある高齢者・障害者に対する支援の充実を図った。
児童発達支援事業所の整備については、平成27～29年度まで現状維持であったが、第1期障害児福祉計画に基づき、平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所整備し、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所確保する計画である。
障害者差別解消法については、区民に向けて、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止などの法の趣旨の普及啓発に努めた。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	東京都北区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱を制定(平成28年3月) 地域包括ケア推進計画の策定(平成30年3月) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定(平成30年3月) 自立支援協議会専門部会に「就労支援部会」を新設予定(平成30年度)→障害者の就労の拡大について、調査・研究等を行う。	施策にどのような影響が予測されるか 高齢者の雇用が増加する。 障害者の雇用が増加する。 就労継続を図るための就労定着支援が課題となる。 障害児に対する自治体の支援強化が求められている。
都	国の基本方針に即して、東京都障害者・障害児施策推進計画を策定(平成30年3月) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成30年10月施行予定)	障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が求められている。 医療的ケア児が在宅生活を継続できるように、心身の状況に応じた適切な支援を行う必要がある。
国	障害者差別解消法施行(平成28年4月) 障害者法定雇用率の引き上げ(平成30年4月) 民間企業2.0%→2.2% 国や地方公共団体2.3%→2.5% 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加 障害者総合支援法及び児童福祉法(平成28年5月改正、平成30年4月施行)→就労定着支援や居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスなどの新設	予測される影響への対応 ハローワークやシルバー人材センター等関係機関と連携し、就労意欲のある高齢者に対する支援の充実を図る。 就労支援センターやハローワークと連携し、障害者の一般就労に向けた更なる雇用促進を図っていく。 サービス事業者や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を実施する。
その他	「人生100年時代」の到来 医療技術の進歩等を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児が増加している。	区民の障害者理解の更なる促進が必要である。 医療的ケア児支援について、関係機関との連絡調整を行うための体制の整備、施設の整備が必要となる。

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	28年度	北区民意識・意向調査
高齢者がいきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、どのような取り組みが必要だと思うか調査したところ、「高齢者の就労の場や機会の拡大」が4割を超え最も高くなっている。		障害者がいきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、どのような取り組みが必要だと思うか調査したところ、「障害者の就労の場及び機会の拡大」が5割半ばと突出して高くなっている。	

単位施策の検証	
単位施策	①就労・就業への支援
施策の方向についての妥当性	国、都、ハローワーク等とともに働く意欲のある高齢者・障害者の更なる雇用促進を図る必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②多様な社会参加への支援
施策の方向についての妥当性	高齢者がいきいきと活躍し、障害者が自立した生活を営むことができるように、引き続き多様な社会参加への支援を行う必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③教育、生活訓練の機会の確保
施策の方向についての妥当性	関係機関との連絡調整を行うための体制整備や、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備、民間施設の誘致を図る必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	④地域交流の促進と理解の促進
施策の方向についての妥当性	障害者差別を引き起こす原因の一つに、障害者理解の不足がある。障害のある人もない人も交流できる機会の提供など区民の障害者理解を促進することが重要であり、自立支援協議会の意見等を参考にしながら、普及啓発活動を継続していく。ただし、基本施策010203(権利擁護のしくみづくり)や010502(思いやりのある福祉のまちづくり)への再編の余地がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

就労・就業への支援
多様な社会参加への支援
教育、生活訓練の機会の確保

②重点事業及びその理由

働く意欲のある高齢者・障害者の更なる雇用促進を図る必要がある。
元気な高齢者がいきいきと活躍できるように、多様な社会参加への支援を引き続き行う必要がある。
児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保する必要がある。

中長期的方針

働く意欲のある高齢者・障害者の就労支援を行う。また、元気な高齢者がいきいきと活躍し、障害者が自立した生活を営むことができるように、ボランティアや地域イベントなど多様な社会参加への支援を引き続き行い、自ら輝ける社会を実現する。さらに、安心して育児ができるように、心身の発達に不安がある乳幼児への発達支援を強化・推進する。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらするまちづくり		
政 策	3 高齢者・障害者の自立支援		
基本施策	(2)在宅生活の支援	コード	010302
単位施策	①地域包括ケアシステムの構築		
	②障害者支援の充実		
	③認知症対策の推進		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	健康福祉課、地域医療連携推進担当課、 高齢福祉課、長寿支援課、障害福祉課、 介護保険課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)在宅生活の支援
対象	高齢者、障害者、認知症の方やその家族
意図	包括的な支援・サービス提供体制の構築、基盤整備、相談体制の充実を図る。
結果	誰もが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、相談や情報提供等の体制が整備され、必要とするサービスを的確に提供できるようにする。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	・地域包括ケアシステムの構築 北区地域包括ケア推進計画(平成30年度～平成32年度)の基本方針に定めた。引き続き推進していく。 ・地域密着型サービスの基盤整備 「認知症高齢者グループホーム」と「小規模多機能型居宅介護」については予定どおり整備完了「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については30年度中に整備予定。今後、介護保険制度の核となる取組みのため拡充目標については第7期介護保険運営協議会にはかりながら進めていく。 ・認知症在宅支援推進事業 国の新オレンジプランに基づき、各高齢者あんしんセンターに認知症支援推進員及び初期集中支援チームを配置した。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	・地域包括ケアシステムの構築 高齢者あんしんセンターサポート医の配置:高齢者あんしんセンターに非常勤医師を配置し、医療依存度の高い高齢者や介護・医療サービスにつながらない高齢者の相談対応等、医療的側面から支援する。平成30年度から区内7圏域全てに配置。 介護予防活動支援者養成講座実施回数:毎年、一定回数を実施しており、目標は概ね達成している。 自主化グループ支援教室実施回数:概ね予定通り自主化が進んでいる。ご近所体操教室は29年度申込み多数であったため、30年度は予算を拡充した。 在宅療養推進会議(旧:在宅介護医療連携推進会議)の開催、在宅療養普及啓発推進事業 多職種連携研修会の実施、顔の見える連携会議の実施 ……計画どおり実施できている。 ・障害者支援の充実 緊急時の短期入所施設の確保を図るため、サービス提供事業所の整備を継続する。また、利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行う。 ・認知症対策の推進 認知症カフェの実施回数は毎年増加しており、また、認知症地域支援推進員・認知症支援コーディネーターの延べ相談件数も3,000件前後で推移しており、概ね目標を達成している。

基本施策の 成果指標 (アウトカム)	①地域包括ケアシステムの構築 地域包括ケア推進計画で基本方針として位置づけた。 おたっしや教室やご近所体操教室等による自主化プログラムの推進や区独自型の介護予防・生活支援サービスを構築するなど下地が整えられた段階と考える。ここから地域包括ケア推進計画に基づく事業を展開し、元気な高齢者が引き続き元気で暮らせるような仕組みづくりを進めて行く。 介護医療連携推進会議の中に、多職種専門職を委員とする検討部会を設置し、専門的な意見を聞きながら事業化に向けた検討を行うことで、平成30年度までに全ての区市町村で実施が求められている8事業項目の全ての実施につながった。(平成27年度中に達成) 多職種連携研修会の実施(研修修了者)および顔の見える連携会議の実施(参加者) 活動を継続することで、地域の医療・介護関係者や関係団体との連携が活発となり、参加者の増加、地域における「顔の見える連携づくり」につながった。 介護あんしんフェアの講演会や、各高齢者あんしんセンターでの講座などにおいて、在宅療養や看取りに関する普及啓発を行った。在宅療養について不安がある区民は多く、引き続き啓発活動を推進する必要がある。 ②障害者支援の充実 サービス利用者数が増加傾向にある中で、事業者と連携を図るため、サービス事業者研修会を開催し、サービスの充実を目指している。 ③認知症対策の推進 認知症カフェへの参加者は毎年増加しており、また認知症地域支援推進員・認知症支援コーディネーターへの相談からの連携先件数も一定の件数を確保しており、認知症の理解の普及と身近な相談体制を確保している。
-----------------------------------	--

地域包括ケア推進計画で「北区版地域包括ケアシステムの構築」を基本方針に定めた。
関係機関と連携し、北区版地域包括ケアシステムの構築を進めていく。
障害者支援については、サービス提供事業所の整備を進めている。相談支援事業者をはじめとした関係機関との連携を図るため、引き続きサービス事業者研修会を開催するなど、さまざまな情報を集約し、多様なニーズのある障害者の相談に的確に対応できるような体制の整備を進めていく。
認知症対策については、認知症カフェの参加者数は毎年増加しているなど、認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発、認知症の人の介護者への支援を充実させ、身近な相談体制の構築を進めることができている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	高齢化の進展(特に後期高齢者及び要介護高齢者の増加)や、地域医療構想による病床の機能分化・連携等により、在宅医療の需要がさらに増加することが見込まれている。「北区地域包括ケア推進計画(H30-32年度)」において、多職種連携、区民啓発の推進を重点事業に位置付けている。 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において、障害児支援の提供体制の整備等に関する成果目標を掲げた。	施策にどのような影響が予測されるか これまで高齢者施策として、北区版地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたが、地域共生社会の実現に向けて、障害者や子どもも含めた北区版地域包括ケアシステムの深化が求められてくる。 原則緩和型となることで、従来の国基準の訪問・通所サービスがなくなり、そこに要介護1・2が移行してくるとなれば、介護予防・生活支援サービスだけで支えることは困難となる。 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるようにすること。
都	「東京都高齢者保健福祉計画(H30-32年度)」において、「在宅療養の推進」が重点分野の一つに位置付けられている。また、平成30年度より、地域支援事業対象外経費を都独自の補助金としてメニュー化するなど、在宅療養推進に係る区市町村への財政支援を行っている。 国の基本方針に即して、東京都障害者・障害児施策推進計画を策定。	

国	平成27年度に在宅医療・介護連携推進事業が介護保険法の地域支援事業に位置付けられ、平成30年4月までに全ての区市町村で8つの事業項目全てを実施することとされた。 平成30年度に6年に一度の診療報酬及び介護報酬の同時改定があった。この改定において、医療・介護の役割分担と連携の一層の推進として、入院退院時の連携に関する加算が手厚くなった。要介護1・2の生活援助が地域支援事業へ移行し、介護予防・生活支援サービスは原則として緩和型となる。 ＜財務省・財政制度分科会（社会保障）改革工程表＞ 障害者総合支援法及び児童福祉法（平成28年5月改正、平成30年4月施行）。 地域生活の支援充実のために自立生活援助などのサービスが創設、障害児支援体制の強化等が盛り込まれた。	予測される影響への対応 高齢者施策として、取り組んできた北区版地域包括ケアシステムの構築をベースに、障害者や子どもも含めた取り組みへと発展させていく。 今のうちから新たな担い手を養成するとともに、通いの場をできるだけ多く創出する必要がある。 併せて、要介護度の軽度な方に対し、インフォーマルサービス中心の考えに介護予防ケアマネジメントを切り替えていかなければならない。 障害福祉部門を中心に、介護や児童福祉、教育部門が連携して、課題に対処する必要がある。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	29年度	北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のためのアンケート調査
高齢者のための重点施策として「介護が必要となったときの在宅療養支援の充実」を選んだ方が21.5%と3番目に多かった。介護が必要になっても在宅生活が続けられるように支援していくことが必要である。		「Q. 最期を迎えたい場所」として、「最期まで自宅で過ごしたい」および「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」との回答が、51.3%と高い一方、「Q. 在宅療養が実現可能と思うか」に対して「いいえ」が70.7%となっており、在宅療養実現のための更なる環境整備と普及啓発が必要である。	

単位施策の検証

単位施策	①地域包括ケアシステムの構築
施策の方向についての妥当性	団塊の世代が75歳を迎える平成37年度を控え、北区地域包括ケア推進計画の基本方針に沿って、引き続き推進していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②障害者支援の充実
施策の方向についての妥当性	居宅介護など地域での生活を支える各種サービスの充実を図り、障害者とその家族を支える基盤整備を進める必要がある。また、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにすることなどが求められる。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③認知症対策の推進
施策の方向についての妥当性	高齢化の進展に伴う認知症の人の増加に対する支援は、国をあげての課題であり、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らしていくことができる環境づくりは行政が取り組むべき重要な課題である。今後も一層の事業周知と内容の充実が必要である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

地域包括ケアシステムの構築

②重点事業及びその理由

北区の地域性に即した地域包括ケアシステムの構築が高齢者施策の中心的命題になっており、北区地域包括ケア推進計画の基本方針にも定めており、引き続き推進していく必要がある。

中長期的方針

従来の福祉施策では、障害者や高齢者、認知症の方など、対象者ごとに取り組みが進められていることが一般的であったが、これらの対象者は共通した課題を抱えていることが多い。今後は複合的な課題に対処できるように、身近な地域での相談や情報提供等の体制を整備し、いつまでも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、高齢者だけでなく、障害者や子ども等を含めたあらゆる方に対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要がある。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらせるまちづくり		
政 策	3 高齢者・障害者の自立支援		
基本施策	(3)生活の場の確保	コード	010303
単位施策	①多様な生活の場の確保		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	健康福祉課・障害福祉課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(3)生活の場の確保
対象	自宅での生活が困難な高齢者や障害者
意図	高齢者や障害者が、安心して生活できる多様な形態の生活の場を確保する。
結果	高齢者や障害者が、住み慣れた地域で一人ひとりの状態にあった施設で安心して生活することができる。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	特別養護老人ホームの整備については、当初予定では、前期計画どおりの進捗見込みであったが、平成31年度に開設予定の施設について、整備予定地の土壌改良工事の遅延により、開設の遅れが見込まれる状況である。 老人保健施設については、前期計画において、平成31年度までに1か所120床の整備を目標としていたが、平成29年度に1施設53床が閉鎖されたため、目標値の見直しが必要である。現在、旧赤羽中学校跡地に、平成33年度の開設を目途に、整備事業者と協議を進めているところである。 都市型軽費老人ホームについては、平成29年度に1施設が開設されたところであるが、滝野川圏域での整備が進んでいない。ホームページでの整備誘致の周知などを図っているところであるが、具体的な整備予定の見込みはたっていない。 グループホームなど地域に多様な生活の場を用意し、障害者とその家族を支える基盤整備を引き続き進める必要がある。平成30・31年度の整備状況は土地の確保が困難なことなどにより未定であり、計画の遅延が予想される。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	特別養護老人ホーム整備については、開設の遅延が見込まれるものの目標値を達成している。 老人保健施設については、平成29年度に1施設53床が閉鎖されたため、目標値の74.6%に留まっている。 都市型軽費老人ホームについて、滝野川圏域での整備が進んでおらず、目標値の66.7%の整備に留まっている。 障害者グループホームの整備については、平成27～29年の実績は概ね計画どおりである。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	特別養護老人ホーム整備については、目標値を充足している。 老人保健施設整備については、施設の閉鎖により、目標値の74.6%の充足率となっている。 都市型軽費老人ホームについては、目標値の66.7%の充足率となっている。 民間事業者に対する建設費の一部補助等を通して、区内のグループホームの整備を推進した。

特別養護老人ホーム整備においては、概ね計画どおり整備が進捗しているが、入所待機者は近年減少傾向にある。また、平成29年度に開設された民間特別養護老人ホームにおいては、職員不足のため、定員満床の受入れが困難な状況であり、入所率が低い状況にある。また、平成31年に開設予定の民間特別養護老人ホーム1施設(165床)の開設も見込まれている。今後の整備誘致については、引き続き要介護認定者数の増加が予想され議会等からの整備要望もあるところであるが、様々な要因に留意し慎重に検討して行く必要がある。

老人保健施設整備においては、平成29年度に1施設(53床)が閉鎖され現計画の策定時から施設数が減少している。現計画においては、平成31年までに1施設(120床)の整備を予定していたが、旧赤羽中学校跡地に平成33年度の開設を目途に整備を予定しており、計画が後ろ倒しとなっている。今後は、施設が閉鎖されたことによる影響等も考慮し、整備誘致の計画を検討して行く必要がある。

都市型軽費老人ホームについては、都の整備目標は2400人のところ、平成30年3月末現在、1206人となっており、達成率は50.3%となっている。現計画における整備目標としている2施設の整備について、圏域のバランスに考慮しながら、推進して行く必要がある。

住み慣れた地域における障害者の生活の場を確保するため、民間事業者に対する建設費の一部補助等を通して、区内のグループホームの整備を推進した。また、重度の障害者が地域生活を送ることができるよう、グループホーム整備に際して区有地を活用した。以上のことから、実績はおおむね計画どおりであった。しかし、平成30・31年度の整備状況は土地の確保が困難なことなどにより未定であり、計画の遅延が予想される。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	高齢者福祉施設については、状況に応じ適切なサービスが受けられるよう介護基盤全般の整備が求められている。また、施設においては、介護人材の確保が困難な状況にあり、人員の不足により、定員満床の受入れが困難な施設がある。人口の高齢化に伴い、障害者やその介助者の高齢化が進んでいる。身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の区民の割合は69.3%(平成29年8月末)となっている。	施策にどのような影響が予測されるか 北区の高齢化率は今後も高い水準での推移が見込まれるが、施設への入所状況や待機者の動向を見極め整備を計画していく必要がある。また、施設においては、介護人材の不足により、効率的な施設運営が困難となる状況も予測される。
都	他の都道府県と比較し、高齢者施設全般の整備率が低いことから、建設費の補助や用地の賃借料の補助などを行い、積極的に整備をしていく姿勢を示している。また、区市町村毎の整備率に応じて、補助金額に差を設けるなど、地域偏在に配慮した整備を推進している。グループホーム都加算の改定(より重度の利用者を支援する事業者の努力を補助額に反映)。	「親なき後」の生活支援体制の確保が不可欠である。 予測される影響への対応
国	今後も高齢化の進展が見込まれることから、地域における効率的な介護サービス基盤の整備を推進するため「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の制度を継続するほか、施設整備用地の確保のための定期借地権一時金支援や、限られた用地で効率的に介護施設の整備を推進するため、施設整備にあたり合築・併設を行う場合に、補助単価を加算するなどの制度を設けている。グループホーム国報酬の改定(看護職員配置加算の新設等)	高齢化率は今後も高い水準での推移が見込まれるため受入れ施設の充足と併せ、介護人材の確保を推進することにより、効率的な施設運営が図られるよう取り組んでいく必要がある。 利用者の重度化・高齢化への対応が必要。
その他		

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査	28年度 「北区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」のためのアンケート調査(一般高齢者調査)
高齢者のための重点施策として、「高齢者施設の整備」が前回、調査より2.9%上昇するなど、高齢化の進展により、必要性が増している。	介護が必要になった場合の暮らし方として、「主に介護保険サービスを利用して、在宅で暮らしたい」に次いで、「特別養護老人ホームに入所したい」が14.3%となっており、環境整備が求められている。

単位施策の検証	
単位施策	①多様な生活の場の確保
施策の方向 についての 妥当性	区民ニーズを適切に捉え、多様な施設の整備を図るとともに、施設で働く人材の確保策を推進することにより、効率的な施設運営が図られるよう連携して取り組んでいく。 区がグループホームの整備費を補助することにより、障害者グループホーム及び重度身体障害者グループホームの整備を促進する必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

多様な生活の場の確保

②重点事業及びその理由

・特別養護老人ホームの改修・整備
・老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備
高齢化率が高い水準で推移することが見込まれるため、今後も利用者ニーズに合わせた施設整備を行う必要があるため。

中長期的方針

平成30年1月1日現在の、高齢者人口は87,982人となっており、高齢化率25.3%となっている。今後高齢者人口は、横ばいから緩やかな低下傾向となることが見込まれるが、後期高齢者人口及び要介護認定者数は今後も増加が見込まれている。このような状況の中、利用者のニーズや施設の入所状況、整備圏域のバランスなど様々な要因に留意し、慎重に施設整備計画を検討して行く必要がある。

人口の高齢化が進む中で、公有地を活用するなどして、グループホームなどの福祉施設を整備し、一人ひとりの状況に応じた多様な生活の場を確保する。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらすまちづくり		
政 策	4 子ども・家庭への支援		
基本施策	(1)子育て家庭への支援	コード	010401
単位施策	①多様な保育サービスの充実	⑤児童虐待への対応	
	②子育て相談の充実と交流の促進	⑥子育てしやすい環境づくりの推進	
	③子育ての経済的負担の軽減	⑦子育て支援の拠点の整備	
	④ひとり親家庭の自立支援		
施策評価 担当部局	子ども未来部	施策所管課	子ども未来課・子育て施策担当課 保育課・子ども家庭支援センター・ 健康推進課・学校支援課・住宅課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)子育て家庭への支援
対象	子ども・子育て世帯・子どもを持つことを希望する区民
意図	安心して子どもを産み育てられ、活気あふれる子ども声があふれる環境とする
結果	子どもの健やかな育ちと子育てを支える

実績の評価

計画事業の 進捗状況	【保育所待機児童解消】 計画上の必要事業量を大幅に上回る保育需要の増加を受け、待機児童の解消に向けた緊急対策に基づく施設整備を進めた結果、前期目標数を超える受入数増を実現した。 【学童クラブの定員拡大】 計画上の目標を上回る定員拡大を進めてきたが、地域により学童クラブの待機児童は増加してきている。 【保育サービスの充実】 私立保育園の開設を推進してきたことなどにより、病児病後児保育や延長保育の実施数は計画以上の達成状況になっている。女性の社会進出や就労形態の多様化により、長時間保育や病児保育等の保育サービスの充実、あわせて保育の質の向上がより一層求められる状況になっており、今後も推進していく必要がある。 【産前産後サポート事業】 出産前後の母親の心身の疲労や出産直後の悩み、育児不安等の軽減を図るために実施しているが、産後ショートステイ事業など一部事業について、利用実績が当初の見込みを下回っており、利用にあたっての利便性の向上が課題である。 【子育て応援団事業】 計画事業として順調に進捗してきているため、中期計画からは計画事業から外している。 【児童虐待未然防止事業】 児童虐待未然防止事業については、子ども家庭支援センターが北児童相談所と連携し、児童虐待対策の一義的な相談窓口として、児童虐待対応及び児童虐待の予防と早期発見、見守りを行っているほか、養育支援訪問事業を実施する等、児童虐待防止に向けた対策事業を推進している。 【児童相談所の移管】 児童相談所の移管については、現在、関係課長会で23区共通課題及び都協議課題について検討を行うとともに、「児童相談所設置に向けた庁内連絡会」において、北区の課題に係る具体的な検討を行っている。又、児童相談所の整備地や施設形態等の検討を行いながら、人材面については新規職員の採用等により職員の確保に努めるとともに、北児童相談所への派遣等により職員の育成を図っている。 【(仮称)子どもプラザの整備】 中期計画から検討のまま休止している。 【子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進】 放課後子ども総合プランの導入により小学生の安全で安心できる活動場所を確保できたところから、順次、子どもセンターへ移行している。ティーンズセンターは中高生の利用状況、施設環境を見ながら推進していく。
---------------	---

単位施策の活動指標 (アウトプット)	①私立保育園の開設拡充等の理由により、計画以上の達成状況になっている。また、学童クラブ定員は、計画を上回る達成状況になっている。 ②子育てに関する専門相談への相談件数は増加しているとともに、相談内容も多様になってきている。 ③北区が先駆的に実施している子ども医療費助成にみられるように受給者数は伸びており、子育ての経済的負担の軽減措置として、大きく機能している。 ④平成29年3月に「北区子どもの未来応援プラン」を策定し、未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、健やかに成長・自立できるよう、貧困の世代間連鎖を解消するための施策を展開している。 ⑤近年増加傾向にある児童虐待新規受理件数については、疑いを含めた虐待そのものが増えたことに加え、社会的意識の高まりによって相談・通報が増えたことも要因の一つとなっている。児童虐待防止啓発研修・講演会については、区民だけでなく関係機関の職員や学校教職員、大学生等を対象として実施しており、児童虐待予防意識の高まりの一助となっている。又、子ども家庭支援センターが要保護児童対策協議会を開催し、関係機関と連携・情報共有することにより要保護児童等の早期発見及びその適切な保護に努めている。 ⑥ショートステイ・トワイライトステイ事業の利用理由は出産が多く、その他保護者の疾病や出張が理由として挙げられる。ショートステイは、保護者の希望と合致するかにより利用件数に影響が出ている。安心ママヘルパー事業の利用件数は、ホームページや北区ニュースでの周知に加え、健康支援センター等と連携し情報提供することで育児中の家族への支援として利用されている。ファミリーサポート・センター事業は、増加傾向にあるファミリー会員に対応するサポート会員の発掘が課題であり、制度の中で保護者のニーズに対応できる体制を整えていく必要がある。 ⑦乳幼児親子の居場所機能に重点を置いた子どもセンターの設置は、計画を若干下回っているが、児童館を含めた乳幼児親子の利用者数は順調に伸びてきている。								
基本施策の成果指標 (アウトカム)	年少人口の増加に見られるように、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、計画事業として保育園待機児童解消や学童クラブの定員拡大を始めとして保育サービスの充実、産前産後サポート事業等を展開してきたことで一定の成果は見取れる。しかしながら、同時に多様な保育サービスについての需要が増大してきているおり、就労形態の多様化に伴う需要はもとより、求められるサービスの変化にも柔軟に対応しながら、引き続き子育て家庭を支援するサービスの充実を図っていく必要がある。								
「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、子どもや子育て家庭に向けた各種施策は充実してきているとともに、地域社会と連携して子どもの成長をあたたく見守り育む環境づくりへの取り組みも推進してきた。これからも区民の多様なニーズを取り込み、使いやすくわかりやすい施策展開と対象となる世代に届きやすい情報の発信が必要になる。									
2 施策の見直し									
基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）									
	<table><tr><th>現在</th><th>将来予測</th></tr><tr><td>区</td><td> 待機児童が発生している滝野川地区において、認可保育所及び小規模保育事業所の募集に取り組むとともに、今後、区内各地の動向を見据えながら、必要に応じて更なる保育施設の誘致等を行う。国及び都の制度を活用し、保育事業者を支援し、保育士の人材確保や負担軽減を図る施策を強化している。 「北区子どもの未来応援プラン」を策定し、ひとり親家庭等の子どもの支援を展開している。 平成28年6月の母子保健法の改正により、平成29年4月から、児童虐待の発生を予防し妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を市区町村に設置することが努力義務とされ、北区は、平成30年4月に事業を開始した。 </td><td> 施策にどのような影響が予測されるか 東京都の充実した支援が継続されることで、必要に応じた保育施設の誘致等が可能になるとともに、多様なニーズに対応した柔軟な保育サービスの提供が可能になり、子育て家庭の支援の充実が図られる。また、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備も展開できるようになる。 </td></tr><tr><td>都</td><td> 都では、平成30年度において、保育サービス利用児童数21,000人分を整備するとともに、待機児童となっている保護者などへの利用者支援の充実に向けた取組を展開するとしている。 ハード面の整備、保育士宿舍借り上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業、ICT化推進事業、賃借料補助事業など、保育事業者を支援し、保育士の人材確保や負担軽減を図る施策を強化してきている。 ひとり親家庭等を支援するための補助制度が充実してきている。 平成28年5月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、公布された。今回の改正法では児童相談所による指導措置について、委託先として区市町村が追加されるとともに、まずは、区市町村での児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から区市町村への送致が新設された。 </td><td> 虐待に至る前に適切な支援を行うため、子育て支援事業の普及・推進、虐待防止意識の啓発、相談しやすい体制の整備が求められる。又、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応や児童相談所からの送致に対応するため、子ども家庭支援センターの体制強化や研修やノウハウの共有による専門性の強化、要保護児童対策地域協議会における更なる連携強化をする必要がある。 </td></tr></table>	現在	将来予測	区	待機児童が発生している滝野川地区において、認可保育所及び小規模保育事業所の募集に取り組むとともに、今後、区内各地の動向を見据えながら、必要に応じて更なる保育施設の誘致等を行う。国及び都の制度を活用し、保育事業者を支援し、保育士の人材確保や負担軽減を図る施策を強化している。 「北区子どもの未来応援プラン」を策定し、ひとり親家庭等の子どもの支援を展開している。 平成28年6月の母子保健法の改正により、平成29年4月から、児童虐待の発生を予防し妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を市区町村に設置することが努力義務とされ、北区は、平成30年4月に事業を開始した。	施策にどのような影響が予測されるか 東京都の充実した支援が継続されることで、必要に応じた保育施設の誘致等が可能になるとともに、多様なニーズに対応した柔軟な保育サービスの提供が可能になり、子育て家庭の支援の充実が図られる。また、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備も展開できるようになる。	都	都では、平成30年度において、保育サービス利用児童数21,000人分を整備するとともに、待機児童となっている保護者などへの利用者支援の充実に向けた取組を展開するとしている。 ハード面の整備、保育士宿舍借り上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業、ICT化推進事業、賃借料補助事業など、保育事業者を支援し、保育士の人材確保や負担軽減を図る施策を強化してきている。 ひとり親家庭等を支援するための補助制度が充実してきている。 平成28年5月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、公布された。今回の改正法では児童相談所による指導措置について、委託先として区市町村が追加されるとともに、まずは、区市町村での児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から区市町村への送致が新設された。	虐待に至る前に適切な支援を行うため、子育て支援事業の普及・推進、虐待防止意識の啓発、相談しやすい体制の整備が求められる。又、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応や児童相談所からの送致に対応するため、子ども家庭支援センターの体制強化や研修やノウハウの共有による専門性の強化、要保護児童対策地域協議会における更なる連携強化をする必要がある。
現在	将来予測								
区	待機児童が発生している滝野川地区において、認可保育所及び小規模保育事業所の募集に取り組むとともに、今後、区内各地の動向を見据えながら、必要に応じて更なる保育施設の誘致等を行う。国及び都の制度を活用し、保育事業者を支援し、保育士の人材確保や負担軽減を図る施策を強化している。 「北区子どもの未来応援プラン」を策定し、ひとり親家庭等の子どもの支援を展開している。 平成28年6月の母子保健法の改正により、平成29年4月から、児童虐待の発生を予防し妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を市区町村に設置することが努力義務とされ、北区は、平成30年4月に事業を開始した。	施策にどのような影響が予測されるか 東京都の充実した支援が継続されることで、必要に応じた保育施設の誘致等が可能になるとともに、多様なニーズに対応した柔軟な保育サービスの提供が可能になり、子育て家庭の支援の充実が図られる。また、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備も展開できるようになる。							
都	都では、平成30年度において、保育サービス利用児童数21,000人分を整備するとともに、待機児童となっている保護者などへの利用者支援の充実に向けた取組を展開するとしている。 ハード面の整備、保育士宿舍借り上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業、ICT化推進事業、賃借料補助事業など、保育事業者を支援し、保育士の人材確保や負担軽減を図る施策を強化してきている。 ひとり親家庭等を支援するための補助制度が充実してきている。 平成28年5月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、公布された。今回の改正法では児童相談所による指導措置について、委託先として区市町村が追加されるとともに、まずは、区市町村での児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から区市町村への送致が新設された。	虐待に至る前に適切な支援を行うため、子育て支援事業の普及・推進、虐待防止意識の啓発、相談しやすい体制の整備が求められる。又、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応や児童相談所からの送致に対応するため、子ども家庭支援センターの体制強化や研修やノウハウの共有による専門性の強化、要保護児童対策地域協議会における更なる連携強化をする必要がある。							

国	国では、平成29年6月に発表した「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保し、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消するとしている。 保育士宿舎借り上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業、ICT化推進事業、賃借料補助事業など、保育事業者を支援し、保育士の人材確保や負担軽減を図る施策を強化してきている。 子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定し、貧困対策を総合的に推進している。 平成29年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、公布された。今回の改正法では「虐待を受けている児童等の保護者に対する指導の司法関与」「家庭裁判所による一時保護の審査の導入」「接近禁止命令を行うことができる場合の拡大」が主な改正内容である。	予測される影響への対応 保育の無償化措置によって、新たな保育需要の向上が予測され、更なる対応を行う必要がある。 子どもの貧困対策においては、国の政策動向によって、総合的に進んでいくようになる見込みであり、更なる対応を行う必要がある。 児童相談所設置に向けて検討を行うとともに、児童福祉法等の改正に対応できるよう、北児童相談所等と連携し職員の能力育成に努める必要がある。
その他	国では、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、2019年10月から3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化措置の実施を位置づけた。	

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
・子育て支援の充実について、若い年齢層ほど、施策の重要度、満足度ともに高くなっている。 ・自然とふれあえる場の提供、異世代との交流の場の提供が高くなっている。		

単位施策の検証

単位施策	①多様な保育サービスの充実
施策の方向についての妥当性	保護者の就労形態が多様化するなか、引き続き、多様な保育ニーズが求められているため、現在の施策の方向は妥当であり継続していく必要がある。一方、サービスを提供する保育事業者の支援にも踏み込んでいく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②子育て相談の充実と交流の促進
施策の方向についての妥当性	施策の方向性は妥当であるが、身近で気軽に相談できる所と専門性を備えている所という両方向からの充実・整備が必要になる。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③子育ての経済的負担の軽減(④と統合し、「困難を抱える子育て家庭への支援」という単位施策に再編予定)
施策の方向についての妥当性	子育て世代ほど、経済的負担の軽減への要望は高いので、施策の方向性としては妥当である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	④ひとり親家庭の自立支援(③と統合予定)
施策の方向についての妥当性	ひとり親家庭は、困難を抱える家庭の多数を占めているため、ひとり親家庭を対象とした施策の方向性には妥当性がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

単位施策	⑤児童虐待への対応(基本施策010403「子どもをあたたく育む地域社会づくり」の単位施策「いじめや虐待の防止」を移行し再編予定
施策の方向についての妥当性	要保護児童対策地域協議会の関係機関と更なる連携強化を行い、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応できるよう、又、児童相談所からの送致に対応できるよう、人材育成を含め子ども家庭支援センターの体制を強化する必要がある。 児童相談所の移管については、他施設との複合化や区有地の活用等の検討を行い、人材面については、新規職員の採用等により職員の確保に努めるとともに、児童相談所の設置市への派遣等により職員の育成を図る必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	⑥子育てしやすい環境づくりの推進
施策の方向についての妥当性	子育て情報の発信や母子保健体制の充実という方向性は妥当であるが、多様化する区民ニーズをどこまで取り込むかを検証していく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	⑦子育て支援の拠点の整備
施策の方向についての妥当性	孤立した子育てを防ぐためにも、子育て世代が集まりやすい拠点の整備は依然として必要である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

多様な保育サービスの充実
児童虐待への対応

②重点事業及びその理由

保育所待機児童解消、学童クラブの定員拡大、保育サービスの充実、児童相談所の移管
安心して産み育てられるとともに、子どもを育てながら働くことのできる環境を整える。
児童相談所の設置に向けて、子ども家庭支援センターの機能や関係機関との連携を強化する。

中長期的方針

年少人口は今後10年は増加するものと予測され、当面は保育園をはじめとした子育て支援のための施設整備は必要施策であるが、中長期的には当該施設の配置も考慮していく必要がある。
児童虐待防止については、児童相談所の設置に向けて、区が児童虐待に対する対応を総合的に担っていくことのできる体制を整備する。子ども家庭支援センターの体制強化や職員の人材育成に加え、要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組んでいく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらすまちづくり		
政 策	4 子ども・家庭への支援		
基本施策	(2)子どもの健やかな成長の支援	コード	010402
単位施策	①魅力ある遊び環境づくり		
	②豊かな体験活動の充実		
	③子どもの幅広い社会参加の促進		
施策評価 担当部局	子ども未来部	施策所管課	子ども未来課、生涯学習・学校地域連携課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)子どもの健やかな成長の支援
対象	子どもたち
意図	魅力ある遊びの環境をつくり、豊かな体験活動や社会参加の促進を図る
結果	遊びを通して社会の一員としての自覚や社会性を育んでいく

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	放課後子ども総合プランの進捗にあわせて、児童館の統合及び子どもセンターへの移行を進めている。それにあわせて、小学生の豊かな体験活動や社会参加を支える場も放課後子ども総合プランに移行している。また、乳幼児親子が安心して集える場所として、子どもセンターの整備も進んでいる。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	児童館・子どもセンターの小学生の利用は減少しているが、それを上回る利用者が放課後子ども総合プランを利用している。いままで、児童館を利用していなかった小学生が身近な学校で事業を実施している放課後子ども総合プランを利用していることがうかがえる。この傾向に合わせ、子どもたちの豊かな体験活動や社会参加を支える環境づくりも、放課後子ども総合プランの事業進捗にあわせて進んでいる。

児童館・子どもセンターと放課後子ども総合プランの利用者数の推移からみても、児童館の統合・閉館、子どもセンターへの移行という児童館のあり方と放課後子ども総合プランの導入を一体的に進めてきたことの成果は見取れる。
施設・事業の再編が、少しずつではあるが子どもたちの豊かな体験活動や社会参加の機会を支える環境づくりへとつながってきている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	「放課後子ども総合プラン」は、「基本計画2015」、「教育ビジョン2015」において、平成31(2019)年度までに全小学校での実施を目標としている。 「今後の児童館のあり方に関する基本方針」(平成25年3月)及び「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」(平成26年8月)において、児童館の再編成を計画している。	施策にどのような影響が予測されるか 小学生の放課後の活動場所が放課後子ども総合プランに移行することで、豊かな経験のできる多様な活動が求められてくる。 予測される影響への対応 小学校すべての放課後子ども総合プランを導入し、小学生の放課後の安全・安心できる活動場所を確保し、様々な体験活動を充実していく。
都	教育庁地域教育支援部と福祉保健局少子社会対策部の両部局から、それぞれに支援を展開している。	
国	「放課後子ども総合プランについて」(平成26年7月31日)共働き家庭の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
子育て支援の充実について、若い年齢層ほど、施策の重要度、満足度ともに高くなっている。 自然とふれあえる場の提供、異世代との交流の場の提供が高くなっている。		

単位施策の検証	
単位施策	①魅力ある遊び環境づくり
施策の方向についての妥当性	子どもたちが楽しめる魅力ある環境づくりは普遍の課題であるため、概ね施策の方向性は妥当である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②豊かな体験活動の充実
施策の方向についての妥当性	人間性や社会性を培うために体験活動の大切さはいつでも普遍の課題であるため、施策の方向性としては妥当である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③子どもの幅広い社会参加の促進
施策の方向についての妥当性	人間性や社会性を培うために社会参加の大切さはいつでも普遍の課題であるため、施策の方向性としては妥当である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

豊かな体験活動の充実

②重点事業及びその理由

・放課後子ども総合プランの充実

子どもたちが豊かな体験活動の実践をめざし、自然体験、社会体験、科学体験等の体験活動を重視するよう、事業内容の充実をめざす。

中長期的方針

放課後子ども総合プランの全小学校への導入が完了しつつある中で、施設のハード面の充実は引き続き行っていくことになる。今後はソフト面の施策に重点を置き、子どもたちにとって魅力があり、参加する価値のある場所へと充実させていく必要がある。また、施設内の安全・安心には配慮を重ねてきたところであるが、子どもたちの登下校を含めた施設外における安全・安心にも配慮が必要になってくる。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	
基本目標	1 健やかに安心してくらするまちづくり		
政 策	4 子ども・家庭への支援		
基本施策	(3)子どもをあたたく育む地域社会づくり	コード	010403
単位施策	①地域における子育て支援		
	②子育てネットワークの育成		
	③いじめや虐待の防止		
	④子どもの安全確保の体制づくり		
施策評価 担当部局	子ども未来部	施策所管課	子ども未来課、子ども家庭支援センター、 生涯学習・学校地域連携課、危機管理課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(3)子どもをあたたく育む地域社会づくり
対象	子ども・子育て世帯・子どもを持つことを希望する区民 民生・児童委員をはじめとする地域コミュニティの構成員
意図	地域社会全体で子育てを支えることで、いじめ・虐待・子どもを狙った犯罪等を未然に防ぎ、子どもにとって安全なまちづくりを推進する。
結果	子どもの健やかな育ちを支え、保護者の子育てに対する不安感を取り除く。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	①地域における子育て支援 児童館・子どもセンター及び育ち愛ほっと館の乳幼児親子の利用者数は、北区の人口増加に伴い、増加している。 ②子育てネットワークの育成 子育てサークルの団体数は不明だが、平成30年2月に政策提案事業である「北区子育てメッセ」を「子育てママ応援塾」と区の協働で初めて開催した。これは、子育て世帯の社会的孤立が課題となる中、地域や周囲とつながることに難しさを感じている保護者に対し、支援団体とつながるきっかけを作るとともに、支援団体同士も協力関係を築いていくことを通じて、子育てネットワークの育成・推進を図ることを目指す事業である。この事業の実施により、子育てサークルの団体数、参加者数が増え、子育てネットワークがより充実したものになることが見込まれる。 ③いじめや虐待の防止 近年増加傾向にある児童虐待新規受理件数については、疑いを含めた虐待そのものが増えたことに加え、社会的意識の高まりによって相談・通報が増えたことも要因の一つとなっている。又、子ども家庭支援センターが要保護児童対策協議会を開催し、関係機関と連携・情報共有することにより要保護児童等の早期発見及びその適切な保護に努めている。見守りサポートは、児童相談所と連携し軽度の児童虐待が認められるものの在宅での指導が適当と判断される家庭や、児童虐待により児童相談所が一時保護または施設措置等を行った児童が家庭復帰した後の家庭への支援を行っているが、平成27年以降児童相談所からの依頼はなかった。 ④子どもの安全確保の体制づくり 「安全・安心」・快適メールの配信実績・登録者数はともに伸びており、区民の安心・安全への関心が高まっていることが伺える。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、地域住民の協力、連携のもと近年増加傾向にあり、地域での子育て支援づくりの一翼を担っている。児童虐待の対応件数の増加は、疑いを含めた虐待そのものの増加に加え、子どもを取り巻く地域社会の関心の高まりにより、相談・通報が増えたことが要因と思われる。

「地域における子育て支援」と「子育てネットワークの育成」は、地域全体で子育て世帯を見守り支え、子育ての孤立化を防ぐ取り組みであるとともに、気になる親子を早期に発見し、虐待を未然に防ぐ効果も期待できるものである。青少年地区委員会等の団体に加え、新しい子育て支援団体とも協働し、イベントの開催や地域活動の充実を図ることで、ネットワークの拡張や子育て世帯がネットワークにつながりやすくなる環境の整備が必要となる。このようなネットワークの構築は、「子どもの安全確保への体制作り」にも資するものである。児童虐待の受理件数や対応件数が増加しているが、社会全体の児童虐待等への関心の高まりにより、相談件数が増加したことも要因と考えられる。引き続き、要保護児童対策協議会の開催等で関係機関等の連携を図り、虐待の早期発見・対応を進めていくとともに、児童相談所の区への移管に向けた体制の整備を行っていく必要がある。

施策の実施にあたっては、今年度「子ども・子育て支援事業計画2020」のニーズ調査を実施し、その結果成果指標に掲げる数値にどのような変化があったかを把握、分析し、今後の事業展開に活かしていく必要がある。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	①地域における子育て支援 平成25年3月に策定した「今後の児童館のあり方に関する基本方針」に基づき、旧来の児童館を、乳幼児親子の居場所機能や相談事業等の支援機能を強化した、子どもセンターへと移行している(平成30年4月1日時点で6館)。子どもセンターは利用者と周辺の地域をつなぎ、複数のセンターを単位とするネットワークを構築する核となる役割を担っていく。 ②子育てネットワークの育成 平成30年2月に政策提案事業である「北区子育てメッセ」を「子育てママ応援塾」と区の協働で初めて開催した。この事業は、子育て世帯の社会的孤立が課題となる中、地域や周囲とつながることに難しさを感じている保護者に対し、支援団体とつながるきっかけを作るとともに、支援団体同士も同イベントをきっかけに協力関係を築いていくことを通じて、子育てネットワークの育成・推進を図ることを目指すものである。 ③いじめや虐待の防止 平成28年6月の母子保健法の改正により、平成29年4月から、児童虐待の発生を予防し妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を市区町村に設置することが努力義務とされ、北区は、平成30年4月に事業を開始した。	施策にどのような影響が予測されるか 児童相談所の移管により、区が児童虐待に対する対応を総合的に担っていくことが求められる。又、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応を行うため、子ども家庭支援センターの体制強化や研修やノウハウの共有による専門性の強化、要保護児童対策地域協議会における更なる連携強化をする必要がある。合わせて、子どもが虐待や犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、支援を必要としている子育て世帯が助けを求められるような地域社会づくりが求められる。
都	③いじめや虐待の防止 平成28年5月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、公布された。今回の改正法により、特別区に児童相談所の設置が可能となり、東京都からの児童相談所の移管が見込まれる。また、児童相談所による指導措置について、委託先として区市町村が追加されるとともに、まずは、区市町村での児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から区市町村への送致が新設された。	予測される影響への対応 児童相談所移管に向けて、引き続き23区共通課題及び都協議課題について検討を行うとともに、北区の課題に係る具体的な検討を行う。又、国や都及び児童相談所設置予定自治体の動向を注視すると同時に、児童福祉法等の改正に対応できるよう、北児童相談所等と連携し職員の能力育成に努める必要がある。
国	③いじめや虐待の防止 平成29年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、公布された。今回の改正法では「虐待を受けている児童等の保護者に対する指導の司法関与」「家庭裁判所による一時保護の審査の導入」「接近禁止命令を行うことができる場合の拡大」が主な改正内容である。	合わせて、子どもが虐待や犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、適切な支援を行うため、子どもセンター等を拠点とした、地域における子育て支援の充実や、関係団体や地域によるネットワークの育成をより推進し、「地域の子どもは地域で守る」体制を構築していく。
その他		

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査

「子育て支援のための重点施策」では、地域で子どもたちを守り育てるという意識の高揚(20.7%)、子どもや保護者が悩みを相談できる場の充実(17.0%)、児童虐待防止の取組の充実(13.0%)などが上位の回答率となっている。特に「地域で子どもたちを守り育てるという意識の高揚は、前回調査に比べ5.7ポイントも上昇している。

「不安を感じる内容」では、子どもの安全に不安を感じるとの回答が28.1%で、全体で2番目となっている。特に30歳代では、回答率は46.6%となっている。

単位施策の検証	
単位施策	①地域における子育て支援
施策の方向 についての 妥当性	共働き世帯の増加や核家族化により、不安感や孤立感を感じながら子育てをしている世帯が増え、子育て支援へのニーズは高まっている。そのため、地域全体で子育て家庭を見守り、支えていく取り組みは非常に重要である。今後も継続して取り組んでいく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②子育てネットワークの育成
施策の方向 についての 妥当性	安心して子育てができる地域社会を作っていくため、新たな子育て支援団体等も巻き込んで、地域の子育てネットワークを広め、強化していく。そのためには、今後も継続した取り組みが必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③いじめや虐待の防止(⇒基本施策010401子育て家庭の支援に移行・再編を検討)
施策の方向 についての 妥当性	要保護児童対策地域協議会の関係機関と更なる連携強化を行い、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応できるよう、児童虐待の一義的窓口である子ども家庭支援センターが引き続き体制を強化し対応する。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	④子どもの安全確保の体制づくり
施策の方向 についての 妥当性	子どもを狙った犯罪を未然に防ぐために、安心・安全な体制づくりをより強固にしていく必要があり、引き続き推進していく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
地域における子育て支援
②重点事業及びその理由
児童館・子どもセンター・ティーンズセンターを中心に、地域全体で子育て家庭を見守り、支援していく。
中長期的方針
児童館の「子どもセンター・ティーンズセンター」への移行や、放課後子ども総合プランの全校実施等の新たな課題も多いが、平成27年3月に策定された「北区子ども・子育て支援事業計画2015」、平成32年3月に策定する予定の「北区子ども・子育て支援事業計画2020」やニーズ調査を踏まえ、基本施策の達成に向けて、それぞれの取り組みを強化していく。また、地域における子育て支援の仕組みについて、新たな施策について検討していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してらせるまちづくり		
政 策	5 福祉のまちづくり		
基本施策	(1)バリアフリーのまちづくり	コード	010501
単位施策	①ユニバーサルデザインのまちづくり		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	健康福祉部健康福祉課 まちづくり部都市計画課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)バリアフリーのまちづくり
対象	子どもや高齢者、障害者等配慮を要する区民
意図	活動の場を広げ、自由に社会参加や交流が行える環境とする
結果	思いやりのある福祉のまちづくりの推進

実績の評価

計画事業の 進捗状況	バリアフリー基本構想を計画通り策定
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	高齢者・障害者団体などの区民や、学識経験者、関係行政機関、施設管理者、交通管理者、公共交通事業者など、さまざまな関係者の協力のもと、「北区バリアフリー基本構想」を策定した。 また、平成28年度からの3年間で3地区の地区別構想を策定する。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	北区バリアフリー基本構想を策定後、PDCAサイクルに基づき、進捗状況の把握や新たな課題に対して検討を加え、だれもが利用しやすい生活環境づくりとスパイラルアップに努め、バリアフリー社会の実現を目指していく。 また、福祉のまちづくり整備要綱に基づく適合件数が増加することで、高齢者や障害者を含めたすべての人が利用しやすいものとなるよう配慮を求めている。

高齢者・障害者等の物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などのさまざまな社会生活上の障壁(バリア)を除去(フリー)し、障害のない人と同じように自立した日常生活や活動ができるよう、基本構想を策定し、地区別構想の策定を推進する。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	北区バリアフリー基本構想【全体構想】(平成28年3月) 北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】(平成29年3月) 北区バリアフリー基本構想【地区別構想 滝野川地区】(平成30年3月) 福祉のまちづくり整備要綱による指導 北区交通バリアフリー全体構想(平成14年11月) 東十条駅周辺交通バリアフリー基本構想(平成14年11月) 王子・上中里・田端各駅周辺交通バリアフリー基本構想(平成17年3月) 板橋駅周辺交通バリアフリー基本構想(平成18年3月) 駅及び駅周辺のバリアフリー化 公共施設のバリアフリー化 コミュニティバスの運行 鉄道駅エレベーター等整備事業	施策にどのような影響が予測されるか ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりの一層の推進が求められる。
都	福祉のまちづくり条例(福祉保健局)(平成21年6月) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(都市整備局)(平成15年12月) ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業 鉄道駅総合バリアフリー推進事業	予測される影響への対応
国	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成30年5月一部改正) 交通政策基本法(平成25年12月) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年6月)	だれもが活動の場を広げ、自由に社会参加が交流が行えるよう、ユニバーサルデザインの理念に沿ったまちづくりを推進する。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	27～30年度	まちあるき点検
区の施策のうち、自分にとっての重要度では、「防災対策の充実」「防犯対策の充実」「健康づくりの充実」に次いで、「子ども・高齢者・障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりの推進」となっている。		出入口が複数あり乗換利用が多い駅では、バリアフリールートが増設や案内のわかりやすさの向上。バリアフリールートの迂回距離が長い駅では、2ルート目の確保。ホームドア整備による安全性の確保とともに、引き続き多様な障害等への理解や適切な対応について研修等を進めるなど、こころのバリアフリーの推進が求められている。	

単位施策の検証	
単位施策	①ユニバーサルデザインのまちづくり
施策の方向 についての 妥当性	さまざまな社会生活上の障壁(バリア)を除去(フリー)し、自立した日常生活や活動ができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進していかなければならない。
妥当性の検証	A.妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針	
重点を置く単位施策・事業	
①重点施策	
ユニバーサルデザインのまちづくり	
②重点事業及びその理由	
高齢者、障害者等配慮を要する人を含めだれもが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流が行うことができるよう環境整備を行い、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進する。	
中長期的方針	
高齢者、障害者等配慮を要する人を含めだれもが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流が行うことができるよう環境整備を行い、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを推進する。	

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	1 健やかに安心してくらすまちづくり		
政 策	5 福祉のまちづくり		
基本施策	(2) 思いやりのある福祉のまちづくり	コード	010502
単位施策	① 思いやりのある福祉のまちづくり		
施策評価 担当部局	健康福祉部	施策所管課	障害福祉課、障害者福祉センター

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2) 思いやりのある福祉のまちづくり
対象	区民、法人、ボランティア活動団体、企業等。
意図	障害者への理解を促進する。様々な人と障害者が交流する機会の拡大を図る。
結果	あらゆる意識面のバリアフリーが推進され、ノーマライゼーションが定着する。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	障害者週間記念行事や障害者作品展を通じ、障害のある人もない人も交流できる機会を提供し、区民の障害者理解の促進に努めた。 障害者作品展来場者数は、過去3年間の平均が約3,700名である。天候等にも左右されるため、横ばい傾向が続いているが、ほぼ当初の計画通りで推移している。参加団体数は、過去3年間の平均が約54団体である。参加団体の構成員（保護者等）の高齢化が進んでいるが、横ばい傾向が続いている。ほぼ当初の計画通りで推移している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	障害者作品展来場者に対するアンケート結果からは、「障害者への理解を深めたと感じた区民の割合」は9割を超えており、毎年障害者週間に実施することは、一定の意義があり、その効果も高いと考えられる。しかし、来場者はリピーターや関係者等も多く、幅広い層の区民や団体に来場・参加してもらうためには、PR方法について、更なる検討・対策が必要である。 障害者週間にあわせて、障害者就労支援施設の活動やそこで作られた魅力ある自主製品を広く発信するため、自主製品合同販売会を開催し、近年売上高が増加している。

障害者週間記念イベント等、様々な機会を通して、障害者への理解を深め、障害者との交流の輪を広げられるように努めた。

障害者週間において、国及び都道府県、各自治体などが、障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に各事業を行っている。同期間中に障害者作品展を実施することは、区民、法人、ボランティア活動団体、企業等に対して、効果的に啓発活動を行うことができる。

参加団体の構成員（保護者等）の高齢化が進んでおり、出店見合わせや運営ボランティアの人材不足など、事業運営に影響が出てきている。障害者週間に毎年実施する意義と効果は高いため、継続的に事業展開していくための手法や事業内容の刷新などが、今後の課題となる。

障害の有無に関わらず楽しめるスポーツイベントを東京都障害者総合スポーツセンターや関係団体と連携・協力して実施している。また、福祉教育プログラムについて、社会福祉協議会と連携を図り、継続して取り組んでいる。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	北区障害者計画において、障害者作品展等を通じ、障害理解を促進することとなっている。 第5期障害福祉計画において、障害者への理解促進・啓発事業は必須事業となっている。 東京都北区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱を制定（平成28年3月）	施策にどのような影響が予測されるか 障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が求められている。また、共生社会の実現に向けて、今まで以上に積極的な取り組みが求められている。 予測される影響への対応 区民の障害者理解の更なる促進が必要である。 事業運営において、障害特性に応じた配慮が行われているかの課題整理を行い、解決に努める。
都	東京都障害者・障害児施策推進計画を策定（平成30年3月）→障害者差別の解消を推進する取組や、障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、障害者のスポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加を推進し、共生社会の実現を目指すという施策目標を定めている。 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年10月施行予定）	
国	障害者差別解消法施行（平成28年4月） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律公布、施行（平成30年6月）	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
障害者がいきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、どのような取組が必要だと思うか調査したところ、「障害者の就労の場及び機会の拡大」が5割半ばと高くなっている。		

単位施策の検証	
単位施策	①思いやりのある福祉のまちづくり
施策の方向 についての 妥当性	共生社会を推進する制度改正が行われており、継続的な啓発活動を進めていく必要がある。また、若年層へのアプローチについて、障害者団体等の関係団体と連携して、目的に沿った事業展開を行う必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
思いやりのある福祉のまちづくり
②重点事業及びその理由
障害者差別解消法の施行を踏まえ、これまで以上に障害者への理解促進、障害者との交流の輪の拡大に努める必要がある。
中長期的方針
様々な機会を通して、障害者差別の解消を推進する取組や、障害者への理解促進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加を推進し、共生社会の実現を目指す。また、参加者・団体の高齢化が進んでおり、継続的に事業展開していくための手法や事業内容の刷新などに対応していく必要がある。

第2分野 『一人ひとりがいきいきと活動する にぎわいのあるまちづくり』

1	地域産業の活性化	55
	(1) 新たな産業の展開	55
	(2) モノづくりの振興	58
	(3) 生活サービス産業の育成	61
	(4) 勤労者の働きやすい環境づくり	64
2	コミュニティ活動の活性化	67
	(1) コミュニティ活動の支援	67
	(2) コミュニティ施設の充実	70
3	個性豊かな地域文化の創造	73
	(1) 個性豊かな文化の創造と発信	73
	(2) 歴史的文化の継承と活用	76
4	生涯学習の推進	79
	(1) 情報提供・相談体制の充実	79
	(2) 学習機会の拡充	82
	(3) 学習成果の活用	85
5	生涯スポーツの推進	88
	(1) 身近なスポーツの場の整備	88
	(2) 参加機会の拡充	91
6	未来を担う人づくり	94
	(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進	94
	(2) 教育環境の整備	97
	(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進	100
	(4) 地域に開かれた学校づくり	103
	(5) 青少年の健全育成と自立支援	106
7	グローバル時代のまちづくり	109
	(1) 地球市民を育む意識づくり	109
	(2) 国際交流・国際協力の推進	112
	(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり	115
8	男女共同参画社会の実現	118
	(1) 男女平等の意識づくり	118
	(2) 男女共同参画の推進	121
	(3) 男女の仕事と家庭の両立支援	124
9	主体的な消費生活の推進	127
	(1) 消費者の自立支援	127
	(2) 消費生活の安定	130

2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり									1 地域産業の活性化		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
21	23	若者・女性・高齢者の 活躍応援プログラム		検討	推進	拡充	拡充	推進	推進	推進	(1)新たな産業の展開
22	24	コミュニティビジネス の推進		検討	推進	推進	拡充	推進	推進	拡充	(1)新たな産業の展開
23	25	(仮称)北区観光協 会の設立		設立 準備	設立 準備	設立	連携	推進	推進	設立	(1)新たな産業の展開
24	25	鉄道のまち北区プロ ジェクト		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)新たな産業の展開
25	25	千客万来 外国人向 け観光情報発信事業		検討	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)新たな産業の展開
26	26	大学連携による産業イ ノベーション創出事業		推進	推進	推進	拡充	推進	推進	推進	(2)モノづくりの振興
27	26	新製品・新技術開発 支援事業	件	計16	4	2	3	3	3	計15	(2)モノづくりの振興
28	27	経営相談総合窓口・産 産連携推進事業		検討	推進	推進	拡充	推進	推進	推進	(2)モノづくりの振興
29		地域産業の技術・技 能承継事業		検討	検討	推進	推進	推進	推進	推進	(2)モノづくりの振興
30	28	北区まちなかゼミ ナールの開講	推進	検討	検討	開始	推進	推進	後方 支援	推進	(3)生活サービス産業 の育成
31	29	商店街にぎわい再生 プロジェクト推進事業	商店街	6	7	8	9	10	11	11	(3)生活サービス産業 の育成
32	30	外国人ウェルカム商 店街事業	推進	—	検討	開始	拡充	推進	推進	推進	(3)生活サービス産業 の育成
2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり									2 コミュニティ活動の活性化		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
33	32	地域のきずなづくり 推進プロジェクト	推進	推進	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充	(1)コミュニティ活動の 支援
34	33	町会・自治会会館建 設等助成	件	47	4	7	4	5	5	5	(2)コミュニティ施設の 充実
35		区民センターの整備 (桐ヶ丘地区)	か所	検討						検討	(2)コミュニティ施設の 充実
2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり									3 個性豊かな地域文化の創造		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
36		地域で受け継ぐ文 化芸術の創造	百万円	検討	2	2	5	8	8	8	(1)個性豊かな文化の 創造と発信
37	34	文化芸術の「卵」育 成事業	百万円	検討	4	5	5	11	11	計29	(1)個性豊かな文化の 創造と発信
38		北とぴあの改修	百万円	—	—	—	—	—	—	—	(1)個性豊かな文化の 創造と発信
2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり									4 生涯学習の推進		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
39	35	来たKITAオリパラ プロジェクト		開始	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充	(2)学習機会の拡充
40	36	放課後子ども総合プラ ンの推進	校	10	15	19	24	29	34	26	(3)学習成果の活用

2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり									5 生涯スポーツの推進		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
41		桐ヶ丘体育館の改築	か所	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	(1)身近なスポーツの場の整備
42		(仮称)赤羽体育館の建設	か所	工事着手	工事継続	工事継続 完成開設				完成・開設	(1)身近なスポーツの場の整備
43	37	東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備	か所	0	2	2	2	2		整備・完了	(1)身近なスポーツの場の整備
44	38	「トッパスリートのまち・北区」PRプロジェクト		推進	推進	推進	推進	拡充	拡充	推進	(1)身近なスポーツの場の整備
45	39	総合型地域スポーツクラブの設立	か所	1	0	0	1	検討	検討	2	(2)参加機会の拡充
46	40	障害者スポーツ交流イベント		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)参加機会の拡充
47	41	2020チャレンジアカデミー		モデル実施	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)参加機会の拡充
2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり									6 未来を担う人づくり		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
48	43	確かな学力向上プロジェクト		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)社会の変化に対応する学校教育の推進
49	44	健やかな体育育成プロジェクト		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)社会の変化に対応する学校教育の推進
50	45	グローバル人材育成プロジェクト		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)社会の変化に対応する学校教育の推進
51		特別支援教室の充実	校	15	25	29	35	35	35	35	(1)社会の変化に対応する学校教育の推進
52		サブファミリーによる特色ある教育の推進		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)社会の変化に対応する学校教育の推進
53		小中一貫校の検討		検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	(1)社会の変化に対応する学校教育の推進
54	48	区立認定こども園の設置		検討	検討	準備	1	検討	開設準備	モデル設置	(1)社会の変化に対応する学校教育の推進
55	49	ICTを活用した教育の充実		推進	推進	推進	推進	推進	推進	拡充	(2)教育環境の整備
56	50	学校の改築	校	8			1	2	1	4	(2)教育環境の整備
57	51	リフレッシュ改修工事の推進	校	1・工事継続		3		1	2	6	(2)教育環境の整備
58	52	小学校の適正配置の推進	SFB	1	協議	1	2	協議	協議	5	(2)教育環境の整備
59		(仮称)教育総合センターの設置		検討	暫定設置	暫定設置	暫定設置	検討(見込) 暫定設置	検討(見込) 暫定設置	検討	(2)教育環境の整備
60	53	家庭教育力向上プログラム		—	モデル実施	拡充	拡充	推進	推進	拡充	(3)学校・家庭・地域社会の連携の推進
61	58	コミュニティ・スクールの推進	校	3	3	3	3	4	4	4	(4)地域に開かれた学校づくり
2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり									7 グローバル時代のまちづくり		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
62	59	地域における国際交流の推進		検討	開始	推進	推進	推進	推進	推進	(2)地域における国際交流の推進

2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり									8 男女共同参画社会の実現		
基本計画 番号	中期計画 番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
63		北区配偶者暴力 相談支援センターの設 置	単位 なし	検討	検討・ 整備	設置				設置	(2)男女共同参画の推 進
64	56	ワーク・ライフ・ balan ス推進企業認定事業	社	1	3	1	5	4	3	11	(3)男女の仕事と家庭 の両立支援
2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり									9 主体的な消費生活の推進		
基本計画 番号	中期計画 番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
65		消費者教育の推 進		検討	推進	推進	推進	推進	推進	拡充	(1)消費者の自立支援

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	1 地域産業の活性化		
基本施策	(1)新たな産業の展開	コード	020101
単位施策	①地域産業を支える産業施策の推進		
	②創業及び雇用の促進		
	③北区の魅力を生かした観光の推進		
施策評価 担当部局	地域振興部	施策所管課	産業振興課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)新たな産業の展開
対象	①区内中小企業 ②区内の創業希望者(コミュニティビジネス含む)、区内の中小企業及び求職者 ③区内への来街者
意図	①区内企業の継続的な発展を図る ②区内の起業やコミュニティビジネスを支援し開業率を高める。若者・女性・高齢者の求職者と区内中小企業のミスマッチの解消を図る ③行政・事業者・区民が一体となり、観光事業を戦略的、効果的に推進する
結果	①産業の活性化を図ることによりまちのにぎわいや雇用の創出につながる ②区内の開業率が高くなる。地域内雇用の促進を図る ③定住人口及び北区への来街者が増加している

実績の評価

計画事業の 進捗状況	若者・女性・高齢者の活躍応援プログラム:関係団体と連携して女性やシニア向けの就職支援事業について開催回数・内容の充実を図った。 コミュニティビジネスの推進:平成29年度からコミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業を開始した。(仮称)北区観光協会の設立:平成29年1月に「一般社団法人東京北区観光協会」が設立された。 鉄道のまち北区プロジェクト:北区鉄道Viewマップ・親子おさんぽマップの配布、動画配信サービス等を実施した。 千客万来 外国人向け観光情報発信事業:Wi-Fiの整備、外国人旅行者向け北区観光ガイドマップの作成・区外及び海外での配布等を実施した。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	①設備投資意欲の減少により融資あっせん件数は減少傾向となっている。また、区内中小企業の課題解決の支援を行うワンストップ相談窓口の相談件数は、一定の水準で推移している。 ②(創業)起業セミナーの参加者数やネスト赤羽の相談件数、コミュニティビジネスセミナー参加者数は、年度により変動があるが、平成31年度末の目標達成に向けて推移している。 (就労)関係団体との連携強化など事業内容を工夫し、事業の効率化と成果につながる取組を推進。 ③北区観光ホームページアクセス回数については、目標値を300,000回から350,000回に増加させる。北区観光ガイドマップ配布数(印刷数)については、28年度に達成後、横ばいを維持する。北区観光ボランティアガイドについては、30年度に新規募集予定。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	①ワンストップ相談窓口による支援により、国や東京都の補助金を獲得した区内中小企業も現れた。 ②(創業)区のセミナーや相談等の支援を受け創業した人数は、「北区創業支援計画」の策定以来増加。コミュニティビジネスについては、チャレンジショップ事業、セミナーから創業に結びついた実績が現れた。 (就労)平成29年度以降、関係団体との連携により女性やシニア向けの就労支援事業を充実させてきたことから、セミナーの参加者数が拡大している。 ③ホームページアクセス回数の増加等によって観光ボランティアガイド利用者数が増加したため、目標値を1,000人から1,200人へ拡大。区内主要観光施設の入込客数についても、日本人・外国人ともに増加。

①ワンストップ相談窓口については、専用回線の設置、チラシの作成など周知を図るとともに、相談員間の意見交換と情報共有を積極的に行った。その結果、各専門家(相談員)が連携した支援に結びついている。資金調達支援については、融資限度額の拡充、東京都制度との併用開始による利子補給の上乗せ、利用実態に即した融資メニューの整理などを行い、中小企業者の円滑な資金調達支援を強化した。

②(創業)産業競争力強化法に基づき、平成27年度に「北区創業支援事業計画」を策定し、区内の創業支援機関と連携し、効果的な創業支援に努めている。その結果、支援を受けたことによる創業者は増加している。一方、コミュニティビジネスについては、創業に至る実績がまだ乏しく、区民のコミュニティビジネスに対する関心を高める必要がある。

(就労)就労支援事業については、一定の成果を上げているが、求人倍率が高まり失業率が低下する現状において、緊急雇用対策として実施してきた事業については見直しの時期にきている。

③平成27年3月策定の「北区観光振興プラン」を指針として、観光振興施策を効果的に実施してきた。今後は、平成30年3月策定の「北区観光振興プラン後期計画」に掲げた重点戦略に基づき、観光協会と連携して観光振興施策の推進を図る。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	①平成30年3月に策定した「北区産業活性化ビジョン2018」では、北区産業の将来像として、「多様な人材が集まり育ち、さらなる価値と魅力を創出する 挑戦都市 東京北区」を掲げている。 ②(創業)平成27年5月に「北区創業支援事業計画」を策定し、商工会議所北支部、地域金融機関などと連携して創業支援事業を推進している。 (就労)雇用情勢の変化を踏まえ、就労推進型の事業から転換が必要となってきた。 ③「北区観光振興プラン後期計画」を平成30年3月に策定	施策にどのような影響が予測されるか ①中小企業の生産性向上や製品等の高付加価値化のための効果的な支援や相談体制の充実などの検討が必要となる。 ②(創業)国は開業率10%というKPIの達成に向けて、支援対象を拡大し創業を促進させる動きとなっている。合わせて区も状況に応じた支援策の検討が必要となる。 (就労)「北区ジョブトライ事業」及び「女性の再就職・介護職就職支援事業」の財源となっている都の補助制度が平成31年度で終了することが示されたため、平成32年度以降の事業について、あり方を含めて再検討する必要がある。 ③観光をめぐる地域間競争が激化し、訪日外国人旅行者への対応が必要となる。
都	①中小企業融資制度の拡充、経営者保証要件の緩和、事業承継に関する融資対象が拡充された。 ②(創業)東京の開業率を高めるため、ワンストップ創業支援拠点として29年1月に「TOKYO創業ステーション」が開設された。 (就労)これまでの雇用就業支援に加えて、女性の活躍推進や働き方改革の視点を加えた取組みに再構築した。 ③「東京都観光産業振興実行プラン2018」の策定、外国人旅行者の受入環境の向上、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されている。	予測される影響への対応
国	①中小企業白書では、中小企業の景況感は改善傾向にある一方で、大企業との生産性格差が拡大していることから、生産性向上につながる前向きな投資やIT導入等をより一層促進する必要があるとしている。また、小規模事業者へ施策を浸透させるうえでは、支援機関による伴走型支援や支援機関同士の連携が重要としている。 ②(創業)産業競争力強化法が平成30年7月に改正され、創業関心者が少ないという課題の解消のため、市町村が策定する「創業支援事業計画」の対象に、創業の普及啓発の取組みが追加された。 ③観光ビジョンの策定と日本版DMOの推進、公共空間や公共施設の活用の促進を掲げる。	①景気動向、経営環境の変化にも対応しつつ、中小企業の生産性向上や高付加価値化につながる支援や相談体制の充実を図る。 ②(創業)現状の創業希望者への直接的な創業支援に加え、創業に関する普及啓発への取組みが必要となる。 (就労)同種の事業を行うハローワークや東京しごと財団との連携を強化していく。 ③公民連携による魅力発信の推進、外国人旅行者への魅力発信の強化が必要となる。
その他		

区民ニーズ	
29年度 健康づくりに関する意識・意向調査	28年度 北区産業活性化ビジョン基礎調査
○女性が活躍する社会のための重点施策 「女性の就労の場や機会の拡大」(48.9%) 「女性の就労における相談体制の充実」(21.7%) ○産業活性化のための重点施策 「地域資源を活用したビジネスやコミュニティビジネスを促すための支援」(23.2%) 「自ら事業を行おうとする人(起業家)への支援」(18.6%) ○観光振興のための重点施策 「広報誌やインターネットなどの様々な観光情報の発信」(26.5%) 「ものづくり現場の見学・体験(伝統産業や工場など)」(25.5%)	事業経営上の課題として、「従業員の高齢化」「価格競争の激化」「受注の確保」「社員の確保」が回答の上位を占めている。また、従業員平均年齢は約半数が50歳以上、代表者年齢は3割超が70歳以上と高齢化が顕著となっていることから、事業・技術の承継や人材不足、受注確保などが課題となっている。

単位施策の検証	
単位施策	①地域産業を支える産業施策の推進
施策の方向についての妥当性	経済動向、経営環境の変化、国の動向に対応した利便性の高い相談体制の構築、融資制度の充実、関係機関が連携した支援の推進が求められている。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②創業及び雇用の促進
施策の方向についての妥当性	(創業)創業相談件数、起業セミナーの参加者数は一定の水準にある。今後は、創業の成長段階に応じた効果的な支援や多様な創業ニーズなどに対応するため、現在の施策の推進・強化とネスト赤羽のあり方などの検討を進める必要がある。 (就労)区内中小企業の労働力確保が今後の課題となるが、ハローワークや東京しごと財団との連携を強化し、より効率的・効果的に事業を推進していく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③北区の魅力を生かした観光の推進
施策の方向についての妥当性	訪日外国人旅行者数の増加などの北区観光を取り巻く状況の変化を踏まえ、北区ならではの観光資源の認知度向上や、回遊行動を誘発する観光のコンテンツの魅力向上、観光協会をはじめとするさまざまな主体との連携によるさらなる魅力発信に重点的に取り組んでいくことが求められる。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
地域産業を支える産業施策の推進
②重点事業及びその理由
「ワンストップ相談窓口の強化」 中小企業に対する現状の相談支援は経営診断、資金繰り相談、経営指導などにとどまる。窓口のあり方については、売り上げ拡大や販路開拓につながる具体的な支援を伴走型で行うf-Biz(エフビズ)モデル等の事例を参考に検討し、相談支援の強化を図る。
中長期的方針
人口減少による産業活力の低下や消費市場の縮小等、地域の経済状況に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。また、働き方の価値観の変化、先端技術の発達、グローバル化など、区内産業を取り巻く環境が大きく変化しつつある。これら社会情勢の変化に対応し、地域経済のさらなる活性化を図るため、個々の事業者が持つ強みを生かし、より競争力のある技術や製品、独自のサービスを創出する取組みを支援していく。さらにオリンピック以降の観光振興にも積極的に取り組んで行く。これらを踏まえ「産業活性化ビジョン2018」の着実な推進を図っていく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	1 地域産業の活性化		
基本施策	(2)モノづくりの振興	コード	020102
単位施策	①技術の高度化		
	②地域・企業間等の多様な連携の促進		
施策評価 担当部局	地域振興部	施策所管課	産業振興課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)モノづくりの振興
対象	区内ものづくり中小企業
意図	区内ものづくり中小企業の技術高度化・高付加価値化を推進する。
結果	区内ものづくり中小企業の発展、ものづくり都市としての認知が向上する。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	新製品・新技術開発支援事業は毎年安定した申請件数を保っている。 大学との連携事業においては、東洋大学をはじめとした大学のゼミ生によるプレゼン大会を行った。 ワンストップ相談窓口としては、中小企業の相談、ニーズをワンストップで受け、技術相談員、販路拡大コーディネーター、経営支援相談員につなげ、各相談員がお互いに連携を取りながら、それぞれの得意分野を活かした具体的な助言を行い、相談者の課題解決を支援している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	新製品・新技術開発支援、産学連携、経営相談窓口といった事業は、いずれも概ね計画どおりに進められている。今後は、区の支援メニューを積極的に活用する意欲のある企業をより多く発掘していくため、ワンストップ相談窓口を活用して幅広く支援施策のPRをしていき、より活用を促していく必要がある。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	新製品・新技術開発支援事業や産学連携補助事業を中心とした補助金メニューにより、区内中小企業の創造的な事業活動を促進し、新たな事業分野の開拓に向けた支援を推進することができたと考える。 ワンストップ相談窓口の訪問件数が減少していることについては、意欲のある企業を中心に手厚い支援を行うことを目標にしてきた結果であるが、今後はさらにより多くの企業を訪問して支援施策を広めていくことが重要になってくると考える。

区内ものづくり中小企業の活性化には、新製品・新技術の開発、産学連携による企業のレベルアップや区内企業相互の連携を図ること等が重要である。今後も、相談体制の拡充などにより、製品の高付加価値化や技術開発の推進に向けて、区内ものづくり中小企業を総合的に支援していく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	区内ものづくり中小企業に対して補助金や技術相談員・コーディネーターの専門的な相談窓口を通じて、それぞれの取組みに対し支援を行っている。平成30年3月に策定した「産業活性化ビジョン」では、今後、AI、ロボット、IoTなどの先端技術の活用や、事業承継の支援、人材の確保への取組みを支援していくことの重要性を提言している。	施策にどのような影響が予測されるか 国は、新たな有望成長市場を創出するため、AI、ロボット、IoTなどを活用する「第4次産業革命」を推進している。第4次産業革命は、生産性の向上や製品・サービス等の高付加価値化、オープンイノベーションの実現などに向け、大きな効果を生み出すものとして期待されている。 予測される影響への対応 意欲ある事業者の交流・取組みを推進し、北区産業のけん引役となるリーダー、グループの育成を図るなど、活性化に向けた取組みを推進する。 区内事業者や企業の分野を横断した交流・連携などを通じて、新分野への事業展開、製品・技術の高付加価値化やイノベーションなどを促進する。
都	東京都の「東京都産業振興基本戦略(2011-2020)」では、次の3点がポイントとなっている。 ①重点産業の育成と中小企業の参入促進 …新技術・新事業創出、重点産業への参入促進 ②グローバル市場へのアプローチ …製品等の高付加価値化・国際競争力の強化 ③産業集積の維持・発展 …立地環境整備等による産業集積の維持・促進	
国	経済産業省の「2018年版ものづくり白書」では、次の2点がポイントになっている。 ①Connected Industriesの推進 …データを介し、機械、技術、人などをつなげ、新たな付加価値の創出と社会課題の解決を目指す ②「現場力」の再構築と、それを実現する「経営力」 …質の高い現場データの取得、職人技の体系化、暗黙知の形式知化により、データを資産化する	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区産業活性化ビジョン基礎調査・製造業アンケート	29年度	2017年度版中小企業白書(中小企業庁)
事業経営上の課題として、「従業員の高齢化」、「価格競争の激化」、「受注の確保」、「社員の確保」が回答の上位を占めていた。企業間交流については6割、産学連携は4割、IoTの活用については4割の事業者が関心を示している。		新市場開拓や新製品開発、多角化や事業転換などの新事業展開に取り組んでいる企業は、取り組んでいない企業に比べて、経常利益率が増加する傾向にあるとしているため、事業の発展を図るうえで新製品開発支援や新事業への展開は重要な要素となっている。	

単位施策の検証	
単位施策	①技術の高度化(⇒ものづくりイノベーションの推進 ※単位施策名変更を検討)
施策の方向についての妥当性	AI・ロボット・IoTなどの先端技術の活用や、新たな事業展開に向けた企業の取組みを支援することで、ものづくり企業の競争力強化を図る。 産学連携や企業間の連携を促進することで、製品の高付加価値化や技術の開発を推進する。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②地域・企業間等の多様な連携の促進 (⇒ものづくり人材・企業の育成/ものづくりのPR・ブランド力の強化 ※2つの単位施策への再編を検討)
施策の方向についての妥当性	企業間交流の推進などの取組みを通じて、地域産業をけん引し、意欲的な取組みを行うリーディング企業の育成を推進する。 産業・経済団体などとの連携を強化し、区内企業の強みを引き出すきめ細やかな相談支援の充実を図る。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

ものづくりイノベーションの推進

②重点事業及びその理由

「AI・ロボット・IoT等先端技術活用支援セミナー、新製品・新技術開発支援事業、産学連携事業」
AI・ロボット・IoTなどを活用する「第4次産業革命」は、生産性の向上や製品・サービス等の高付加価値化、オープンイノベーションの実現などに向け、大きな効果を生み出すものと期待されている。国内需要の縮小やグローバル経済が進行する中、区内企業の競争力強化に向け、製品の高付加価値化や生産性の向上を図る必要性が増しており、区内企業の新たな事業展開に向けた積極的な取組みを促進する必要がある。

中長期的方針

先端技術を活用した生産性の向上や新製品・新技術の開発に加え、企業間連携の活発化や産学連携など、企業の高付加価値化に向けた取組みを推進する。また、北区産業をけん引するリーディング企業の育成や、事業承継・人材不足への対応、区内企業がもつ優れた製品や技術を効果的に発信し、ブランド力の強化を図る。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	1 地域産業の活性化		
基本施策	(3)生活サービス産業の育成	コード	020103
単位施策	①人材を生かした個店づくり		
	②活気あふれる商店街づくり		
	③地域に根ざした商業振興		
施策評価 担当部局	地域振興部	施策所管課	産業振興課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(3)生活サービス産業の育成
対象	区内で商いを行う個店及び商店街
意図	商店街の地域の暮らしを支える貢献団体としての機能を高めるとともに、商店街のイベントやにぎわい再生、同業種団体や個店経営者・若手経営者グループへの支援を行う。
結果	魅力ある個店及び活気ある商店街が生まれ、まちが活性化する。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	北区街なかゼミナール、商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業、外国人ウェルカム商店街事業 3つの計画事業はいずれも順調に進められている。ただし、にぎわい再生プロジェクト推進事業については今後実施する商店街が減少していくおそれがある。なお、まちなかゼミナールについては平成31年度以降はまちなかゼミナール実行委員会に運営を移行する予定である。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	計画事業に基づいて、いずれの目的も概ね目標を達成しているが、商店街を取り巻く環境は厳しくなっており、新たな事業に積極的に取り組む意欲のある商店街が乏しいことが今後の目標達成のうえで懸案事項である。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	生活サービス産業の育成に向けて、個店及び商店街への支援を継続的に行っているが、結果的に商店街数が減少傾向にあることは今後の大きな課題である。 まちなかゼミナールは毎年順調に参加個店数が増加しており、人材を生かした個店づくりとしてとても有効であったと考える。

商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いているが、「地域コミュニティの核」として商店街が果たす役割・機能は地域社会から期待されており、区民が集い、にぎわう生活の場となることの必要性は高い。区が、商店街、個店の活性化を支援し、魅力ある商店街・個店づくりを進めることは重要である。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	商店街や個店に対して商業振興策のメニューを示し、それぞれの取組みに対して補助を行っている。ただし、平成30年3月に策定した「産業活性化ビジョン」では、これまでの単独の商店街への支援だけでは効果が限定的であり、商店街を構成する個店の魅力を高め、経営基盤を安定化させる取組みが重要と提言している。	施策にどのような影響が予測されるか 商店街の衰退傾向が続いている中、意欲を持って活性化に取り組む商店街とそうでない商店街との開きが今後一層顕著になるものと予想される。したがって、意欲ある商店街への支援メニューの充実と、意欲に乏しい商店街への動機づけをどのように行うかの工夫が求められる。
都	平成24年3月の「東京都産業振興基本戦略」(2011-2020)では、区市町村や商店街と緊密に連携しながら、今後も、防犯、防災、環境対策など、東京が直面する重要な課題の解決に結び付く取組みを含め、商店街が地域コミュニティの中で適切にその役割を担うことができるよう、その意欲あふれる多様な取組みを支援し、効果的な振興策の実現を図っていくとしている。	
国	平成29年6月の「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会中間整理」では、商店街にとっての主な課題として、経営者の高齢化による後継者がいない、集客力が高い店舗が少ないといったことを挙げている。(株)全国商店街支援センター(※)では、平成21年以来、人材育成やビジョン・プランの策定について、専門家派遣による約2,200商店街の支援実績があり、商店街振興組合、商工会・商工会議所、市町村に加えて、全国商店街支援センターの過去の支援ノウハウ等を活用しつつ、連携して対応し、必要により他の支援機関にとりつなぐとしている。 ※ 地域でがんばる商店街をサポートする国の政策の一翼を担う支援機関	予測される影響への対応 商店街がまちづくりや地域おこしに貢献している点を重視し、意欲ある商店街が地域コミュニティの中で適切にその役割を担うことができるよう商店街を構成する個店の魅力づくりや商店街内外の人材、NPO、関係団体などとの連携による取組みを推進していく必要がある。
その他	①「みやのかわ商店街振興組合(埼玉県秩父市)」 消費者の生活行動が夜型に移行していることに着目し、30年前からナイトバザールを開催し続けている。天候に関わらず毎回開催し継続することで、地域に定着するとともに、毎回が1回目のつもりで企画を練ることで消費者を飽きさせない工夫を行っている。 ②「戸越銀座商店街連合会(品川区)」 全国各地の商店街で実施されている商店街ブランドや一店逸品事業の先駆けである「とごしぎんざブランド事業」や産学連携の成功事例として注目されている「戸越銀座コロッケプロモーション事業」などにより商店街を活性化させている。	

区民ニーズ

28年度	北区産業活性化ビジョン基礎調査 消費者(区民)アンケート	28年度	北区産業活性化ビジョン基礎調査 商店街アンケート
日常の買い物を主にスーパーやコンビニエンスストアで行い、インターネット通販なども利用する傾向が顕著になり、商店街の利用は相対的に少なくなっている。一方、「地元商店街に協力したい」「なるべく地元で買い物したい」といった回答が約6割いることから、消費者ニーズに応じた商店街づくりに取り組むことで、にぎわいを再生できる可能性を指摘している。		商店街が抱える現在の課題として、「個店の後継者問題」「商店会組織の人材問題」「来街者の減少」「会員の意欲の低下」が回答の上位を占めていた。	

単位施策の検証	
単位施策	①人材を生かした個店づくり(⇒魅力ある個店づくりの支援 ※単位施策名変更検討)
施策の方向についての妥当性	人材を生かした個店づくりのために個店同士の連携や個店のファン獲得につながる意欲的な取組みを促進する必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②活気あふれる商店街づくり(⇒商店街の新たな魅力づくりの推進 ※単位施策名変更検討)
施策の方向についての妥当性	活気あふれる商店街づくりのために空き店舗への誘致及び各種商店街支援は引き続き推進するとともに、商店街の核となる個店・人材の育成支援や地域・学生等との連携による新たな魅力づくりに取り組む必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③地域に根ざした商業振興(⇒区民生活を支える産業の振興 ※単位施策名変更検討)
施策の方向についての妥当性	地域に根ざした商業振興のために商店街への支援及び大学と商店街との連携による商店街の新たな魅力づくりなど教育機関との連携は引き続き推進していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

魅力ある個店づくりの支援

②重点事業及びその理由

「個店連携支援事業・商店街若手支援事業・商店街ステップアップ事業」
インターネット購買の普及や後継者不足、高齢化による担い手不足など商店街を取り巻く環境は厳しくなっており、これまでの単独の商店街への支援だけでは、効果が限定的になりつつある。商店街を構成する意欲ある個店の活性化に向けて、個店の魅力づくりに向けた意欲的な取組みを支援していく必要がある。

中長期的方針

商店街を構成する意欲ある個店の魅力を高め、経営基盤を安定化させる取組みを進める。また、魅力ある個店が集まる商店街を含む地域全体で、魅力あるまちづくりを推進する。さらに、区民生活の利便性の向上につながる生活に密着したサービス産業等の振興・支援を図る。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	1 地域産業の活性化		
基本施策	(4) 勤労者の働きやすい環境づくり	コード	020104
単位施策	① 勤労者が安心して働ける環境整備		
施策評価 担当部局	子ども未来部	施策所管課	男女いきいき推進課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(4) 勤労者の働きやすい環境づくり
対象	様々な仕事に就いている男性及び女性
意図	仕事と家庭生活がバランスよく両立されている
結果	男女とも仕事も家庭生活においても充実した生活を送ることができる

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定については、複数年で見ると目標数は維持している状況である。一方で、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣については、目標数に達していない。これは既に顧問契約を結んでいる社労士がいたり、アドバイスを受けることにより以降の顧問契約を余儀なくされるのでは？という疑念が影響していると考えられる。事業者の取り組みを促すための実効性のある事業となるよう見直しが必要である。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	今後は、東京商工会議所北支部や北産業連合会、王子法人会などの商工団体ともさらに連携し、区内事業者のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む必要がある。

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定及びワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣については、継続的に取り組むべき事業であるが、応募企業が少ない年もあり、周知やPRにさらに工夫が必要である。

また、国が実施している「女性の活躍推進企業データベース」による情報発信を活用するなどして、ワークライフバランスに対する企業の取り組みが、企業のイメージアップ、優秀な人材の確保、働き方改革の推進、従業員の職場定着率の向上などに結びつく経営戦略であることの意識付けを行っていく必要がある。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	北区男女共同参画条例の理念の1つとして「家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること」を挙げている。 また、北区男女参画行動計画（アゼリアプラン）の目標の一つに「仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会」を置いており、それに基づいて施策を実施している。	施策にどのような影響が予測されるか ワーク・ライフ・バランスに対する認知度が高まっているが、国の働き方改革や女性の活躍推進法を受けた見直しなどが必要となる。 予測される影響への対応 認定企業に応募する際の対象企業を拡大したり、認定企業になるメリットを訴えていくなど、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた気運の醸成を図る。
都	東京都は、平成24年3月に改定された「男女平等参画のための東京都行動計画」で仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現を重点課題として掲げ、その推進に取り組んでいる。 一例として、ライフ・ワーク・バランスの推進として、企業向けの実践プログラムの提供、経済的支援としての中小企業支援助成金事業、相談援助としてのコンサルタントによる助言指導などがある。	
国	国は、平成19年に策定された「仕事と生活の調和憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を平成22年に見直し、仕事と生活の両立支援と併せて社会と家庭双方における男女共同参画が必要と明示している。	
その他		

区民ニーズ

29年度	仕事と生活の調和レポート2017	28年度	北区民意識・意向調査
	男女が共に仕事と子育てを両立できる環境の整備に向けて、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備が必要である。		女性が活躍する社会のための重点施策の質問の中で、複数回答において、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援が15.7%、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供が8.5%、ワーク・ライフ・バランスに関する相談体制の充実が5.5%となっている。

単位施策の検証	
単位施策	①勤労者が安心して働ける環境整備
施策の方向についての妥当性	ワーク・ライフ・バランスの認知度は広がっているが、中小企業の取り組みを推進するため、引き続き周知を図るとともに、啓発活動に取り組む必要がある。アドバイザーの派遣については廃止を含めて今後見直しが必要。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

勤労者が安心して働ける環境整備

②重点事業及びその理由

ワークライフバランスの必要性や認定企業の広報等、引き続き普及啓発を行っていくが、女性の活躍推進に取り組む企業の奨励のあり方も検討する。なお、アドバイザーの派遣については廃止を含めて今後見直しを進める。

中長期的方針

北区男女共同参画行動計画はもとより、国及び東京都の計画においても「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)は取り上げられており、北区でも今後も引き続き取り組むべき大きな課題と認識している。なお、企業への働きかけについては、企業の地域的な特徴を踏まえて効果的な施策をさらに検討していく必要がある。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	2 コミュニティ活動の活性化		
基本施策	(1)コミュニティ活動の支援	コード	020201
単位施策	①地域活動・交流の促進		
	②様々な活動主体による連携・協力への支援		
	③協働推進体制の充実		
施策評価 担当部局	地域振興部	施策所管課	地域振興課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)コミュニティ活動の支援
対象	地域活動に参加することができる区民・NPO・ボランティア団体
意図	区民一人ひとりが地域への愛着を深め、相互のきずなをより確かなものにする。
結果	地域に関心が向く区民が増え、地域コミュニティ活動が活性化する。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	地域のきずなづくり推進プロジェクト 「北区の自治意識や各地域における人と人とのつながりを再認識し、北区への愛着を深めるために」各地域振興室での円卓会議の開催、町会自治会向けのIT化支援講座や町会運営ノウハウの講座等を開催している。 ふるさと北区区民まつりのある10月を「北区きずなづくり月間」と称して、記念講演会等も行っている。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	地域振興室ごとに地域の活動団体が集まり意見交換や情報交換をする場としての円卓会議の開催、町会自治会向けの講座、地域の愛着醸成を目的とした講演会等を概ね計画どおり行っている。 北区NPO・ボランティアぶらさが地域団体と町会・自治会等の地域をつなぐコーディネート役となる必要があるが、現在はぶらさからの発信事業は多くあるが、地域を結ぶコーディネートの役割は達成できていない。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	各地域振興室の円卓会議は現在北区内19地区の内、14地区での開催が見込まれ順調に推移している。講座、講演会も当初計画より多い参加人数となっている。 一方、町会自治会向けにIT支援講座等の具体的な町会支援講座を行って来ているが、地域活動の活性化、若年層や団塊の世代の加入促進には至っていない。

(仮称)北区の日記念事業に変わるものとして、ふるさと北区区民まつりのある10月を「北区きずなづくり月間」と称して、記念シンポジウムを開催してきた。各地域振興室で行われる地域円卓会議も開催場所が増えてきており、地域への一定の愛着醸成につながっている。町会自治会への加入促進のを目的とした講座も開催しており、団塊の世代を含め一定の参加者があるが、実際の加入促進までは至っていないのが現状である。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	地域振興室で行われている地域円卓会議は、地域団体同士が交流を持つことができ、地域の課題共有や情報交換ができる。 北区NPO・ボランティアぷらざは、各種研修や講座を開催し、地域のまちづくりの担い手となる個人や団体の支援を行っている。	施策にどのような影響が予測されるか 各種研修、講座を定期的に行うことで、団塊の世代が徐々に地域活動に関心を持ち、担い手として活動する人が増える。 地域で活動するNPO団体等が円卓会議に参加し、町会と支援体制を作り地域の活性化の一助となる。 地域力向上のために、都の支援制度が強化されることが予測される。町会・自治会においては制度の理解が徐々に広がり、活用が促進されていく。 予測される影響への対応 団塊の世代が少しずつではあるが、地域の担い手として活動していき、地域の問題を地域の皆で考えることができるようになる。 区としては、地域力をつける講座、講演会を定期的に行うとともに、各地域振興室では地域で活動する方々が一堂に集まることのできる円卓会議としての場の提供を続けていく。
都	地域力向上のため「地域の底力発展事業助成」を実施し、町会・自治会が主体となり、公共的な課題を解決する取組みについて支援を行っている。また、民間の業務経験やスキルを活かした「地域の課題解決プロボノプロジェクト」や、専門講師を派遣する「地域活動支援アドバイザー派遣」（北区内の町会・自治会も利用）など町会・自治会を支援する新しい取組みも進められている。	
国	当初、NPO法人は国税庁が認定していたが、特定非営利活動促進法の改正（平成24年4月1日施行）により、認定機関が都道府県へ移管。NPO法人の認定基準も大幅に緩和されるなど、制度の見直しが行われ、地域の担い手となりうるNPO法人の設立への支援拡大が図られた。	
その他		

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査	26年度 地域課題実態調査
区への愛着度 「愛着を感じる」(42.8%) 「どちらかを言うと愛着を感じる」(35.6%) 約8割が愛着がある。	未加入対策で力を入れるべき対象は「集合住宅居住者」が6割近く。 現町会・自治会会長の年齢は70歳が5割超え（平成26年1月1日現在） 高齢化による役員不足

単位施策の検証	
単位施策	①地域活動・交流の促進
施策の方向についての妥当性	各地域での活動団体が一堂に会する地域円卓会議は、その地域性を活かした内容で話し合いが行われている。講座、講演会についても、その時代のニーズに応じて効果の高い内容を選択する必要があるが、方向性については妥当である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②様々な活動主体による連携・協力への支援
施策の方向についての妥当性	地域活動拠点としての地域振興室の役割は大きく、地域円卓会議等を通して地域の団体同士が知り合うことができる。北区NPO・ボランティアぷらざに関しても既存の団体はもとより、新規団体の立ち上げ支援、日常的な相談、地域のボランティア募集のコーディネーターとしての役割を担えることから、方向性は妥当である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③協働推進体制の充実
施策の方向についての妥当性	地域課題を解決するためには、区の施策だけでは難しく、地域活動団体のノウハウや先駆性を必要とする。その地域活動団体を日常的に支援している北区NPO・ボランティアぷらざの機能の充実が必要であり、方向性は妥当である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

地域活動・交流の促進

様々な活動主体による連携・協力への支援

②重点事業及びその理由

「地域のきずなづくり推進プロジェクト」

地域への愛着醸成と地域コミュニティの関心を高め、新たな担い手育成の為に講演会・講座を開催。

地域活動拠点としての地域振興室の総合調整機能の充実及び北区NPO・ボランティアぷらざの機能強化。

中長期的方針

町会・自治会やNPO・ボランティア団体などが連携、協力をしていくことで、住みよいまちづくりに主体的に取り組める組織強化を推進し、地域コミュニティ活動を活性化し、区民一人ひとりが地域への愛着を深め、相互のきずなを確かなものにする。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	2 コミュニティ活動の活性化		
基本施策	(2)コミュニティ施設の充実	コード	020202
単位施策	①コミュニティ活動の場の整備		
	②区民主体の施設運営の推進		
	③施設の適正な配置と維持・管理の推進		
施策評価 担当部局	地域振興部	施策所管課	地域振興課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)コミュニティ施設の充実
対象	区民(団塊の世代、子育てファミリー層、若年層)
意図	区民による自主管理の推進などにより、区民に身近な活動の場を確保する
結果	施設の適正な維持・管理、運営により、地域コミュニティ活動が活性化する

実績の評価

計画事業の 進捗状況	桐ヶ丘地区における区民センターの整備計画は、都営桐ヶ丘団地再生計画の遅延により具体的な検討に至っていない。計画予定地は示され、地権者(商店街)の移転先の調整中である。政策経営部(企画課、経営改革・公共施設再配置推進担当課)まちづくり推進課との協議が必須である。施設の管理状況(利用状況・老朽化)の把握に努めている。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	①学校施設などの公共施設の地域開放を「なでしこ小学校(志茂ふれあい館併設)」の整備により達成済みである。 ②高齢化に伴う担い手不足による自主管理(指定管理)の返上により、平成30年6月時点では目標値より減少している(堀船ふれあい館直営化)。 ③現状の各施設の建物等劣化状況の確認を行うとともに、平成30年度設置の区民施設あり方検討会において検討していく。本来、全庁合意形成による推進が望ましい。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	各ふれあい館の貸出施設においては、利用率は概ね横ばいである。

なでしこ小学校(志茂ふれあい館併設)の地域開放スペースにより、新たなコミュニティの創設が期待される一方、高齢化による施設管理の担い手不足や利用者ニーズとのギャップによる利用者減少が懸念される。
現状までの利用状況及び施設の管理状況等を踏まえ、区民センターの整備(桐ヶ丘地区)後期計画事業(1カ所整備)に生かしていく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	桐ヶ丘地区の区民センター整備に向けて、地域の意見等を踏まえ、地域の実情に即した施設となるよう検討を進めている。 なお、主な要望としては和室より洋間を求める声や、トイレの洋式化を求める声等が、各施設の高齢者から寄せられている。	施策にどのような影響が予測されるか 高齢化に伴う対策は引き続き課題であるが、現行の80歳代と60歳代では全く趣味や嗜好が異なる。例えば、現在の80歳がカラオケ・囲碁、将棋、踊り、歌などを好むことに対し、60歳はインターネット、旅行など単独行動が多く、同じ集いに参加しない傾向がある。 現状の要望に応える施設とした場合、用途変更や改修経費が必要となる。 また、子育て世代から利用を希望する声も出てきており、高齢者だけでなく多世代への利用について十分に考察する必要がある。 予測される影響への対応 利用者や地域からの意見収集を行い、施設利用用途の精査を行うために、庁内で検討を行い、ニーズに合った施設を考案する。
都		
国		
その他		

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査	28年度 北区民意識・意向調査
「公共施設の建替えや改修工事、施設の管理運営面で、民間のノウハウや資金を活用することで、区が税金で負担する施設にかかる経費を削減する」(43.7%)	「公共施設に対する区民の新たなニーズへは、新しい施設を建てず、今ある施設の用途を変更して対応することで、施設の建設経費を削減する」(38.7%)

単位施策の検証	
単位施策	①コミュニティ活動の場の整備
施策の方向についての妥当性	地域に見合った施設とすることで、利用状況の向上につながり、地域コミュニティの支援につながる。施設の管理運営に関しては、地域住民等との協議、所管課間での調整が必要となる。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②区民主体の施設運営の推進
施策の方向についての妥当性	区民に身近な施設をめざした、地域住民の自主管理による運営においては、運用が統一されておらず、独自ルール等が多数存在し、利用者に不利益な事象が起こった場合など、利用者の混乱につながる。柔軟な対応は認める前提において、一定のルールを確保していくことは必要である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③施設の適正な配置と維持・管理の推進
施策の方向についての妥当性	高齢者のニーズだけではなく、今後の5年、10年、20年先を見据えた施設としてのあり方を検討していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

施設の適正な配置と維持・管理の推進

②重点事業及びその理由

(仮称)区民施設長寿命化計画の策定など
地域に見合った施設とするために、利用者ニーズの把握に努め、5年、10年、20年先を見据えた施設としてのあり方を検討していく。

中長期的方針

地域に見合った施設とするために、利用者ニーズの把握に努め、5年、10年、20年先を見据えた施設としてのあり方を検討していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	3 個性豊かな地域文化の創造		
基本施策	(1)個性豊かな文化の創造と発信	コード	020301
単位施策	①地域の個性を生かした文化芸術の創造		
	②北区らしい文化芸術活動の発展・支援		
	③様々な文化芸術に触れる機会の拡大		
	④文化芸術を支えるしくみの構築		
施策評価 担当部局	地域振興部	施策所管課	文化施策担当課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)個性豊かな文化の創造と発信
対象	すべての区民
意図	北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくる。
結果	区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信される。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	田端文士村記念館は、平成27年度に多目的ホールを常設展示室に改修したことで、企画展が実施できるようになり、来館者の増加につながった。 文化芸術活動拠点ココキタは、文化芸術分野のより高いステージを目指す中学生・高校生を含めた若手アーティスト支援事業を進めており、文化芸術活動拠点ココキタを周知するため、PRイベントを実施してきた。ココキタまつりも年々、実施イベント数が増え、レベルアップワークショップや子ども文化教室の開催時の参加者も着実に増えている。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	北とぴあホール事業は、H29年度に集客数が一番大きいさくらホールが、天井改修のためイベントが開催できない期間があったため、入場者数が微減となった。 文化芸術活動拠点ココキタは、開設から3年が経過し、徐々に認知度も高くなり、着実に利用者数が増えていることが、利用料収入の増加からも読み取れる。ただ、王子エリア以外の区民にとっては、交通の便があまりよくないこともあり、利用者の居住地域に偏りがみられる。また、リピートの利用者が多いので、新規利用者を取り込む工夫が必要である。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	平成27年度の文化活動拠点ココキタ開設により、文化芸術活動の場が増えたこと、文化芸術活動支援として、「区内在住・在学の中・高校生」の利用料を無料としている効果が大きいと思われる。また、「北とぴあ国際音楽祭」、「田端文士村記念館啓発事業」、「北とぴあ演劇祭」、「北区文化芸術祭」、「まちかどコンサート」、「スクールコンサート」などが定着してきたことにより、北区文化振興財団HPにアクセスをして情報収集する区民等が増えてきたと考えられる。

区では、地域が育ててきた固有の文化を誇りに、区民の創意あふれる芸術文化活動を支援し、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信している。

北とぴあ国際音楽祭は、国内外から世界的な音楽家を招いて開催しており、他に例のないオリジナリティあふれる文化事業として高い評価を得ている。

田端文士村記念館や(仮称)彫刻アトリエ館にて、有形無形の文化的資産の継承にも努めている。

文化芸術拠点ココキタの開設によって、区民が主体的に文化芸術を楽しみ、自らの個性や能力を伸ばせる環境づくりや機会を提供している。

このように、様々な場所で、区民主体の文化芸術活動の促進に努めるなど、区民が文化芸術を身近に感じることができるよう、取り組んでいる。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	「北区文化芸術振興ビジョン」(平成16年6月)に基づき、北区文化振興財団が文化芸術団体等と連携を図り、様々な事業を展開している。また、平成27年4月に文化芸術活動拠点コキタを開設、同年10月に田端文士村記念館をリニューアルした。平成30年4月に北区文化振興財団が設立30周年を迎えたことや北区の文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、文化芸術振興ビジョンの改定の準備を進めている。	施策にどのような影響が予測されるか 平成29年度策定の「北区バリアフリー基本構想(滝野川地区)」を踏まえながら、(仮称)芥川龍之介記念館の開設を進める。(仮称)芥川龍之介記念館は、地域の関心も高く、文化芸術振興の観点だけではなく、区民とも協働しながら、地域の活性化にもつながる取り組みが必要となってくる。また、東京2020大会を契機として、文化芸術を一層、身近に感じる取り組みが都区内で行われており、北区でも、区の文化資源や地域特性を生かし、東京2020大会に向け、北区らしい文化芸術活動を推進し、北区の魅力を発信していくことが求められる。
都	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)は、スポーツだけの祭典ではなく、「文化の祭典」でもあるため、文化芸術の力で地域を活性化し、若者の参画促進や創造性をはぐくむことで、2020年から先の未来に日本や世界の文化を継承していくことを目指している。	
国	・「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」を平成29年6月23日に公布・施行。 ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(議員立法)が第196回国会(平成30年)にて成立。	予測される影響への対応 多言語対応や障害者対応について、積極的な取り組みが求められているため、可能な限り、外国語版の作成や点字版や声の広報等の作成を行い、障害者や区を訪れた外国人も文化芸術を身近に楽しむ機会を増やす活動を推進する。
その他	東京2020大会を契機として、近年、23区内で、文化芸術振興計画の改定を行う区(港区、世田谷区など)、文化プログラムの策定を進める区(台東区)が出てきている。	また、(仮称)芥川龍之介記念館の開設にあっても、バリアフリー法に基づき、ソフト面だけではなく、ハード面でも、より多くの区民をはじめ、誰もが北区ゆかりの文化に触れることができるように取り組む。

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	29年度	文化に関する世論調査(東京都生活文化局)
	「今後、地域の文化振興のため、区が力をいれるべきだと思うことは」の問に対し、「子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実」(30-39歳)、「歴史的文化の保存・継承と活用」(40-49・60-64歳)、「様々な文化芸術を鑑賞する機会と場の提供」(それ以外の年齢)が最も高い。		「文化施策に対する要望」の問に対し、要望度順に「子どもの頃から美術館や劇場に親しめる環境を整備する」(45.5%)、「魅力的な展示・イベントを行う」(37.2%)、「東京から世界へはばたく若い芸術家を育成・支援する」(24.2%)となっている。

単位施策の検証	
単位施策	①地域の個性を生かした文化芸術の創造
施策の方向 についての 妥当性	(仮称)芥川龍之介記念館の開設や「北区文化芸術振興ビジョン」の改定を通して、北区の文化芸術を高めるだけでなく、地域の活性化にもつなげることができる。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②北区らしい文化芸術活動の発展・支援
施策の方向 についての 妥当性	区民の自主的活動の支援と協働を推進するため、「北とぴあ演劇祭」や「北区文化芸術祭」などをさらに盛り上げていくことで、区民主体の文化芸術活動がさらに活発になる。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③様々な文化芸術に触れる機会の拡大
施策の方向 についての 妥当性	北とぴあ国際音楽祭の活動を区内外に発信することは、北区の魅力を伝えることにつながる。また、文化芸術活動の成果を発表する機会を増やしたり、継続事業は内容を拡充し、対象者を広げることで、区民が文化芸術に触れる機会の拡大を図っていく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	④文化芸術を支えるしくみの構築
施策の方向 についての 妥当性	平成27年4月に開設した文化芸術活動拠点ココキタの利用は着実に増えているので、さらなる内容の充実と活用に努める。北とぴあについては、施設全体の改修に向けて検討を進める。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

地域の個性を生かした文化芸術の創造
文化芸術を支えるしくみの構築

②重点事業及びその理由

(仮称)芥川龍之介記念館の開設
開設により、田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりを進めるため

中長期的方針

2023年開設予定の(仮称)芥川龍之介記念館をはじめ、田端文士村記念館、旧古河庭園などを中心に、田端地区及び滝野川エリアにおける文化のまちづくりをさらに推進することで、地域の活性化にも寄与する。
2020年3月改定予定の、区の文化芸術施策の基本となる「北区文化芸術振興ビジョン」に基づき、北区文化振興財団と連携しながら、北区の個性豊かな文化の創造と発信に努め、文化芸術が身近なまちづくりを推進することにより、地域の活性化と文化芸術の振興を図る。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	3 個性豊かな地域文化の創造		
基本施策	(2)歴史的文化の継承と活用	コード	020302
単位施策	①歴史的文化の継承と活用		
施策評価 担当部局	①歴史的文化の継承と活用	施策所管課	飛鳥山博物館

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)歴史的文化の継承と活用
対象	すべての区民や近隣区市の住民
意図	区民をはじめ多くの方が北区の歴史・文化に対する理解を深め、愛着を増す。
結果	北区の歴史・文化が活用され、次世代に継承されていく。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	飛鳥山博物館の企画展等展示事業回数、教育普及事業回数および団体見学件数は目標値を達成している。 ふるさと農家体験館の事業回数、ボランティアガイド実施数および来館者数は目標値を達成している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	飛鳥山博物館の企画展等観覧者数、教育普及事業参加者数に関しては目標値を達成している。特に29年度は企画展等観覧者数において例年を大きく上回る増加がみられた。 29年度において団体見学者数が目標値を下回ってはいるが、団体見学件数は目標値を達成していることから、少人数の団体が多かったことが原因と考えられる。

飛鳥山博物館の企画展等展示事業観覧者数や教育普及事業参加者数は活動による成果を表す指標として適切であり、展示や各種講座を積極的に開催してきたことによる成果の表れであることが読み取れる。ふるさと農家体験館の事業参加者数においても同様のことが言える。
また、飛鳥山博物館の団体見学件数および団体見学者数、ふるさと農家体験館の来館者数は北区の歴史的文化への興味関心が高いことの表れとみることができる。これからも各種事業を積極的に行うことで、地域に残る歴史、伝統文化、文化財を多くの区民にご理解いただき、北区の歴史的文化を活用し、次世代への継承を行っていく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	文化財保護法に基づく、埋蔵文化財等の指導、区内に所在する国・都指定文化財の保護に係る指導・調整など国・都と調整を図りながら行っていく保護事業と、区文化財保護条例に基づく区内文化財の調査・研究及び保護に関する業務を行っている。これら調査・保護活動については、国・都の施策を踏まえたうえで、北区の文化財保護にとって必要と思われる事業を実施している。 また、区内指定文化財の保存に関する補助事業の指導などを行っているほか、地域に伝承してきた伝承芸能等の伝承についても徐々に方策を講じているところである。 文化財の管理・活用については、博物館の収蔵庫をはじめ、区内各所において保管・管理し、企画展などの展示事業や教育普及活動を通じて活用を図っている。	施策にどのような影響が予測されるか 文化財の保護においては今後も引き続き行われていくことから、発掘調査で出土した土器や石器などの埋蔵文化財や区民から寄贈された民具資料などが増加することが予測される。また、これらの資料や、区内に所在する文化財の活用がよりいっそう求められることが予測される。
都	東京都教育委員会教育方針では、「東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めると共に文化財の活用公開を通して文化財に親しむ機会の充実を図る」とされ、従来からの文化財保護・管理事業を引き続き実行しながら、国等の施策の動向にあわせた各種調査・事業等を行っている。 文化財の普及事業については、全都的な事業として文化財ウィークが毎年秋に行われ、文化財を身近に感られるような施策が実施されている。	予測される影響への対応
国	地域に伝わる伝統文化を見直し、これを生かしながら地域おこしや町づくりに役立てようとする気運が全国的に広がる中、文化庁はこうした動きを後押しするための新しい文化財の保護と活用に資する施策を打ち出している。特に文化遺産を未来に生かすために、保護もさることながら活用に対して力を入れていく方向性がみうけられる。	増加する文化財資料に関しては適切に保存していく必要があるため、その保存場所を検討する。また、活用に関しては博物館内だけでなく、館外においても積極的に活用できるような工夫が必要である。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
地域文化振興の重点施策の中で、「歴史的文化の保存・継承と活用」に対し、調査対象の全世代の3割近い方が区が力をいれるべき事業と答えている。		

単位施策の検証	
単位施策	①歴史的文化の継承と活用
施策の方向についての妥当性	急速に失われつつある近現代の遺産の保護活用に積極的に取り組むとともに、地域文化の保存・継承等の活動を支援することで貴重な文化財を後世に伝えることができ、区民の郷土意識が高まる。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

歴史的文化の継承と活用

②重点事業及びその理由

歴史的文化の継承と活用を行うためには、その歴史的価値や社会的価値を周知する必要がある。そのため、博物館と区内各所の歴史的文化を結び付け、現地に赴くような事業を行っていく。

中長期的方針

区内に所在する文化財について、きめの細かい保護事業の実施を行う。また、北区の歴史的文化に関する展示・教育普及事業を行い、歴史的文化遺産の公開・活用を積極的に推進することで、次世代に継承していくと共に、一層の周知と理解を促進する。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり				
政 策	4 生涯学習の推進				
基本施策	(1)情報提供・相談体制の充実			コード	020401
単位施策	①学習情報提供・学習相談体制の充実				
施策評価 担当部局	教育振興部		施策所管課	生涯学習・学校地域連携課	

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)情報提供・相談体制の充実
対象	生涯学習活動を希望する区民
意図	幅広い学習情報を収集整理し、区民に的確に提供できるようにする。
結果	区民がいつでも、どこでも学習情報を入手できる。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	生涯学習情報誌「まなびんぐKITA」を区立小中学校、私立学校、提携大学及び関係施設等に十分量を配布している。情報紙の配布のほか、都立高校や周辺大学の公開講座等の情報について窓口や電話による問い合わせにも対応している。 今後は、SNS等新たなメディアの発達により、情報入手の手段の多様化に対応していくことも求められている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	文化センターと協力し、年4回の生涯学習情報誌を発行し、学校や身近な施設で配布することで区内全体に情報提供行うことに生涯学習事業への意欲・参加が促進されている。

昨年度より、情報誌をホームページでも公開するようになり、電子媒体でも周知を行うようになった。いつでもどこでも、区民に「子どもが参加できる事業」「夜間でも参加できる講座」など、一定の条件の生涯学習事業について一覧にして情報提供を行えている。
また、「文化センター利用団体・サークル一覧」や「文化センターだより」などの発行、生涯学習情報コーナーの設置など、年間を通して区民に学習情報を提供している。このほか収集・蓄積した情報を活用しながら区民の学習相談にも応じており、区民が生涯学習に取り組みやすい環境づくりが進んでいる。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	平成27年3月『北区基本計画2015』学習情報提供・学習相談体制の充実 平成27年3月『北区教育ビジョン2015』生涯学習情報提供の充実、学習相談体制の充実	施策にどのような影響が予測されるか 学習情報の提供について、データベースの蓄積と情報伝達手段の多様化が求められる。 予測される影響への対応 学習情報の提供について、データベースの蓄積と多様な情報伝達の手段の検討をしていく。
都	「東京都生涯学習情報ホームページ」を開設し、都内各区市町村の生涯学習・社会教育関連情報や東京都教育委員会の生涯学習に関する施策等を掲載している。	
国	平成29年度 文部科学省「生涯学習施策に関する調査研究」において、ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築に関する調査研究がされた。	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
生涯学習を推進するため区が力を入れることとしては、「学習に関する情報の提供」(20.1%)、「学習について相談できる体制の充実」(10.3%)にが求められている。		

単位施策の検証	
単位施策	①学習情報提供・学習相談体制の充実
施策の方向についての妥当性	紙及び電子媒体により、生涯学習に関する施設・団体・講座等の情報提供を区民に分かりやすく提供できている。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

情報提供・相談体制の充実

②重点事業及びその理由

生涯にわたり学びを継続していくために、年齢や時代とともに変化・多様化する区民の学習ニーズを把握し、区民だけでなく学習相談に応ずる職員にも活用しやすいかたちに蓄積し提供することが学習支援の柱の一つであるため。

中長期的方針

より区民のニーズや時勢に適合した情報提供ができるよう情報誌等の内容を充実させるとともに、SNS等区民が使いやすいツールの活用についても研究していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	4 生涯学習の推進		
基本施策	(2)学習機会の拡充	コード	020402
単位施策	①多様なニーズに応える学習機会の拡充		
	②身近な学習の場の充実		
施策評価 担当部局	教育振興部	施策所管課	生涯学習・学校地域連携課 中央図書館

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)学習機会の拡充
対象	生涯学習の主体である区民・団体
意図	区民一人ひとりのニーズに合った学習機会の拡充を図り、地域における自立的・継続的な学習活動を支援するしくみをつくる。
結果	区民一人ひとりの人生がより豊かになり、また、くらしや社会問題を主体的に解決し住みよい地域づくりが進む。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業 区民が講座やイベントに参加し、またイベントの運営ボランティアとして参画・協働して事業を作り上げていく中で、参加者相互の理解、また多様性に関する理解が進んでいる。 参加者を通してオリパラ気運醸成とともに、一人ひとりが自分の活動しやすい場所を拠点に地域活動への主体的な参画やグループの組織化につながっている。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	2020年東京オリンピックに向けて、毎年少しずつ形態を変えながらボランティア育成の機会提供を行っており、おおむね達成できている。 学校の教育力の活用や学校施設の開放・有効活用により、区民の学習機会や身近に参加できる学習の場の充実が図られている。 図書館事業においては概ね達成されているが、利用者人数は減少している。昭和町区民センター改修工事による昭和町図書館の休館、中央図書館における特定天井脱落防止工事实施による利用回避、図書館システムの更新による臨時休館等の影響による。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	ボランティア登録者は増加傾向にあり、活動発展の支援が効果を上げている。 区民が小・中学校の中で学ぶことにより、子どもたちや学校の教育活動を知る機会ともなっており、地域と学校の協働に向けた相互理解が進んでいる。 区民との協働による「おはなし会」「朗読会」「歴史講演会」などの実施による読書の動機づけや、ボランティアによる音訳の実施などにより読書活動の支援が進んでいる。

地域の実情に即した学習機会の充実や、区民が求めるスタイルの学習の実践が可能な身近な学習の場づくりが、施策の意図に則り展開されている。その中で、オリパラ開催に向けた機運の醸成も進み、区民の主体的な学習やボランティア活動への意欲にも繋がっている。
図書館においても、資料の充実や、区民との協働による読書支援活動により読書や学習の支援が進み、区民の主体的な学習やボランティア活動への意欲にも繋がっている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	オリンピック・パラリンピック担当課より執行委任を受け、2020年東京大会に向けての自主的なボランティア活動をおこなっている区民および区内を拠点とする団体の期待や関心にこたえ、活動の発展を支援するためのイベントを運営し、その他機運醸成を図るため各種講座を開催している。 生涯学習の推進を図るため中央図書館内に、区民情報コーナー、北区の部屋、YAスペース(中高生優先となる)、こども図書館、図書館ボランティアの活動拠点となる区民活動コーナーを設置している。 「北区図書館活動区民の会」と各種講座、講演会など様々な活動を図書館と協働して行っている。 平成27年3月、「第三期北区子ども読書活動推進計画(平成27年度～平成31年度)」を策定し、乳幼児から中高生までの読書活動を積極的に支援するため、学校・地域との連携、読書活動の普及・啓発、読書活動にかかわる人材育成の環境整備等、さまざまな取り組みを推進している。	施策にどのような影響が予測されるか オリンピック直前で、より一層東京都の動きが活発になる。現行の事業を今までの経験をもとに、さらに効果的に行うことが求められる。 今後さらに大学や企業等との連携が求められる。 地域住民の手による、地域の実情に応じた、多様な学習の機会や場づくりをめざして、家庭・地域・学校のさらなる連携が求められる。 地域図書館の開館日時の増延、資料の充実、利用スペースの拡充等、更なるサービスの向上が求められる。 学校図書館の整備充実についてさらなる支援が求められる。
都	東京2020大会の成功に向け、区市町村が主体的に実施するスポーツ振興や地域の活性化につながる事業を支援することにより、両大会の気運醸成を図り、スポーツ振興などの各区市町村の地域レガシーにつなげる。 平成27年2月12日「第三期子供読書活動推進計画」を策定。乳幼児から中高生までの読書活動を積極的に支援するため、学校・地域との連携、読書活動の普及・啓発、読書活動にかかわる人材育成の環境整備等、さまざまな取り組みを推進している。	予測される影響への対応
国	H28年1月「2020年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて－」を策定、同年6月「『アクション&レガシープラン 2016』～東京2020大会に参画しよう。そして、未来につなげよう。～」を発表し、その中で、大会によるレガシー創出を重視し、それを育てるためにできることをまとめている。 第四次「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」が、平成30年4月20日に策定された。 文部科学省としては子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取り組みの目安を掲げ読書の推進を図っていくこととしている。	2020に向けたボランティア活動を始めとする地域の中で生まれた様々なつながりを、区民が主体的に継続・発展させていくための環境整備や支援を進めていくことが求められる。 施設の複合化やまちづくりによる移転などの機会をとらえ特色ある図書館づくりを進めていく。 学校図書館と地域図書館が連携して児童・生徒の読書支援を進めていく。
その他		

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査

生涯学習を推進するために区が力を入れることとしては、「学習の場の充実(図書館や文化・スポーツ施設等)」(30.9%)、「多様な学習意欲に応える講座等の充実」(27.9%)がそれぞれ3割前後、「大学や企業等との連携による学習機会の拡充」(20.0%)が2割で多様な学習意欲に応える講座等の充実と学習の場が求められている。

単位施策の検証	
単位施策	①多様なニーズに応える学習機会の拡充
施策の方向についての妥当性	学習機会の提供について、区民からも積極的な要望もあり、より活発な活動へと進んでいる。オリパラを契機に取り組んだ成果を踏まえ、さらに区民が主体的に企画する講座や学習会を支援していく。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②身近な学習の場の充実
施策の方向についての妥当性	多様化・高度化する情報ニーズへの対応等、これからの公共図書館に求められる姿と、区民ニーズとの乖離がないよう評価の仕組みを検討し、整備をしていく。区民の多様な学習ニーズに合わせ事業や講座を実施できている。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
多様なニーズに応える学習機会の拡充 身近な学習の場の充実
②重点事業及びその理由
学校・専門機関等と連携した講座等の実施・身近な学習の場の充実 図書館事業などの身近な学習機会を求める多くの区民からのニーズが継続して存在しており、それに応えていく必要があるため。
中長期的方針
学校・専門機関等と連携した事業の推進とともに、オリパラに向けた取り組みの中で深めた多文化共生や多様性の理解、地域のつながりが、区民の自主的な学習活動の発展と地域に根付く活動の支援となるよう、学習機会や場づくりを充実させる。 中央図書館においては、読書施策の拠点として位置づけ、子どもから大人までを対象とした取り組みを充実させる。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	4 生涯学習の推進		
基本施策	(3)学習成果の活用	コード	020403
単位施策	①学習成果を生かし合うしくみづくり		
施策評価 担当部局	教育振興部 子ども未来部	施策所管課	生涯学習・学校地域連携課 子ども未来課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(3)学習成果の活用
対象	様々なキャリアや学習を積み重ねてきた区民
意図	地域の教育力の向上、ボランティア活動による地域の活性化等を図る
結果	学習成果が地域の教育力の向上や地域社会の発展に活かされる

実績の評価

計画事業の 進捗状況	放課後子ども総合プラン 平成31年度までに改築中の王一小を除いて、35校中34校に導入する。 地域、学校、児童館・子どもセンター等が関わり運営する小学生の安全で安心できる放課後の活動場所として推進するとともに、地域の人材が実行委員や地域スタッフ、講師として参画する場として機能している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	学校支援ボランティア活動推進事業については、平成26年度の全校実施より、計画通り目標を達成できている。 放課後子ども総合プランの実施校数は計画通りに進捗し、小学生の参加人数は伸びている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	学校支援ボランティア活動推進事業のスクールコーディネーターの人数については特に規定はないが、活動が活発になるになるとともに複数人数でコーディネート業務を分担する学校も増えつつあり、コーディネーターの重要性が高まっている。 放課後子ども総合プラン実施校が増えていくことで、それぞれの実施校で地域の人材が、実行委員、地域スタッフ、講師等としていままでに身に付けた知識や技能を発揮する場となっている。

子どもから大人まで生涯学習をサポートするために、学習成果を活用し、それを生かしあうしくみをつくることが重要となる。短期的に結果を出すことが難しい活動や、活動方法に工夫が必要な事業もあるが、地域全体の教育の発展のため、今後も成果の活用の機会を拡充していく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	「北区教育ビジョン2015」を策定し、これまでの家庭・地域・学校の連携と協働をさらに進め、より一層質の高い教育力を目指して様々な取り組みを実施している。区立小中学校では、地域に開かれた学校づくりのもと、教育活動や環境整備等に地域の教育力を活かした支援を求めている、学校に対する保護者や地域の期待や関心がより高まっている。 「放課後子ども総合プラン」は、「基本計画2015」、「教育ビジョン2015」において、平成31(2019)年度までに全小中学校での実施を目標としている。	施策にどのような影響が予測されるか 北区独自の支援体制を最大限生かした教育の存続及び、国と都、他区の動向を考慮した事業運営を行う。 小学生の放課後の活動場所として放課後子ども総合プランを充実させることで、児童館等の小学生の利用が減少していき、子どもたちの放課後の活動場所に変化が生じている。
都	平成29年の社会教育法が改正され、これまでの「教育支援活動」を基盤として、より効果的な展開を促進するため、国の補助事業を活用した各種事業を行い、区市町村に対して財政的支援のほか、先進事例の紹介、事業関係者の研修等を行い、「地域学校協働活動」の推進を図る。	予測される影響への対応
国	平成29年の社会教育法改正により、社会総掛かりでの教育を実現するため、連携協力体制の整備や地域学校協働活動推進員に関する規定を整備し、「地域学校協働活動」を全国的に推進している。 「放課後子ども総合プランについて」(平成26年7月31日)共働き家庭の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。	文部科学省からは、学校支援地域本部事業から、地域学校協働活動へ移行へと方向性が示されている。北区の教育体制を今後どうしていくか、他区と連絡を密にとり、情報収集を行うとともに、北区内でも他課と協力して検討していく必要がある。 小学校すべての放課後子ども総合プランを導入し、小学生の放課後の安全・安心できる活動場所を確保し、様々な体験活動を充実させていくために、多様な人材を受け入れていく必要がある。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
生涯学習を推進するため区が力を入れることとしては、「学習の成果や能力の活用を地域で活かす仕組みづくり」(16.4) %、「教育ボランティアの育成」(10.4%)について求められている。		

単位施策の検証	
単位施策	①学習成果を生かし合うしくみづくり
施策の方向についての妥当性	区民の学習成果を生かせる事業の拡充を進めることで、北区全体の地域の教育力向上につなげていく。区民の多様な人材を生かし、子どもたちの多様な体験・活動を支援するためにも施策の方向性としては妥当であるが、多様化する課題や要望に対して、活躍の機会を提供するための仕組みづくりには更なる検討が必要である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

学習成果を生かし合うしくみづくり

②重点事業及びその理由

放課後子ども総合プランの推進

区民のキャリアや知識・技術を活かして、子どもの安心・安全な居場所づくりを進めることにより地域の教育力の向上を図る必要があるため。

中長期的方針

区民が学習活動を通じて身につけた知識や技術・技能などの学習成果を様々な場や機会において活かしていくことは、学習意欲を高め、さらなる学習にもつながる。
現在、学習成果を生かして指導者やボランティア活動をすることにより、地域社会への学びの還元となっていっている。リーダー研修事業や学校支援ボランティアの事業等の成果を地域活動へ結びつけるとともに、学校と地域が一体となって地域の教育力の向上を引き続き図っていく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	5 生涯スポーツの推進		
基本施策	(1)身近なスポーツの場の整備	コード	020501
単位施策	①スポーツ環境の整備及び有効活用		
	②東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境の整備		
施策評価 担当部局	地域振興部	施策所管課	スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)身近なスポーツの場の整備
対象	すべての区民
意図	だれもが身近でスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる場を提供するとともに、気軽に参加できる機会の拡充を図る。地域と連携を取りながら、「おもてなし」や「スポーツ」「ユニバーサルデザイン」などの視点に立った環境整備を推進する。
結果	区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らしている。 東京オリンピック・パラリンピックを見据えたまちづくりにする。東京オリンピック・パラリンピックの気運が醸成している。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	(仮称)赤羽体育館の建設及びバリアフリー化整備は計画どおり整備されている。桐ヶ丘体育館改築は、基本計画後期事業だが、改築計画は桐ヶ丘体育館周辺の都営桐ヶ丘団地再生計画に合わせて進めることになっており、今後の桐ヶ丘体育館改築計画に影響を及ぼす可能性がある。 「トップアスリートのまち・北区」のシンボリックな街並みにするため愛称名「ROUTE2020トレセン通り」を整備している。赤羽駅と十条駅に公共施設の案内サインやPR広告塔を設置、通りにトレセン通りのロゴの標識、区立稲付西山公園にアスリート手形モニュメントを設置した。今後は競技案内看板やフラッグの設置や地域情報アプリを開発する。 事前キャンプ誘致に絡む事業が今後本格化していく。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	JOCや競技団体等と連携したトップアスリート直伝教室は人気がある。 アスリート手形モニュメントへの手形の取付けも計画どおりである。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	赤羽体育館を建設したことにより、スポーツ利用者の拡充を図ることができた。 東京オリンピック・パラリンピックの開幕が近づくにつれ、各地での気運醸成イベントの開催や大会に関するさまざまな概要が公表されるなど大会気運が高まっている。 スポーツコンダクターの派遣数は減少しているものの、区内内企業とパートナーシップ協定を結び同企業内所属のアスリートとの連携を深めるなどして、派遣対象のアスリートを増やしている。

赤羽地区に新たに体育館を建設したことにより、周辺区民がこれまで以上にスポーツに参加しやすい環境が整備された。また、区全体的にも新たな「場」が増え、利用枠が増加したことにより体育館を利用しやすい環境が高まり、体育館利用者数が増した。

バリアフリー化整備は、施設内に留まらず、最寄駅等から施設に至るまでのバリアフリー化対策が必要となる。施設外の環境整備は区単独では難しく、他自治体等との連携が不可欠である。

東京オリンピック・パラリンピック開幕前の気運醸成事業並びに「トップアスリートのまち・北区」を具現化するため、「ソフト」「ハード」とも期限がある中、着実に整備を進めている。また、今後も本施策に絡んだ内容の事業が追加すると考えられる。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	「2020年オリンピック・パラリンピック推進本部」設置（2017年6月） 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた北区の取組方針」を策定（2017年6月） 北区リレーションシップ協議会設置（2016年11月） JOCとパートナーシップ都市協定の締結を準備している。	施策にどのような影響が予測されるか 区民が利用できるスポーツ施設の選択を拡大させるため、区内にある国や都並びに民間のスポーツ施設等を、区民が有効的に利用できる方策の検討が必要となる。
都	都民が身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、既存の都立スポーツ施設や東京2020大会の競技施設を適切に管理運営するとともに、区市町村のスポーツ施設整備を支援する。また、新たなスポーツ活動の場を確保していくため、既存のスポーツ資源の有効活用について検討を進める（東京都スポーツ推進計画2018年3月） スポーツ振興等事業費補助金（障害者スポーツ地域振興事業分）補助率の段階的な変更（2018年度4/5 2019年度2/3 2020年度1/2） その他大会に向けた都準備局による随時事業	東京オリンピック・パラリンピック閉幕までは、大会の直接的な事業が主事業であり、大会閉幕後にはレガシー構築に関する事業が主となる。 予測される影響への対応
国	既存施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指す。（第2期スポーツ基本計画2017年3月） ホストタウンの推進について（内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部） 「2020年を見据えた文化による国づくりを目指して（※通称 京都宣言）」（文化庁）	他自治体の動向を注視し、国や都有施設等を利用するための協議を行う必要がある。 東京オリンピック・パラリンピック閉幕までは大会の直接的な事業が主事業だが、大会閉幕後には、今まで区が実施してきた事業についてレガシー構築を主眼に置いた事業として再編し具体化する必要がある。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
全体の52.5%が週に1～2回以上の運動スポーツ頻度 全体の約4割半ばが、健康づくりを推進するため「運動できる施設の開放や整備」に区が力をいれるべき		

単位施策の検証	
単位施策	①スポーツ環境の整備及び有効活用
施策の方向についての妥当性	区有スポーツ施設は、全体的に老朽化が進んでいる。引き続き利用率を高めていくには、新たな施設整備や既存施設の大規模な改修が求められる。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境の整備(⇒東京オリンピック・パラリンピックにおけるレガシーの構築と、単位施策名と内容を変更予定)
施策の方向についての妥当性	東京オリンピック・パラリンピック閉幕後には、大会前の気運醸成で行った事業をレガシーとして構築していく必要がある。方向性の見直しが必要となる。 バリアフリー化整備は今後必要だが、東京オリンピック・パラリンピックを目的とした整備は終了となる。
妥当性の検証	C:妥当性は薄れている(方向性や再編等の見直しが必要)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

スポーツ環境の整備及び有効活用

②重点事業及びその理由

新たなスポーツ施設の整備は、まとまったスペースの確保や相当の期間を要することから、直ちに整備することは難しい状況にある。そのため、既存施設を計画的に改修するなどをして、長期的に有効に活用していく必要がある。

中長期的方針

引き続き、既存施設の改修や誰もが利用しやすい環境を整備することにより利用者拡大に努める。なお、老朽化が著しい施設については、計画的な大規模改修も視野に検討を進めていく。また、「トップアスリートのまち・北区」として、東京オリンピック・パラリンピックにおけるレガシーを有効活用していくとともに、JOCと連携し恒常的及び普遍的にオリンピック・ムーブメントを推進していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	5 生涯スポーツの推進		
基本施策	(2)参加機会の拡充	コード	020502
単位施策	①ライフステージに応じたスポーツ参加の機会	③東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充	
	②様々な連携・協働による地域のきずなづくり	④スポーツを支える人材の育成・確保	
施策評価担当部局	地域振興部	施策所管課	スポーツ推進課 東京オリンピック・パラリンピック担当課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)参加機会の拡充
対象	障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者までのあらゆる方
意図	だれもがスポーツを楽しめるよう、様々なスポーツ参加機会の充実に努める。
結果	家庭、学校、地域をはじめ、スポーツ関係機関や団体などの連携・協働により、スポーツ実施率が向上する。

実績の評価

計画事業の進捗状況	平成30年1月、滝野川地区に総合型地域スポーツクラブを設立したが、設立数年間は参加者数が少なく、一定期間の運営支援が必要である。更に今後は、王子地区への設立を検討する。 障害者スポーツ交流イベントについては、各種スポーツ教室、講演会等を毎年実施しているが、参加人数が伸び悩む年度もあり、新規のスポーツイベントや広報の仕方を考えていく必要がある。 障害者スポーツの理解関心を深めるとともに、2020東京オリンピック・パラリンピックの成功に繋げる事業を推進している。 フェンシング教室においては突出した選手の輩出には至っていない。小・中学校の児童・生徒が対象で底辺の底上げを図っている。車いすフェンシングは、世界で活躍する選手も当該教室出身者で輩出している。
単位施策の活動指標(アウトプット)	障害者スポーツイベントについては、平成29年度から区主催のハートスポーツフェスタを実施。平成30年度は知的障害者サッカー教室の実施回数を増やした。今後は障害者が継続的に参加できるスポーツ教室等の開催を検討していく必要がある。 スポーツを支える人材の育成・確保については、平成31年度末までの目標を達成している。しかし、実施の初年度と比較すると2年度目以降は人数がやや減っているため、スポーツを支える人材の育成・確保を北区内に広く周知するには、さらにスポーツ推進委員・地域などとも連携して実施していく必要がある。 フェンシング教室は開講以降、参加者の固定化や競技の性格上反復練習が主のため新鮮味が薄れている。アスリートの育成には継続性が必要である中、自立した運営ができる組織体制が確立していない。車いすフェンシング教室は強化選手になると教室不参加になる傾向がある。
基本施策の成果指標(アウトカム)	障害者スポーツイベントの参加者数も年々増加しており、特に「知的障害者サッカー教室」は、家族に障害者がいる多くの方々のスポーツ実施に効果的であった。北区以外では、知的障害者向けのスポーツイベントは少なく、障害者(児)の方と親子に対するスポーツ実施率の向上にも大きく寄与できた。 初級障害者スポーツ指導員、スポーツボランティアの登録者数も中期計画の目標値を上回っている。また、総合型地域スポーツクラブへの参加者数も1万人近い参加で、年々増加傾向にあり、実施率の向上につながっている。

東京都北区スポーツ推進計画では、平成28年度にスポーツ実施率(週1回以上行う成人の割合)の目標数値を50%と定めているところであるが、平成28年8月の北区民意識・意向調査結果によると52.5%を達成している。

2020東京大会開催の気運醸成のための各種事業の実施を契機としてスポーツへの関心も高まり、スポーツ実施率の向上に貢献している。

指定管理者による自主事業も充実しており、幼児から高齢者まで参加できるさまざまなイベントを実施している。参加人数は右肩上がりが増えており、今後も伸びていくと思われる。ただし、スポーツイベントに参加をしたことが無い方や、スポーツに興味が無い方もスポーツをしていただける環境づくりをこれからは考えていかなければならない。さらに、だれでもが参加できるスポーツイベントに改善していかなければならない。

平成30年1月、滝野川地区に区内2つ目となる総合型地域スポーツクラブを設立した。スポーツクラブの自主自立、イベントの充実を通して、王子地区への総合型地域スポーツクラブの設立につなげていく。また、だれもが身近な場所で日常的にスポーツをすることができるようになることで、スポーツを通じた地域のきずなづくりを推進する。

フェンシング教室は平成27年度開講以降、参加してきた児童・生徒がアスリートとして活躍するためには今後も継続した練習環境が必要である。自立した組織体制を確立するための支援も不可欠である。車いすフェンシング教室においては、強化選手になっても教室参加を可能にする環境作りが課題である。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	「東京都北区スポーツ推進計画」では、スポーツ実施率(週1回以上スポーツを行う成人の割合)の目標を平成28年度50%以上と定めた。平成28年度に行われた北区民意識・意向調査では、52.5%となっており、この時点の目標は達成している。しかし、さらなるスポーツ実施率向上(70%)に向けた戦略的な施策を展開していく必要がある。このため平成32年3月を目途に東京都北区スポーツ推進計画を改定する。 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた北区の取組方針」を策定(2017年6月)。 民間企業とのパートナーシップ協定締結	施策にどのような影響が予測されるか 国は、障害者のスポーツ実施率の目標数値を40%(若年層(7歳から19歳)は50%)と設定し、東京都は、新たに、18歳以上の障害者のスポーツ実施率を2021年までに40%と設定した。また、東京都は、2020年までに18歳以上のスポーツ実施率70%を達成し、以降はこれを維持していくことを目標としている。区においても同様のスポーツ実施率の目標設定が必要となる。
都	東京都スポーツ推進計画と東京都障害者スポーツ振興計画を統合した「東京都スポーツ推進総合計画」を策定(平成30年3月)計画の基本理念を「スポーツの力で東京の未来を創る」とし、3つの政策目標を掲げている。①スポーツを通じた健康長寿の達成②スポーツを通じた共生社会の実現③スポーツを通じた地域・経済の活性化 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 都市ボランティア募集要項の策定について」公表(2018年6月11日) スポーツ振興等事業費補助金(障害者スポーツ地域振興事業分)補助率の段階的な変更(30年度4/5 31年度2/3 32年度1/2)	東京オリンピック・パラリンピック閉幕までは、大会の直接的な事業が主事業であり、その後はレガシー構築に関する事業が主となる。 予測される影響への対応
国	第2期スポーツ基本計画を策定(平成29年3月) 新たに障害者のスポーツ実施率の数値目標を設定 計画のポイントは①スポーツの価値を具体化し発信。スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働②数値を含む成果指標を第1期計画に比べ大幅に増加(8→20)。③障害者スポーツ振興やスポーツの成長産業化など、スポーツ庁創設後の重点施策を盛り込む。	平成32年3月末に改定を予定している「東京都北区スポーツ推進計画」(計画期間平成32年(2020)～平成41年(2029))に、上記を反映させていく。東京オリンピック・パラリンピック閉幕までは大会の直接的な事業が主事業だが、大会閉幕後には、今まで区が実施してきた事業についてレガシー構築を主眼に置いた事業として再編し具体化する必要がある。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	28年度	都民のスポーツ活動・パラリンピックに関する世論調査
週1日以上スポーツを行う成人の割合 (スポーツ実施率) 52.5%		週1日以上スポーツを行う成人の割合 (スポーツ実施率) 56.3%	スポーツを実施しなかった理由:機会がなかったから

単位施策の検証	
単位施策	①ライフステージに応じたスポーツ参加の機会
施策の方向 についての 妥当性	障害者スポーツの推進を「ライフステージに応じたスポーツ機会の充実」の中に位置づけているのは疑問が残る。 単位施策レベルで位置付けることを検討する必要があると思われる。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②様々な連携・協働による地域のきずなづくり
施策の方向 についての 妥当性	スポーツを通じた様々な連携や協働による地域のきずなづくりについては、重要な施策として継続していく必要がある。 区内で3つ目の総合型地域スポーツクラブを王子地区に設立し、北区全域で身近な地域でスポーツができる環境整備が必要である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充(⇒「トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進」と「障害者スポーツの推進」という2つの単位施策に再編予定)
施策の方向 についての 妥当性	東京オリンピック・パラリンピック閉幕後は「気運醸成」という施策の方向性がなくなるが、「参加機会の拡充」という基本施策との整合性は妥当である。大会閉幕後の方向性について再構築が求められる。
妥当性の検証	C:妥当性は薄れている(方向性や再編等の見直しが必要)
単位施策	④スポーツを支える人材の育成・確保
施策の方向 についての 妥当性	2020東京大会終了に伴う変更以外は、妥当と考える。 若年層が東京オリンピック・パラリンピックに興味を持ち、スポーツボランティアとして登録したいと思える仕組みづくりが必要である。人材育成は長い期間を要する。今後も継続する必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

障害者スポーツの推進
様々な連携・協働による地域のきずなづくり
トップアスリートの育成をめざしたスポーツ事業の推進

②重点事業及びその理由

「障害者スポーツ交流イベント」
障害の有無に関わらず子どもから高齢者まで、だれでも楽しめるイベントを開催し、区民の障害者スポーツへの理解・関心を深めることを目的としている。障害者のスポーツ実施率を向上させていくには、東京都障害者総合スポーツセンターと連携し、障害者が継続して参加できる障害者スポーツ教室などの実施が求められる。
「2020チャレンジアカデミー(名称変更を要す)」トップアスリート育成には継続性が必要である。

中長期的方針

さらなるスポーツ実施率の向上を目指し、スポーツ実施率70%を目指す。
障害の有無に関わらず、ともに楽しめるスポーツ環境をさらに整備していく。
区民が身近な場所で気軽にスポーツができるよう、民間スポーツ施設等との連携を検討していく。
トップアスリートの育成は、一過性な事業では不十分であり継続的な支援が不可欠で支援継続が必要である。
東京オリンピック・パラリンピック大会閉幕後も、区が掲げる「トップアスリートのまち・北区」が色あせることなく、子どもたちや障害を抱える方たちに夢と希望を与えられるよう、またアスリート育成を通じ地域が活性化できるよう推進していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	6 未来を担う人づくり		
基本施策	(1)社会の変化に対応する学校教育の推進	コード	020601
単位施策	①確かな学力の保証	⑤個に応じた教育の推進	
	②豊かな心の育成	⑥特色ある教育活動の推進	
	③健やかな体の育成	⑦就学前教育の充実	
	④グローバル時代に対応した国際人の育成		
施策評価 担当部局	教育振興部	施策所管課	教育指導課・教育政策課・教育総合 相談センター・学校支援課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	社会の変化に対応する学校教育の推進
対象	区立学校の児童・生徒・教職員・保護者
意図	就学前から中学校卒業まで時代に応じた学校教育を実施する
結果	学力が向上し、社会の変化に応じた判断力、思考力を持った児童・生徒が育成される

実績の評価

計画事業の 進捗状況	確かな学力向上プロジェクト:学力パワーアップ非常勤を全校に配置することにより、授業中のきめ細やかな指導を実現している。また、放課後学習の場として、学力フォローアップ事業、夢サポート教室、本気でチャレンジ教室、スクラムサポート事業を全校対象に実施している。 健やかな体育育成プロジェクト:2020東京オリンピックに向け、各校で関係教育が盛んに行われている。 グローバル人材育成プロジェクト:カリフォルニア州セブンヒルズスクールとの交流事業人数を平成29年度より40名に増員した。新聞大好きコンクールは平成29年度で5回目の開催となり、年々応募総数が増加している。 特別支援教育の推進:平成28年度までに全北区立小学校に特別支援教室の設置をし、個に応じた特別支援教育を実施している。 サブファミリーによる特色ある教育の推進:各サブファミリー毎に研究推進テーマを設け、発表により他サブファミリーへの成果共有を図っている。 小中一貫校の検討:神谷中学校サブファミリーにおいて、施設一体型の小中一貫校の検討を行っている。 区立認定こども園の設置:平成29年4月に北区立初の認定こども園さくらだこども園を開設した。区立幼稚園のこども園化のため、さくらだこども園の検証を実施している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	特にグローバル人材育成プロジェクトにおいては、中学生海外派遣交流事業や新聞コンクールの実施回数を着実に重ね、当初通りの活動量を得られている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	本施策は多岐に渡っており、それぞれの方面から推進を進めている。 個々の単位施策については一定の成果を見せており、全体的に達成されていると言える。

教育現場を取り巻く状況は刻一刻と変化し、求められているものも数年間で大きく様変わりし、新たな方向性、課題も増えてきている。

また、単位施策がそれぞれ密接に関わっているため、国・都の動向を見定めていく必要がある。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	区基礎基本調査を継続実施している。 道徳科、小学校外国語科の先行実施を行っている。 東洋大学と連携した地域活性化の推進「プログラミング教育の推進」を平成29年度より開始している。 国のいじめ防止基本方針の改定に伴い、区いじめ基本方針の改定を行った（29. 7）	施策にどのような影響が予測されるか 児童・生徒の基礎的学力の育成 児童・生徒の英語力の育成 児童・生徒の情報活用能力の育成 児童・生徒の情操教育の充実 学校における働き方改革を踏まえ、教師の指導力の質の向上 いじめの未然防止、早期発見、早期対応 保護者・地域を巻き込んだ特色ある学校づくり
都	基礎・基本の充実及び理数教育の推進（学力向上を図るための調査）を行っている。 英語教育の推進を行っている。 いじめ、暴力行為、自殺等防止の強化。 オリンピック・パラリンピック教育の推進（2020年まで強化）。 教師力・学校力の強化を図るため、学校における働き方改革の補助制度を設立した。 家庭や地域の教育力向上。	
国	全国学力学習状況調査が実施されている。 新学習指導要領の告示が行われた（29. 3） 国いじめ防止基本方針の改定が行われた（29. 3） 学校における働き方改革の緊急提言がなされた。 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による学校運営協議会を置く学校の努力義務化。	予測される影響への対応 学力向上施策の充実 区基礎基本調査における英語科の導入 道徳科の充実 学校運営協議会を置く学校の増加（コミュニティ・スクール）
その他		

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査	25年度 「北区教育ビジョン2015」策定に関するアンケート
学校教育に求める重点施策として、道徳教育の推進、学力向上への取り組み、特色ある教育の推進（英語など）が求められており、今後の国・都が示している方向性と一致している。	北区の公立学校に求めるものとして、学習塾に依存しない確かな学力の向上、いじめのない学校、心の教育の充実が求められている。区の施策方針としてもこれらは最重要課題ととらえており、より一層の施策充実が必要とされている。

単位施策の検証	
単位施策	①確かな学力の保証
施策の方向についての妥当性	新学習指導要領で求められる児童・生徒の資質・能力の育成とともに、それを支える教師の指導力の向上が必須である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②豊かな心の育成
施策の方向についての妥当性	小学校、中学校における道徳科の新設に伴い、年間35単位時間、確実に道徳教育を行い、児童・生徒の道徳性を培う必要がある。 児童・生徒のいじめや体罰の根絶に向けて、教師の資質・能力を向上させる必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③健やかな体の育成
施策の方向についての妥当性	オリンピック・パラリンピック教育の充実をからめて、スポーツに親しむ心情や体力の向上を図る。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	④グローバル時代に対応した国際人の育成
施策の方向についての妥当性	イングリッシュ・サマーキャンプや中学生海外派遣交流の継続実施により、児童・生徒が確実に外国語でコミュニケーションを図る体験を保証し、英語によるコミュニケーション能力の育成を図る。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	⑤個に応じた教育の推進
施策の方向についての妥当性	第三次北区特別支援教育推進計画に応じて、特別支援教育システムの一層の充実を図る。 政策提案協働事業の実施とともに不登校児童・生徒の支援の充実を図る。 習熟度別指導の実施により、きめ細かな指導の充実を図る。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	⑥特色ある教育活動の推進
施策の方向についての妥当性	神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の開校に向け、一層、サブファミリーの特色ある教育の充実を図り、特色あるカリキュラムを工夫していく。 社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校評議員制度の充実や学校運営協議会の設置を図る。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	⑦就学前教育の充実
施策の方向についての妥当性	就学前教育の関係者が対象のきらきら0年生プロジェクトの一層の充実を図り、小一プロブレムの解消や質の高い教育を推進する。 王子、赤羽、滝野川地区にこども園を整備することについて、引き続き検討していく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

確かな学力の保証
グローバル時代に対応した国際人の育成

②重点事業及びその理由

新学習指導要領の告示により、プログラミング教育、道徳科、小学校高学年の外国語事業等、多角的な推進が求められているため。

中長期的方針

平成31年度に「教育ビジョン2020」の策定が予定されている。働き方改革等、国・都の動向が注目される中で、北区としても新たな事業の検討が必要になると考えられる。本施策は学校教育の根幹を成す施策であり、引き続き着実に推進していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	6 未来を担う人づくり		
基本施策	(2)教育環境の整備	コード	020602
単位施策	①授業力の向上	③学校規模の適正化・適正配置	
	②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備	④教育支援体制の整備	
施策評価 担当部局	教育振興部	施策所管課	教育政策課・学校改築施設管理課・学校支援課・教育指導課・教育総合相談センター・学校適正配置担当課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)教育環境の整備
対象	区立学校の児童・生徒・教職員・保護者
意図	よりよい教育環境で教育を受けられるようにする。
結果	社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材が育つ。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	ICTを活用した教育の充実:小学校では大型テレビを全教室に、電子黒板を各校1台、中学校では全普通教室・一部特別教室に電子黒板を1台ずつ整備した。また、校内無線LAN環境の整備やタブレット型端末の導入などを進めるとともに、全小中学校にデジタル教科書を導入した。ICT活用研修を幼・こ・小・中教員向けに年間10回開催している。研修内容は毎年見直しを行い、最新のニーズに合うようにしている。 学校の改築:計画通り進捗しており、老朽化対策及び教育環境の向上が図られた。 リフレッシュ改修工事の推進:計画通り進捗しており、老朽化対策及び教育環境の向上が図られた。 小学校の適正配置の推進:桐ヶ丘中学校SFBにおける適正配置検討協議会については、東京都の推計値及び地域開発の動向から、適正配置を検討することに対して慎重な意見が大勢を占め、協議会を終了した。十条富士見中学校SFBにおける適正配置検討協議会の開催期間については、2年間で予定していたが、合意形成に向けて慎重に協議を進めているため、開催期間を延長した。 (仮称)教育総合センターの設置:検討のまま停止している
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	①授業力の向上 東京都教育委員会が示した「東京都教員人材育成基本方針」及び「東京都公立学校教員研修体系の再編・整備に係る基本方針」等を踏まえ、北区における教職員研修を実施することで、教員個々人の授業力の向上を図ることができている。また、ICT環境の整備も計画どおり進行しており、ICTを活用したわかりやすく質の高い授業を実施している。校務支援システムについては、平成24年度に導入したシステムのサポート終了に伴い、平成30年度から新システムを稼働させており、煩雑な校務の効率化等により教職員の負担軽減を図ることで、児童・生徒と向き合う時間や授業づくりのための教材研究の時間の確保に寄与している。 ②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備 当初の計画通りの活動量を得られている。 ③学校規模の適正化・適正配置 東京都北区立学校適正配置計画に基づき、適正配置の検討が必要なブロックについて、着手時期の検討基準に基づき、三つのグループに分けて、早急な対応が必要なブロックを優先して協議に着手している。 ④教育支援体制の整備 教育相談、就学相談の件数は年々増加傾向にあり相談内容も複雑化しており、より体制の充実が求められている。

基本施策の 成果指標 (アウトカム)	本基本施策は、ソフト・ハード両面からの施策を積み上げることで達成しうるものと考えられる。 その点において、各単位施策はおおむね順調に進んでいるということができ、このことから「教育環境の整備」が図られているものと考えられる。	
施策全体としての進捗はおおむね良好に進んでいる。 今後も、平成34年度までの公立小学校児童・中学校生徒数の微増が推計されていることなどにも留意しつつ、長期的には社会全体として人口減少と少子化が進んでいく状況に対応した教育環境の実現のため、ソフト面・ハード面ともに充実させ、引き続き学校教育の質の向上を図っていくことが重要である。		
2 施策の見直し		
基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)		
	現在	将来予測
区	今年度、北区教育ビジョン2020策定に向けたアンケート調査を実施予定 国と都の動きを受けて、学校における働き方改革検討委員会を設置した。	施策にどのような影響が予測されるか <

区民ニーズ	
28年度 北区民意識・意向調査	
区の施策の重要度の項目では「学校教育の充実」について比較的高いポイント(0.9)を付けているのに対し、区の施策の満足度の項目では「学校教育の充実」についてはあまり高いポイントを得られていない(0.1)。	
単位施策の検証	
単位施策	①授業力の向上
施策の方向についての妥当性	学校における働き方改革に係る緊急提言、新学習指導要領、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針等、国・都の動向に注意しつつ、より一層の推進に向けて取り組んでいく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備
施策の方向についての妥当性	これまで以上に「コンパクト」、「高機能・多機能」「フレキシブル」な学校施設、また放課後子ども総合プランやインクルーシブ教育システムの推進など、新たなニーズにも対応した学校施設の維持管理・更新に向けて、計画的な改築を進めていく。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③学校規模の適正化・適正配置
施策の方向についての妥当性	学校適正配置計画は、北区全体の区立学校の適正配置のあり方を提言した学適審第三次答申を踏まえ策定したものである。引き続き、地域開発や児童数の動向を見極めていく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	④教育支援体制の整備
施策の方向についての妥当性	平成30年4月「教育総合相談センター」を設置し、総合相談窓口の開設、不登校相談担当スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図った。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備
②重点事業及びその理由
学校の改築:多額の事業費がかかることから、区財政等を勘案しながらも計画事業として位置付けて計画的な実施が必要である。また、改築時期を迎えた学校が多く存在するため、重点事業として推進すべきと考える。
中長期的方針
平成31年度に「(仮称)教育ビジョン2020」の策定を予定しており、あらたな施策・事業の構築を検討していくこととなるが、本施策は学校教育を推進していく上で基本となる施策であることから、上記重点事業を中心に引き続き着実な進捗を図っていく。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり				
政 策	6 未来を担う人づくり				
基本施策	(3)学校・家庭・地域社会の連携の推進			コード	020603
単位施策	①学校・家庭・地域社会の協働				
	②家庭・地域社会の教育力の向上				
施策評価 担当部局	教育振興部		施策所管課	教育政策課、生涯学習・学校地域連携課	

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(3)学校・家庭・地域社会の連携の推進
対象	区立学校の児童・生徒・教職員・保護者・地域住民
意図	子どもたちが地域で健やかにのびのびと育つ環境ができる。
結果	社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材が育つ。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	家庭教育力向上プログラム 計画のとおり平成29年3月に「北区教育力向上アクションプラン」を策定し、「生活習慣の形成」、「家庭学習の定着」、「親子のきずなづくり」を柱とした事業の展開を始めた。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	①学校・家庭・地域社会の協働 地域と一体となった特色ある教育を、計画どおり全12サブファミリーにおいて実施しており、地域に根差した教育を推進している。 ②家庭・地域社会の教育力の向上 ボランティア活動者数については、教職員等の人事異動がある中で学校への事業周知に課題があることや、ボランティア活動が多様になり、正確なボランティア数を把握することが難しい側面もあることから、年度により実績に変動がある。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	平成26年度から学校支援ボランティア事業の全校実施により各校活発に活動し、子どもの教育力向上に一定の成果を出している。今後は、学校関係者や地域に対し学校支援ボランティア事業について、より一層積極的な周知を図るとともに、サブファミリー間の連携を強化しボランティア活動支援のシステムづくりをすすめることで、ボランティア数を増加し、より充実した事業運営につなげていく必要がある。

施策全体としては概ね良好に進んでいる。
今後も、サブファミリーを基盤とした連携を強化し、また学校支援ボランティア事業などの充実により学校・家庭・地域社会の連携を進めていく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	教育ビジョン2015では、5つの柱の1つとして「家庭・地域の教育力向上の支援」を掲げている。	施策にどのような影響が予測されるか 文部科学省からは、学校支援地域本部事業から、地域学校協働活動へ移行へと方向性が示されているため、北区の教育体制について検討していく必要がある。 予測される影響への対応 地域学校協働活動の推進については、他区と連絡を密にとり、情報収集を行うとともに、北区内でも他課と協力して検討していく。
都	平成25年4月東京都教育ビジョン（第3次）が策定され、10の取組の方向が掲げられた。その後、平成28年4月東京都教育ビジョン（第3次）が一部改定され、「取組の方向」等を、「東京都教育施策大綱」の七つの重点事項を基本として再構成された。 その中で取組の方向9「家庭の教育力向上を図る」及び取組の方向10「地域・社会の教育力向上を図る」があり、下記主要施策が示された。 主要施策23【家庭教育を担う保護者への支援体制の充実】 ・スクールソーシャルワーカー等の活用体制の構築 ・「家庭と子供の支援員」の配置 主要施策24【学校と家庭が一体となった教育活動の充実】 ・道徳教育に保護者が主体的、積極的に参加できる取組の連携・推進 主要施策25【地域等の外部人材を活用した教育の推進】 学校支援ボランティア推進協議会の設置促進 主要施策26【学校と地域社会が連携した教育活動の充実】 ・放課後子供教室の設置促進	
国	平成29年に社会教育法が改正され、社会総掛かりでの教育を実現するため、連携協力体制の整備や地域学校協働活動推進員に関する規定を整備し、「地域学校協働活動」を全国的に推進している。 また、家庭教育支援としては、平成29年1月の家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会の報告、また同6月の教育再生実行会議の第10次提言などにおいて、家庭教育支援への取り組みの更なる充実が確認されている。	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
学校教育のための重点施策の中で、「学校・家庭（PTA）・地域との連携」の項目は、上位には位置していないものの、前回調査と比較すると0.4ポイント上昇している。		

単位施策の検証	
単位施策	①学校・家庭・地域社会の協働
施策の方向についての妥当性	地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められているため、サブファミリーを基盤とした地域の多様な主体が連携協力していく環境づくりを推進することが重要である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②家庭・地域社会の教育力の向上
施策の方向についての妥当性	学校支援ボランティアの活発化により、子どもの学力向上とともに、子どもたちが多様な価値観に触れ、人間性や社会性が育つことにつながる。また、教員の負担軽減により、子どもと向き合える時間が増え、家庭、学校、地域の連携が強くなり、家庭・地域社会の教育力の向上が可能となる。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
家庭・地域社会の教育力の向上
②重点事業及びその理由
家庭教育力向上プログラム 多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支えることが求められており、当該求めに対する区の施策として重要であると考えられる。
中長期的方針
地域全体で子どもの教育を支えることができるよう、サブファミリーという北区特有のネットワークを基盤とした各種教育活動の充実を図るとともに、学校支援ボランティア事業の充実を図ることで地域の家庭力の向上につなげていく。 また、引き続き教育情報の発信を積極的に行うべく、「くおん」の発行を維持していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	6 未来を担う人づくり		
基本施策	(4)地域に開かれた学校づくり	コード	020604
単位施策	①地域社会との交流促進		
	②地域に開かれた学校施設		
施策評価 担当部局	教育振興部	施策所管課	生涯学習・学校地域連携課 教育指導課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(4)地域に開かれた学校づくり
対象	協働して子どもの教育を支え地域のコミュニティを醸成しようとする学校と区民
意図	学校の教育活動を公開し学校と地域の連携により、学校支援体制を充実させる
結果	学校が地域コミュニティの核となり、教育の多様性や活性化が図られる

実績の評価

計画事業の 進捗状況	コミュニティスクール導入について、計画通り進んでいる。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	①地域社会との交流促進 学校支援ボランティア活動推進事業については、平成26年度の全校実施より、計画通り目標を達成できている。 ②地域に開かれた学校施設 29年度まで概ね計画どおりに目標を達成できている。29年度は、制度間で不均衡が生じていた使用料の見直しを図るため、学校設備使用条例、同規則をはじめ、関係規則を整備した。これにより、制度が簡素化され、わかりやすくなった。31年度に向けては、29年度に整備した学校施設使用制度の運用方針に基づいて地域開放をすすめていく。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	学校支援ボランティア活動推進事業全校実施から、地域の人々が学校支援ボランティアとして、学校や地域の子どもたちの教育活動の支援に活発に協力できるようになり、地域の大人と子どもとの交流が広がった。活動は年度により変動があるが、家庭、学校、地域の連携強化を推進している。 平成30年度にコミュニティスクール4校目の導入により、前期目標を達成している。

学校支援ボランティア活動の推進、学校公開講座の実施、コミュニティスクールの開設といった事業を通して、ハード面ソフト面双方向から、地域の教育力を活用した学校づくりが推進されている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	「北区教育ビジョン2015」を策定し、これまでの家庭・地域・学校の連携と協働をさらに進め、より一層質の高い教育力を目指して様々な取り組みを実施している。 区立小中学校では、地域に開かれた学校づくりのもと、教育活動や環境整備等に地域の教育力を活かした支援を求めている。学校に対する保護者や地域の期待や関心がより高まっている。	施策にどのような影響が予測されるか 文部科学省からは、学校支援地域本部事業から地域学校協働活動へ移行へと方向性が示されている。地域とともにある学校に転換するための仕組みとして、「コミュニティスクール」と学校支援地域本部を発展させた「地域学校協働本部」は体制の両輪であり、その一体的推進の仕組みの構築が有効であるとしている。 予測される影響への対応 開かれた学校づくりをめざし、学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育の活性化に努めていくという視点は大切であり、それに沿った事業展開を推進していく。北区の教育体制を今後どうしていくか、他区と連絡を密にとり、情報収集を行うとともに、北区内でも他課と協力して検討していく必要がある。 国・都がコミュニティスクール導入に関する施策・補助制度を考えているため、利用する。
都	平成29年の社会教育法が改正され、これまでの「教育支援活動」を基盤として、より効果的な展開を促進するため、国の補助事業を活用した各種事業を行い、区市町村に対して財政的支援のほか、先進事例の紹介、事業関係者の研修等を行い、「地域学校協働活動」の推進を図る。	
国	平成29年の社会教育法改正により、社会総掛かりでの教育を実現するため、連携協力体制の整備や地域学校協働活動推進員に関する規定を整備し、「地域学校協働活動」を全国的に推進している。 平成27年中央教育審議会答申にて、地域と学校が連携・協働して地域学校共同活動を積極的に推進していくことが必要であり、そのためには全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきと示された。	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
区民の区政や地域活動への参加を促進するために、区政情報の公開(31.6%)が最も多く、多様な手段による区政情報の発信(23.8%)、ボランティア等の情報提供(10.4%)となっている。		

単位施策の検証	
単位施策	①地域社会との交流促進
施策の方向 についての 妥当性	コミュニティスクールの導入によって、家庭、学校、地域の連携が強化され、地域と子どもの交流が広がり、子どもたちが多様な価値観に触れ、人間性や社会性が育つことが期待できる。 国や都の動向からも、コミュニティ・スクールの導入をより一層推進していく必要がある。 広報誌や研修会を通じて学校や地域に対し、活動の周知、情報共有の更なる強化が必要。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②地域に開かれた学校施設
施策の方向 についての 妥当性	学校側にかかる事務負担を軽減しつつ、地域のニーズを踏まえながら、地域コミュニティの活動の場として学校施設の地域開放をすすめていく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

地域社会との交流促進

②重点事業及びその理由

コミュニティスクールの導入をより一層推進し、家庭、学校、地域の連携を進めることによって、地域と子どもの交流が広がり、子どもたちが多様な価値観に触れ、人間性や社会性が育つことが期待できる。

中長期的方針

現在の取り組みの状況は、学校の実情により内容や規模は異なるものの年々活動は広がっている。今後は、サブファミリー内の連携した取組みにつなげるためにも、スクールコーディネーターの活動やボランティア活動を中心とした地域教育が、より円滑に進められるような環境整備が求められている。コーディネーター同士の交流の機会や、事業に関する学校・地域への広報活動が重要である。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	6 未来を担う人づくり		
基本施策	(5) 青少年の健全育成と自立支援	コード	020605
単位施策	① 青少年の社会参加の促進		
	② 青少年を育む地域環境の整備		
施策評価 担当部局	教育振興部	施策所管課	生涯学習・学校地域連携課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(5) 青少年の健全育成と自立支援
対象	北区在住の青少年
意図	青少年の地域活動等への参加を促進するとともに、地域環境の整備を推進する。
結果	青少年の社会参加が促進される。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	平成29年度は地域環境づくり推進活動参加人数の参加者数が減少しているが、これは、事業実施時期に荒天日が多く、多くの事業が中止されたためである。 地域環境づくり推進活動事業は、例年どおり計画された。 あいさつポスター作品募集において、応募点数が毎年増えており、児童生徒の地域環境づくり啓発活動への関心が高まっていると言える。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	「□□大運動会」・「〇〇まつり」等の広く地域住民が参加できる青少年地区委員会事業は、基本施策の目的達成に有効であったと考えられる。 平成29年度は青少年地区委員会事業の実施事業数・参加者数が減少しているが、これは、事業が集中する秋季に荒天日が多く、多くの事業が中止されたためである。

「青少年の社会参加の促進」・「青少年を育む地域環境の整備」施策は、各青少年地区委員会の地区委員の努力により、地域に根ざした活動として定着しているが、青少年地区委員会委員数は減少傾向にあり、活動の担い手の確保が課題となっている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	「放課後子ども総合プラン(わくわく☆広場)」の実施により児童館の統合及び「子どもセンター」・「ティーンズセンター」への移行が行われ、従来青少年地区委員会と児童館が共催して実施してきた小学生向け事業の見直しが求められてきている。	施策にどのような影響が予測されるか 青少年地区委員会委員数の減少・高齢化に伴い、地区委員会活動の若手の担い手の確保が課題となってくる。
都	青少年のダイバーシティの意識を育む取組を強化するため、事業の再編を行い、「青少年応援プロジェクト」・「ダイバーシティ研修」事業を開始するとともに、「こころの東京革命協会」（青少年関係団体等民間団体で構成）を、平成30年3月末で解散した。	
国	平成21年4月に施行された「青少年インターネット環境整備法」に基づき、平成27年7月には第3次の基本計画が策定された。平成29年6月には同法が改正・交付され、フィルタリングの利用促進を図るための所要の措置を講ずることとなった。平成28年7月には「第3次児童ポルノ排除総合対策」が取りまとめられた。	予測される影響への対応 地域で積極的にリーダーシップを発揮できる青少年を育成するため、北区青少年委員会と北区教育委員会が共催して実施している「ジュニアリーダー研修会」「シニアリーダー研修会」参加者へ地区委員会から参加費の助成を行い、各研修会への参加を促し、修了生の地域活動への積極的参加・若手の担い手の確保につなげていく。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
子育て支援で区が力を入れるべきと思うことの第3番目に、「地域で子どもたちを守り育てるという意識の高揚」(20.7%)が挙がっており、前回調査時の15.0%から大きく増加している。		

単位施策の検証	
単位施策	①青少年の社会参加の促進
施策の方向についての妥当性	各青少年地区委員会が、それぞれの地域の実情に合わせた事業を実施し、地域に定着している。青少年地区委員会委員の担い手の不足・高齢化が問題となっている。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②青少年を育む地域環境の整備
施策の方向についての妥当性	各青少年地区委員会が、あいさつ運動・パトロール等の地域環境浄化活動を実施している。全体としては引き続き維持推進していくべきであるが、図書等自動販売機調査事業は対象自販機が無くなったため廃止した。「青少年に有害なビラ・チラシお断りステッカー」の作成・配布事業は見直しが必要である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

青少年の社会参加の促進

②重点事業及びその理由

青少年地区委員会等の地域の活動を強化し、青少年に社会活動を促すことが青少年の健全育成につながるため。

中長期的方針

青少年の健全育成に対する地域の役割は大きい。学校・家庭・地域で連携を取り、青少年の社会参加の機会を増やしていく。また、環境整備をすすめ、地域ぐるみで青少年の健全育成を図っていく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	7 グローバル時代のまちづくり		
基本施策	(1)地球市民を育む意識づくり	コード	020701
単位施策	①人権の尊重		
	②平和の推進		
	③国際理解の推進		
施策評価 担当部局	総務部、教育振興部	施策所管課	総務課、教育指導課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)地球市民を育む意識づくり
対象	すべての区民
意図	人権の尊重、平和の推進、国際理解の推進
結果	人権・平和意識の向上を図る

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	継続的に普及啓発活動を行ったことで、人権講演会の来場者数及び平和祈念事業の来場者数は共に増加傾向にある。若い世代への普及啓発を工夫するなど引き続き、人権の尊重及び平和の意識の向上を図っていく。 ALT(外国語指導助手)について、全北区立小・中学校に配置しており、外国語授業で活用されている。また、北区立滝野川紅葉中学校でイングリッシュプラザを開設、放課後に英会話を楽しめる環境を構築している。以上のことから、国際理解の推進について目標を達成していると考ええる。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	効果的に人権啓発活動を行うため、人権講演会や区民まつり等の事業で、人権擁護委員による普及啓発チラシの配布等を行っている。また、小中学校からの協力を得て実施している事業もあり、次代を担う子供たちの人権意識の向上を図っている。 平成29年度に北区とウォルナットクリーク市間でパートナーシティ協定を結んだことに伴い、長年続けていた北区中学生とセブンヒルズスクール生との交換派遣人数も25名から40名に拡充した。また、セブンヒルズスクール生が来日した際には、北区内の幼・こども園・小・中学校にて交流授業を行っている。

人権の尊重及び平和の推進については、いずれも長期的な視点で事業を継続していくことが、地球市民を育む意識づくりに必要である。また、各事業のなかで行ったアンケートにおいても、事業の継続を求める声が多く寄せられており、今後も平和・人権意識の向上を図っていく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	国や都の指針等を踏まえて、人権教育の啓発及び平和に対する意識の高揚を図っている。 新学習指導要領に伴い、小学校高学年の外国語授業の先行実施を行っている。 外国籍の児童向けに、日本語適応指導員の派遣を行っている（小学校1・2年生）。	施策にどのような影響が予測されるか 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国や東京都では、更なる人権意識の醸成を図ることとしており、区においても引き続き区民に対して人権意識の向上を図っていく必要がある。 予測される影響への対応 人権施策を総合的かつ計画的に推進する方向性は今後も継続していくと予想される。また、民間企業やNPO等においても様々なイベントが実施されることが期待される。
都	平成27年8月に「東京都人権施策推進指針」の見直しを行い、国や区市町村、企業等と連携を図り、人権意識を醸成するため、様々な施策を展開することとしている。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、人権尊重都市「東京」を国内外に向けて発信していくとしている。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、オリパラ教育委託金を法整備、1校あたり20万円（平成30年度）の予算で健康づくりや国際理解教育を推進している。	
国	平成14年3月に策定（平成23年4月一部変更）した「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進することとしている。	
その他	人権の尊重及び平和の推進のため、様々なイベントが民間企業、NPO等において実施されている。 新学習指導要領の告示がされ、小学校高学年に外国語科が新設された。（29. 3）	

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	29年度	アンケート（平和展）（人権講演会）
国際交流において重視していくべき施策として、「国際交流ができる場や機会の拡大」が3割半ば、「様々な海外都市との交流推進」が1割強との結果が出ている。		平和の大切さを改めて実感した、人権問題について考える機会となったとの意見をはじめ、事業の継続を希望する回答が多く、来場者の事業に対する満足度は高い。	

単位施策の検証	
単位施策	①人権の尊重
施策の方向についての妥当性	インターネットによる人権侵害や街頭等でのヘイトスピーチ、また犯罪被害者への支援などについて、様々な視点において幅広い世代の区民が、人権について考える機会となるよう人権尊重への普及・啓発・学習活動を推進していく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②平和の推進
施策の方向についての妥当性	「北区平和都市宣言」の理念の普及と、平和について考える機会となるよう平和祈念事業を推進していく。特に次代を担う子どもたちに対する普及啓発活動を強化していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③国際理解の推進
施策の方向についての妥当性	新学習指導要領において、小学校高学年に外国語科が新設されるなど、国・都の方針で一層の推進を求められているため、今後も国際理解教育は必要になると考えられる。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

人権の尊重
平和の推進

②重点事業及びその理由

人権の尊重及び平和の推進については、長期的な視点で事業を継続することが求められる。

中長期的方針

今後も引き続き国や東京都の動向を踏まえて事業を推進する。また、区民、企業、区民活動団体と連携し、人権・平和意識の向上を図っていく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	7 グローバル時代のまちづくり		
基本施策	(2)国際交流・国際協力の推進	コード	020702
単位施策	①地域における草の根交流の推進		
	②区民主体の国際交流の推進		
	③北区らしい国際協力の推進		
施策評価 担当部局	総務部	施策所管課	総務課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)国際交流・国際協力の推進
対象	日本人区民と外国人区民
意図	地域と区民活動団体の連携を図り、区民主体の交流を促進し、日本人区民と外国人区民が交流できる環境とする
結果	区民の国際感覚を養う

実績の評価

計画事業の 進捗状況	地域における国際交流の推進について 区民による草の根交流の推進を図っているが、在住外国人の増加に伴う、新たな課題に対応するため、地域や区民活動団体とのさらなる連携を図る必要がある。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	区民の国際感覚を養い、異文化への理解を深めるため、海外の友好都市との相互交流は引き続き推進していく。国際協力については、NPOや区民活動団体と連携を図りながら意識の向上を図る必要がある。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	海外友好都市との交流は、一定程度の参加者があり、国際交流への意識・関心の高さがうかがえる。 区民まつりや異文化体験事業等において、NPOやボランティアと連携しながら、引き続き区民交流の促進を図っていく。

国際的な視野をもった区民の育成を図るため、海外交流都市との相互交流を継続し、一定の成果は上げている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	平成16年6月に、北区における国際化推進のあり方、方向について定めた「北区国際化推進ビジョン」を策定した。このビジョンの考え方に基づき、国際交流を主に推進してきたが、近年の外国人人口の増加に伴い、多文化共生社会の実現について喫緊の課題となっている。	施策にどのような影響が予測されるか 平成30年6月には経済財政運営の指針「骨太の方針」が閣議決定され、外国人に新たな在留資格が認められたことや、東京オ2020オリンピック・パラリンピック競技大会が控えていることで、外国人との交流機会が飛躍的に多くなることが予想される。 事業客体の増加に伴い、行政主導では対応しきれない可能性がある。
都	1997年2月、「生活都市東京構想」の中で、東京都国際化推進プラン「東京都の国際政策の現状と課題」を策定。課題ごとに社会状況の変化と国際化の進展に対応し、調整することと、NGO等との協働と連携のあり方や仕組みの検討を深めることを体系化して国際化を進めている。	
国	総務省国際室は、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱(平成12年4月)において、地域が国際化するために民間主導型の国際交流を推進していくとしており、行政がそのための環境整備等の支援を行っている。	予測される影響への対応 地域の国際化に向け、民間主導型の国際交流を推進していくために行政として必要な環境整備等の支援を行っていく。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
国際化推進のための重点施策として、「国際交流ができる場や機会の拡充」、「外国人区民が日本語や日本文化を学ぶ機会の充実」、「異文化理解に関する教育」がいずれも3割を超えており高い。		

単位施策の検証	
単位施策	①地域における草の根交流の推進(⇒基本施策040703外国人が暮らしやすい環境づくりの中に再編することを検討)
施策の方向についての妥当性	在住外国人は増加し続けており、NPO・ボランティア等、行政と民間の間で調整する役割を担う団体の育成・支援等、地域での交流や協力体制を整えていく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②区民主体の国際交流の推進(⇒基本施策020703外国人が暮らしやすい環境づくりの中に内容の一部を再編することを検討)
施策の方向についての妥当性	地域での多文化化は進んでおり、お互いのバックボーンを理解する必要性は増しており、国際感覚を養うことは重要である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③北区らしい国際協力の推進
施策の方向についての妥当性	地域で活動する支援団体は欠かせないものである。引き続き、区内にある日本語学校等や外国人支援団体との連携強化と積極的な活用を実施していく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

区民主体の国際交流の推進

②重点事業及びその理由

青少年交流団海外派遣

青少年期に外国との交流を経験することで、若い世代の国際感覚を養い、国際社会に生きる日本人としての自覚と責任感を育成する。

中長期的方針

区民主体の国際交流として発展させるため、引き続き区主導から区民主導への切り替えを推進し、区は情報提供や交流都市である北京市西城区、ウォルナットクリーク市との連絡調整など、側面から支援していく。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり				
政 策	7 グローバル時代のまちづくり				
基本施策	(3)外国人が暮らしやすい環境づくり			コード	020703
単位施策	①外国人が生活しやすい環境の整備				
	②多文化共生のしくみづくり				
	③外国人区民の地域社会への参画の推進				
施策評価 担当部局	総務部		施策所管課	総務課	

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(3)外国人が暮らしやすい環境づくり
対象	外国人区民と日本人区民
意図	外国人区民と日本人区民がともに生活しやすいまちづくり
結果	日本人区民も外国人区民も安心して暮らせる環境となる

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	国際交流紙(グローバルシンキング)において、日本の伝統文化の紹介や、北区のイベント紹介、また、暮らしに関する情報を発信し、生活環境の向上に寄与している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	日本人と外国人が地域社会において共生していくための方針として、北区多文化共生指針を平成30年度前半に策定し、「日本人と外国人がともに安心して暮らせる環境づくり」、「多様性を尊重し、活かす地域づくり」、「多文化共生を推進する人づくり」の3点を基本目標として定めた。今後は指針に基づき、具体的な施策を検討・実施する。

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまちを目指し、北区多文化共生指針を策定。
今後は指針に基づき、単位施策を見直すとともに、庁内の推進体制を構築して具体的な行動計画を策定していく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	外国人区民との相互理解の過程で課題が生じている一方で、外国人区民にも社会での活躍が期待されている。これらの課題を整理して適切な施策を推進するために、日本人区民と外国人区民が地域で共生していく方針「多文化共生指針」を平成30年7月に策定した。	施策にどのような影響が予測されるか 北区人口推計では、外国人人口は増加し続ける。また、国の施策を受けて、今後は都内各地域で働く外国人が増えることも見込まれる。 予測される影響への対応 より一層、多文化共生を推進し、日本人と外国人が相互理解を図る必要がある。国の施策の動向などを踏まえつつ、地域の実情と特性を踏まえた多文化共生に関する施策を計画的・総合的に実施していく必要がある。
都	「東京都多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～」を平成28年2月に策定。「地域において共に生活する」従来の多文化共生の考え方を発展させ、「東京で共に活躍する」という新たな考え方や、外国人活躍の環境整備・生活サポートの充実、多文化共生意識の醸成といった施策の方向性を示している。	
国	「地域における多文化共生推進プラン」を平成18年に策定。地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確にし、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、推進体制の整備等、具体的な施策を推進している。また、平成30年7月24日に開催された閣議で基本方針を定め、日本で働き、学び、生活する外国人の受け入れ環境を整備していくこととしている。	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
国際化推進のための重点施策として、「国際交流ができる場や機会の拡充」、「外国人区民が日本語や日本文化を学ぶ機会の充実」、「異文化理解に関する教育」がいずれも3割を超えており高い。		

単位施策の検証	
単位施策	①外国人が生活しやすい環境の整備(⇒複数の単位施策に再編することを検討)
施策の方向についての妥当性	外国人区民の行政情報受信の問題は重要であり、やさしい日本語の普及を推進するとともに、引き続き、多言語での情報発信を推進していく。また日本語習得の機会は今後も需要が増えると予測される。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②多文化共生のしくみづくり(⇒複数の単位施策に再編することを検討)
施策の方向についての妥当性	外国人区民への情報提供や生活ルールの周知、地域活動の参加を促すといった役割を担うキーパーソンの育成を地域や外国人支援団体などとの連携により推進し、住民同士の助け合いの仕組みを構築していく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③外国人区民の地域社会への参画の推進(⇒複数の単位施策に再編することを検討)
施策の方向についての妥当性	互いの顔が見える関係を構築し、相談や情報交換がしやすくする必要がある。地域レベルでの交流機会の創出を推進していく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

やさしい日本語の普及と日本語学習の充実

②重点事業及びその理由

区職員が「やさしい日本語」を習得し、日本語を母語としない外国人区民向けの情報提供を行う。また、多国籍化の現状を見据え、コミュニケーションの壁を解消するため、日本語学習機会の充実を図る。外国籍の区民(「外国人区民」という。)が今後も増加が見込まれるため、地域で日本人とのコミュニケーションや情報発信などが行えるよう、環境を整備していく。

中長期的方針

「北区多文化共生指針」の基本理念である「日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して暮らせるまち」となるよう、外国人区民が国籍を意識することなく、安心して暮らせる北区を実現するため、地域での環境の整備や交流機会の創出などについて推進・継続していく。また、今後における基本施策の成果指標については、外国人区民の意識調査を別途行うなどの工夫が必要と考える。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	8 男女共同参画社会の実現		
基本施策	(1)男女平等の意識づくり	コード	020801
単位施策	①学習・啓発による男女共同参画意識の向上		
施策評価 担当部局	子ども未来部	施策所管課	男女いきいき推進課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)男女平等の意識づくり
対象	社会のあらゆる分野における男性と女性
意図	さまざまな学習機会や啓発活動に携わる機会を得ている
結果	男女共同参画意識の向上が図られる

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	スペースゆうにおける講座及び事業への参加者数は一定の数字を維持しており、周知も十分行っているが、講座及び事業によっては参加者が少ないものもある。今後については、より社会的にインパクトがあるキャッチフレーズで参加者を募集するなど工夫も必要である。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	スペースゆうでの男女共同参画推進団体の登録数の動きについて、平成27年度は新規2件で未更新10件、平成28年度は新規3件で未更新9件、平成29年度は新規3件で未更新8件となっている。 男女共同参画の推進のためには、各種意識啓発の取り組みによる、男女共同参画に係る継続的な活動と、また新たな課題やニーズをとらえた活動の立ち上げなど、区民の自主的な活動が活性化されることが重要である。特に活動立ち上げの支援を積極的に行うことが必要である。

男女共同参画意識の向上のため、スペースゆうにおける講座及び事業については今後も継続して行っていく必要がある。

一方で、時代とともに啓発すべき課題や受講者ニーズは変化しており、的確に課題やニーズをとらえた上で、スペースゆうでの講座及び事業を実施していく必要がある。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	スペースゆう(男女共同参画拠点施設)での啓発講座等の開催をしており、男女共同参画の意識向上を図っている。	施策にどのような影響が予測されるか 事業自体が縮小されることはないが、講座の内容については、時代の変化とともに求められるテーマが変わっていくとみられる。 予測される影響への対応 男女共同参画社会実現のために、区民等に対して、どのような意識啓発が必要とされ、効果的であるのかを的確に把握する必要がある。
都	東京ウィメンズプラザを中心に職務研修及び啓発講座等を実施している。	
国	国立女性会館等などでセミナーや研修、シンポジウム等を開催している。そのほか、平成28年4月から女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行に伴い、個人向けや自治体向けの事業を増やしている。	
その他		

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査	
区の施策の満足度と重要度の相関について、0.0点からの評価点について、「男女共同参画社会づくりの推進」の項目は、全体的に満足度と重要度ともに低く、より一層啓発活動をする必要がある。	

単位施策の検証	
単位施策	①学習・啓発による男女共同参画意識の向上
施策の方向 についての 妥当性	男女共同参画社会実現に向けて今必要とされるテーマや区民のニーズをとらえたテーマに沿った事業を継続的に実施していく必要がある。特に若年層に対するデートDVや性被害防止についての意識啓発を行うなど、今まで講座やセミナーの受講対象層から漏れていた方に対する施策を打ち出す必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

学習・啓発による男女共同参画意識の向上

②重点事業及びその理由

今後はSOGI(性的指向・性自認のあり方)が尊重される社会の実現に向けた意識の向上も重要である。
(新たに単位施策を設けることを検討)

中長期的方針

平成18年4月に施行した北区男女共同参画条例の理念に基づく「男女共同参画」について、広く区民の方に理解を深め、男女共同参画に関する意識を高めてもらうために、引き続き講座等の啓発活動を行う。
また、SOGI(性的指向・性自認のあり方)が尊重される社会の実現に向けて、どのように対応していくべきか、全庁的な課題として取り組む必要がある。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	8 男女共同参画社会の実現		
基本施策	(2)男女共同参画の推進	コード	020802
単位施策	①男女共同参画社会の推進		
	②暴力防止の総合的な支援の推進		
施策評価 担当部局	子ども未来部	施策所管課	男女いきいき推進課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)男女共同参画の推進
対象	社会の様々な分野で活躍する男性と女性
意図	男性も女性も個人として尊重され、相互に助けあい、支え合っている
結果	男女共同参画社会が推進される

実績の評価

計画事業の 進捗状況	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実について、スペースゆうと協定団体との間で締結した相談態勢については確立しているが、女性の視点に立った防災対策に係る協議体の設置及び防災における女性リーダーの育成については実施方策の検討を行っている。 北区配偶者暴力相談支援センターの設置については、平成28年4月に当センターの機能を整備し、DV専用ダイヤルを設置したことにより、相談件数が年々増加しているとともに、適切な相談への振り分けが実現しき、相談者支援に大変有効な役割りとなっている。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	審議会等の委員構成はあて職によることが多く、各団体等のリーダーの多くが男性であることから、女性の登用が現実的には厳しい状況にあり、国の目指す女性参画率の数字に届かない現状がある。 北区配偶者暴力相談支援センターのこころと生き方・DV相談者数及びDVダイヤル相談者数は、成果指標を設定すべきものではないが、毎年件数が増加している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	審議会等の委員構成は男性の割合が多く、女性の登用が進んでいない状況であり、女性の参画率を上げるために啓発活動をさらに推進する必要がある。 北区配偶者暴力相談支援センターについては、平成28年4月に開設しており、計画事業として順調に推移している。

男女共同参画の視点からの防災対策の充実については、女性が避難生活において我慢を強くないための相談体制を構築するとともに、避難所における女性リーダーの育成に向けて施策を推進していく。基本計画にある「北区配偶者暴力支援センターの整備」については平成28年4月に機能整備が完了し、DV専用ダイヤルをはじめ相談者支援に適切に対応できている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	第5次アゼリアプランが平成27年度から5年計画で策定されているが、平成30年3月に中間の見直しを行った。その後、第6次アゼリアプラン策定のため、区民・事業者・町会自治会・中学生を対象とした男女共同参画に関する意識・意向調査を行っている。	施策にどのような影響が予測されるか 区では、第6次アゼリアプラン策定のために男女共同参画審議会に諮問し、答申を受けた上で具体的な課題に対する施策の方向性などを決定する。 また、都や国の動向も踏まえて施策に反映させる必要がある。 予測される影響への対応 従来からある男女共同参画に係る施策のほか、SOGI尊重の意識啓発やLGBT等の当事者支援などの新たな課題に対する施策を全庁的に検討していく。
都	都は、平成29年3月に「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定した。総合計画は、「東京都女性活躍推進計画」と東京都配偶者暴力対策基本計画で構成され、本計画に基づき、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指している。	
国	国は、平成27年12月に決定した第4次男女共同参画基本計画の中で、平成37年度末までの基本的な考え方並びに平成32年度末までを見通した施策の基本的方向及び具体的な取り組みを定めている。 また、男女共同参画社会基本法に基づいて平成29年3月に策定した第2次男女共同参画プランでは、基本計画の多様性の尊重を踏まえた内容となっている。	
その他	世田谷区では、平成30年4月に「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、男女共同参画社会のほか、多文化共生社会を目指す施策を打ち出している。	

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	29年度	男女間における暴力に関する調査報告書 (内閣府男女共同参画局)
	女性が活躍する社会のための重点施策についての質問で、複数回答において、女性の就労の場や機会の拡大が48.9%と高い数字になっている。		配偶者からの暴力の被害を1回以上受けた人の割合が26.1%あるが、そのうち公的な機関に相談したのは1%程度に過ぎなかった。被害者が必要とされる支援に適切につなぐため、相談体制の充実と周知が継続して必要である。

単位施策の検証	
単位施策	①男女共同参画社会の推進
施策の方向 についての 妥当性	時代とともに男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは変化していくものの、様々な問題に対して適切に対応していく姿勢は今までどおり必要である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②暴力防止の総合的な支援の推進
施策の方向 についての 妥当性	DV被害者からの相談については、寄り添って相談を受ける必要があり、またその内容も多岐にわたっていることから、相談態勢の充実を図っていく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

男女共同参画社会の推進

②重点事業及びその理由

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画活動拠点であるスペースゆうの機能を十分に活用し、区民の意識啓発や学びの態勢支援を行う。

中長期的方針

従来からある男女共同参画に係る施策のほか、SOGI尊重の意識啓発やLGBT等の当事者支援などの新たな課題に対する施策を全庁的に検討していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	8 男女共同参画社会の実現		
基本施策	(3)男女の仕事と家庭の両立支援	コード	020803
単位施策	①仕事と家庭生活の両立支援		
施策評価 担当部局	子ども未来部	施策所管課	男女いきいき推進課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(3)男女の仕事と家庭の両立支援
対象	様々な仕事に就いている男性及び女性
意図	仕事と生活がバランスよく両立されている
結果	男女とも仕事と生活がともに充実した生活を送ることができる

実績の評価

計画事業の 進捗状況	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業については、区報やHPによる広報に加え、王子法人会や社労士会等の協力を得て周知啓発に取り組んでいる。 なお、ワーク・ライフ・バランスの考え方はすでに社会的な認知は進んでいるものの、国のすすめる働き方改革や女性の活躍推進等を受け、区内事業所におけるワークライフバランスの取り組みを推進し、勤労者のワークライフバランス実現を図る必要がある。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	ワーク・ライフ・バランスに係る活動指標は目標数を維持しているが、実効性のある事業となるよう見直しが必要である。 女性の就労支援に係るセミナーについては会場の定員に対し、参加人数をかなり満たしているが、託児については受け入れ数が限られているため、参加をあきらめている方もいるのが実情である。 子育て支援策では、私立保育園の開設拡充等の理由により、計画以上の達成状況になっている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定及び推進アドバイザー派遣について、今後は王子法人会等の商工団体とも連携し、さらに取り組みを強化する必要がある。 キャリアアップセミナーや起業家支援セミナーについては、セミナーを受講された後にステップアップしたり、起業に結びついた方は少ない。これは、環境や条件が整えられるのに時間がかかるためである。 就労形態の多様化に伴い、求められるサービスの変化にも対応しながら、継続して保育サービス及び介護サービスの充実を図っていく必要がある。

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定及びワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣については、継続的に取り組むべき事業であるが、応募企業が少ない年もあり、周知やPRにさらに工夫が必要である。

女性の活躍推進に係るセミナーについては、国の女性の活躍推進法に準拠した内容となっており、参加者の関心も高く、今後も継続していく必要がある。

就労形態の多様化に伴う需要はもとより、求められるサービスの変化に対応して、子育て施策の充実及び介護サービスの拡充を図る必要がある。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	北区男女共同参画条例の理念の一つとして「家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができることを挙げている。 また、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の目標の一つに「仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会」を置いており、それに基づいて施策を実施している。 議会においても、平成30年度予算編成の要望書において公明党からワーク・ライフ・バランスに対する取り組みの強化が要望されている。	施策にどのような影響が予測されるか ワーク・ライフ・バランスに対する認知度が高まっているが、国の働き方改革や女性の活躍推進法を受けた見直しなどが必要となる。 区では、第6次アゼリアプラン策定のために、男女共同参画審議会に諮問し、答申を受けた上で具体的な課題に対する施策の方向性などを決定する。
都	平成28年2月に東京都女性活躍推進白書を策定し、女性がより活躍するための体系図をもとに男性も女性もいきいきと豊かに暮らせるまちを目指している。 また、すべての女性が意欲と能力に応じて、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、女性の活躍促進に取り組む企業や団体、個人を表彰している。	都では、女性の活躍推進に係る施策の遂行のほか、多様性社会（ダイバーシティ）への取り組みを強化する動きがある。
国	国は、平成28年に策定された女性の活躍推進法のほか、働き方改革法案が成立した。	認定企業に応募する際の対象企業を拡大したり、認定企業になるメリットを訴えていくなど、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた機運の醸成を図る。
その他		女性の活躍推進については時限立法であるが、今後については区にの動きを見極めながら対応していく。

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	29年度	仕事と生活の調和レポート2017 （仕事と生活の調和連携推進・評価部会）
女性が活躍する社会のための重点施策についての質問で、複数回答において、女性の就労の場や機会の拡大が48.9%と高い数字になっている。		男女が共に仕事と子育てを両立できる環境の整備に向けて、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備が必要である。	

単位施策の検証	
単位施策	①仕事と家庭生活の両立支援(⇒ワーク・ライフ・バランスの支援と女性の就労支援という2つの単位施策に再編を検討)
施策の方向についての妥当性	ワーク・ライフ・バランスの認知度は広がっているが、中小企業の取り組みを推進するため、引き続き周知を図るとともに、啓発活動に取り組む必要がある。 また、働く意欲がある方が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続け、誰もがいきいきと生活できる社会を目指すため、子育て施策や介護サービスの充実に一層力を入れるべきである。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

女性の就労支援

②重点事業及びその理由

女性の活躍推進事業

結婚や出産を機に一度社会との距離を置いた女性は、自己実現(キャリアデザイン)に対する意識が乏しく、経済的自立に対する意識も薄い。多様な生き方が選択できる時代に、女性の貧困や子どもの貧困を生まないためにも、女性の就労支援はさることながら、自己実現・経済的自立に向けた女性の意識啓発や男性への意識改革を行う必要がある。

中長期的方針

北区男女共同参画行動計画はもとより、国及び東京都の計画においても「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)は取り上げられており、北区でも引き続き取り組むべき大きな課題である。
国の女性活躍推進法や働き方改革を受けて、より一層女性の活躍が推進されるよう、自己実現や経済的な自立へのアプローチなど、男性を含めた意識啓発に努めていく。
就労形態の多様化に伴い、求められるサービスの変化に対応して、保育サービス及び介護サービスの充実を図っていく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり		
政 策	9 主体的な消費生活の推進		
基本施策	(1)消費者の自立支援	コード	020901
単位施策	①消費生活情報の提供		
	②消費者教育の推進		
	③主体的な消費者活動の支援		
	④次世代につながる消費生活の推進		
施策評価 担当部局	地域振興部	施策所管課	産業振興課

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(1)消費者の自立支援
対象	すべての区民
意図	消費者一人ひとりが的確な判断をして合理的な消費行動ができるように、情報や学習する機会の提供を行うことで、消費者の主体的行動を支援する。
結果	自らの安全・安心な暮らしを守ることができる自立した消費者になる。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	消費者教育の推進 区内のすべての小・中・高校に対して出張講座の案内を送付し申込みに応じて随時出張講座を実施、また親子向け、成人向けの消費者講座を実施し消費者教育の推進を図っている。 なお、都内の区市町村で基本方針を策定しているのは平成29年度現在八王子市のみであり、「(仮称)北区消費者教育推進基本方針」の策定はペンディング。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	消費者講座の参加者、出張講座の受講者及び消費生活フェアの入場者は一定数で推移し、北区「安心・安全」・快適メールマガジン「消費生活情報」の登録件数については、年々増加していることから、おおむね達成している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	悪質商法の被害や商品・サービスに関する苦情は複雑化かつ多様化しているため、最新の事故情報や悪質商法の注意喚起は継続して行う必要がある。

消費生活情報の提供については、北区ニュースやホームページによる広報のほか、月2回のメールマガジンで最新の事故情報や悪質商法の注意喚起などを発信することで被害防止につながっている。消費者講座、出張講座や消費生活フェアなどをきっかけとして、消費者相談・多重債務相談に結びつくなど成果を上げている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	平成28年3月「東京都北区消費生活センターの組織及び運営に関する条例」施行 国の基本方針や都の基本計画を踏まえ、幼児期から成人期までのライフステージに応じた消費者教育の推進を図っていく。	施策にどのような影響が予測されるか 2022年、民法の成年年齢が18歳になることで、未成年者契約の取消しができる年齢が変更になる。 高齢化の進行に伴い、世帯主の年齢が65歳以上の単独世帯はしばらく増加傾向であり、高齢者の単独世帯の約6割が後期高齢者の単独世帯となる。（「東京都消費生活基本計画」参考） 予測される影響への対応 18歳や19歳の消費者被害が増える恐れがある。いつも手元にあるスマホで情報収集、勧誘、契約締結、決済に至る一連の行為が可能となり、より解決が難しいトラブルに合うことが予想されるため、区内中学・高校への講座の実施や、新たにPTA向けの講座の実施等、若者の消費者被害を未然に防ぐための消費者教育の充実を図る。 社会的弱者である高齢者や障害者の消費者被害防止のための見守り体制の強化や、効果的な注意喚起・情報発信を行う必要がある。
都	平成25年3月「消費生活基本計画」策定 平成25年8月「東京都消費者教育推進計画」策定 平成30年3月「東京都消費生活基本計画」策定（基本計画と教育推進計画を一体的にしたもの）（2018年度から2022年度）	
国	平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」施行 平成25年6月「消費者教育の推進に関する基本的な方針」閣議決定 平成27年3月「消費者基本計画」「消費者基本計画工程表」を閣議決定 2015年9月持続可能な開発目標（SDGs）が国連サミットで採択 平成30年3月「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年閣議決定したものの変更）	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
消費者の保護・自立支援の推進に関して、20～59歳と比べて60歳～は約1.4～2倍、重要度が高いと考えていることがわかる。		

単位施策の検証	
単位施策	①消費生活情報の提供
施策の方向についての妥当性	消費生活情報を適切に提供して注意喚起していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②消費者教育の推進
施策の方向についての妥当性	幼児期から成人期までのライフステージに応じた消費者教育を推進することで自立した消費者の育成を図っていく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③主体的な消費者活動の支援
施策の方向についての妥当性	消費者団体の構成員が年々高齢化しているため、団体としての継続困難な団体が増えている。適正な消費者団体が存続している間は引き続き支援し協力していく。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	④次世代につながる消費生活の推進(⇒持続可能な消費生活の推進 ※単位施策名変更を検討)
施策の方向についての妥当性	消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進していく必要がある。そのため、「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル(倫理的)消費」の理念を普及啓発し、理解の促進を図る必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
消費者教育の推進
②重点事業及びその理由
消費者一人ひとりが知識や判断力を習得し、主体的に選択するなど自立した消費者として行動できるよう、成年年齢の引下げに伴う若者への消費者教育や社会的弱者である高齢者・障害者等への消費者教育を実施するための出張講座の充実を図る。
中長期的方針
消費者が自らの判断で主体的に行動できる「自立した消費者」となれるように消費生活情報の提供や出張講座の開催方法など工夫し、学習の機会を充実するとともに、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進するため「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル(倫理的)消費」の理念を、広く普及啓発し、理解の促進を図る。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり				
政 策	9 主体的な消費生活の推進				
基本施策	(2)消費生活の安定			コード	020902
単位施策	①相談体制の充実				
	②安全・安心な消費生活の推進				
	③関連する機関や団体との連携強化				
施策評価 担当部局	地域振興部		施策所管課	産業振興課	

1 施策の現状整理

基本施策の目的

基本施策	(2)消費生活の安定
対象	すべての区民
意図	複雑化・多様化する区民の消費者問題に的確に対応するため、相談体制の充実や関係機関との連携を強化する。
結果	不適正な事業活動や取引行為による消費者被害を救済して、公正なルールの実効性を確保することで、消費生活の安定が図られる。

実績の評価

計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	相談件数は毎年2,200件～2,500件を推移し、相談内容は複雑で多岐にわたり高度化しているなか、積極的にあっせんを行い、受け付けた相談の半数以上をあっせん又は助言により問題解決に導いており、おおむね達成している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	悪質商法の被害や商品・サービスに関する苦情は複雑化かつ多様化しているため、常に最新の法制度や悪質商法の手口、事故情報など各種専門知識の収集を研修等に参加して継続して行う。

消費生活センターでは、相談内容が多様化・複雑化するなか、相談の半分以上を問題解決に導いており、消費生活の安定に寄与している。また、高齢者の被害防止にあたっては、高齢者あんしんセンターとの連携強化に取り組んでいる。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	平成28年3月「東京都北区消費生活センターの組織及び運営に関する条例」施行 国の基本方針や都の基本計画を踏まえ消費生活相談員を配置し、消費者の契約に関するトラブルや苦情等の相談に応じている。	施策にどのような影響が予測されるか 2022年、民法の成年年齢が18歳になることで、未成年者契約の取り消しができる年齢が変更になる。 高齢化の進行に伴い、世帯主の年齢が65歳以上の単独世帯はしばらく増加傾向であり、高齢者の単独世帯の約6割が後期高齢者の単独世帯となる。（「東京都消費生活基本計画」参照）
都	平成25年3月「消費生活基本計画」策定 平成25年8月「東京都消費者教育推進計画」策定 平成30年3月「東京都消費生活基本計画」策定（基本計画と教育推進計画を一体的にしたもの）（2018年度から2022年度）	予測される影響への対応 18歳や19歳の消費者被害が増える恐れがある。いつも手元にあるスマホで情報収集、勧誘、契約締結、決済に至る一連の行為が可能となり、より解決が難しいトラブルに合うことが予想されるため、区内の小・中・高校と連携を図り適切な情報の提供を行い、消費生活センターへの誘導を図る。 社会的弱者である高齢者や障害者の消費者被害防止のための見守り体制の強化や、効果的な注意喚起・情報発信を行う必要がある。
国	平成24年12月「消費者教育の推進に関する法律」施行 平成25年6月「消費者教育の推進に関する基本的な方針」閣議決定 平成27年3月「消費者基本計画」「消費者基本計画工程表」を閣議決定 2015年9月持続可能な開発目標（SDGs）が国連サミットで採択 平成30年3月「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年閣議決定したものの変更）	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
消費者の保護・自立支援の推進に関して、20～59歳と比べて60歳～は約1.4～2倍、重要度が高いと考えていることがわかる。		

単位施策の検証	
単位施策	①相談体制の充実
施策の方向についての妥当性	複雑化する販売形態(店舗・通信)や、高額な被害にあいやすい高齢者、成年年齢の引下げ、架空・不当請求による被害など、更に多様化していく相談に的確に対応しなければならない。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②安全・安心な消費生活の推進
施策の方向についての妥当性	安心・安全な消費生活を送るため引き続き消費者保護を行っていかなければならない。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③関連する機関や団体との連携強化
施策の方向についての妥当性	若年者の被害防止のため学校との連携を図るとともに、高齢者の消費者被害防止のため、見守りネットワーク等と連携を図る必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
関連する機関や団体との連携強化
②重点事業及びその理由
悪質商法の被害や、商品・サービスに関する苦情等、高齢者や若者が狙われているため、関係機関等との連携を強化してセーフティーネットとなることが、被害の未然防止・拡大防止につながる。
中長期的方針
消費生活相談員を国民生活センターなどの研修に参加させることで、相談技術や知識の向上を図り相談体制を充実する。また、成年年齢の引下げに伴う若者の消費者被害や高齢者・障害者の消費者被害の未然防止・拡大防止・早期解決を図るため、関係機関等との連携を強化する。

第3分野 『安全で快適なうるおいのあるまちづくり』

1	計画的なまちづくりの展開	139
	（1）適正な土地利用への誘導	139
	（2）地域特性を重視した協働型のまちづくり	142
2	安全で災害に強いまちづくり	145
	（1）防災まちづくり	145
	（2）防災体制の整備・充実	148
	（3）地域防災力の向上	151
	（4）交通安全対策の推進	154
	（5）地域防犯活動の充実	157
3	利便性の高い総合的な交通体系の整備	160
	（1）体系的な道路ネットワークの形成	160
	（2）公共交通機関の利便性の向上	163
	（3）自動車・自転車利用の適正化	166
4	情報通信の利便性の高いまちづくり	169
	（1）情報通信基盤の整備	169
	（2）情報活用能力の向上	172
5	快適な都市居住の実現	175
	（1）良質な住宅の供給	175
	（2）良好な住環境の整備	178
	（3）子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援	181
6	うるおいのある魅力的な都市空間の整備	184
	（1）美しいまち並みの創造	184
	（2）魅力ある公園・水辺空間の形成	187
7	持続的な発展が可能なまちづくり	190
	（1）環境に負担の少ないライフスタイルへの転換	190
	（2）資源循環型システムの構築	193
	（3）良好な生活環境の保全	196
8	自然との共生	199
	（1）自然環境の保全・創出	199
	（2）環境緑化の推進	202

3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり									1 計画的なまちづくりの展開		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
66	57	「にぎわいの拠点」・ 「地域の生活拠点」の 整備推進	-	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)地域特性を重視し た協働型のまちづくり
67	58	王子駅周辺まちづくり の促進	-	グランドデ ザイン中間 まとめ作成	グランドデ ザイン策定 検討	グランドデ ザイン策定 検討会開催	グランド デザイン 策定	(仮称)王子 駅前整備計 画策定	事業手 法検討 等	グランドデ ザイン策定・ 用地取得	(2)地域特性を重視し た協働型のまちづくり
68	59	赤羽駅周辺のまちづく りの促進	-	促進	促進	促進	促進	促進	促進	促進	(2)地域特性を重視し た協働型のまちづくり
69	60	十条駅周辺のまちづく りの促進	-	促進	促進	促進	促進	促進	促進	促進	(2)地域特性を重視し た協働型のまちづくり
70	61	東十条駅周辺のまち づくりの促進	-	促進	調査	調査	調査	調査	設計	促進	(2)地域特性を重視し た協働型のまちづくり
71	62	板橋駅周辺のまちづく りの促進	-	促進	促進	設計	設計 工事	設計 工事	工事	促進	(2)地域特性を重視し た協働型のまちづくり
72	63	浮間舟渡駅周辺のま ちづくりの促進	-	促進	促進	促進	促進	促進	設計	促進	(2)地域特性を重視し た協働型のまちづくり
73	64	赤羽台周辺地区住宅 市街地総合整備事業 の推進	-	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)地域特性を重視し た協働型のまちづくり
3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり									2 安全で災害に強いまちづくり		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
74	65	都市防災不燃化促進 事業	路線	1路線終了 1路線継続	2路線1地区 開始 1路線継続	3路線開始 3路線1地区 継続	6路線1地区 継続	6路線1地区 継続	6路線1地区 継続	1路線終了 5路線1地区継続	(1)防災まちづくり
75	66	防災まちづくり事業の 推進	-	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)防災まちづくり
76	67	木密地域不燃化10年 プロジェクトの推進	-	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)防災まちづくり
77	68	木造民間住宅耐震改 修・建替え促進事業	-	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)防災まちづくり
78	69	マンション耐震化の促 進	-	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)防災まちづくり
79	70	緊急輸送道路沿道建 築物耐震化促進事業	-	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)防災まちづくり
80	71	公共防災船着場の整 備	箇所	3	0	0	0	0	1	1	(1)防災まちづくり
81	72	集中豪雨等対策事業	箇所	9	1	0	1	1	0	5	(1)防災まちづくり
82	73	風水害・土砂災害から 身を守る自助力向上 推進事業	-	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)防災まちづくり
83	75	総合防災高度情報通 信システムの導入		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)防災体制の整備・ 充実
84	78	男女共同参画の視点を 踏まえた防災対策の充実		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)防災体制の整備・ 充実
85	79	地区防災運営協議会 の設置・運営支援		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(3)地域防災力の向上
86	76	切れ目のない防災意 識の向上推進事業		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(3)地域防災力の向上
87	80	防災協定の締結		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(3)地域防災力の向上
88	81	防犯対策サポート事業		検討	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(5)地域防犯活動の充 実
89	82	防犯設備整備補助事業		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(5)地域防犯活動の充 実

3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり										3 利便性の高い総合的な交通体系の整備	
基本計画番号	中期計画番号	計画事業名	単位	26末時点	27	28	29	30	31	基本計画(前期目標)	基本施策
90	83	都市計画道路新設・拡幅整備	路線	推進	推進	推進	推進	4路線推進	4路線推進	2路線完成 2路線着手・継続	(1)体系的な道路ネットワークの形成
91	84	幹線区道新設・拡幅整備	路線	推進	推進	推進	推進	2路線推進	2路線推進	1路線完成 1路線継続	(1)体系的な道路ネットワークの形成
92	85	(仮称)旧北王子支線跡地遊歩道の整備	箇所	協議	協議	協議	協議	協議	推進	完成	(1)体系的な道路ネットワークの形成
93	86	十条駅付近連続立体交差事業	箇所	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)体系的な道路ネットワークの形成
94	87	無電柱化事業の推進	区間	推進	推進	推進	推進	5区間推進	5区間推進	2区間完成 3区間着手・継続	(1)体系的な道路ネットワークの形成
95	88	幹線区道のバリアフリー化(滝野川桜通り)	箇所	準備	準備	準備	着手	推進	推進	完成	(1)体系的な道路ネットワークの形成
96		路面下の空洞調査	-	準備	調査	調査 対策	対策	対策	-	調査・対策	(1)体系的な道路ネットワークの形成
97	89	橋梁整備	橋	3橋推進	3橋推進	3橋推進	3橋推進	3橋推進	3橋推進	2橋継続 1橋完成	(1)体系的な道路ネットワークの形成
98	90	鉄道駅エレベーター等整備事業	—	2駅2ルート完成 1駅1ルート協議 4駅4ルート検討	4駅4ルート協議 4駅4ルート検討	4駅4ルート協議 4駅4ルート検討	1駅1ルート完成(板橋駅) 3駅3ルート協議 4駅4ルート検討	1駅1ルート完成(北赤羽駅) 2駅2ルート協議 4駅4ルート検討	1駅1ルート完成(駒込駅) 1駅1ルート協議 4駅4ルート検討	3駅3ルート完成 1駅1ルート協議 4駅4ルート検討	(2)公共交通機関の利便性の向上
99	91	駅周辺へのエレベーター等の設置	箇所	準備	準備	準備	設計	設計	推進	1駅1箇所設置	(2)公共交通機関の利便性の向上
100	92	区内交通手段の確保		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)公共交通機関の利便性の向上
101	93	総合的な駐輪対策の推進		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(3)自動車・自転車利用の適正化
102	94	自転車ネットワーク計画の策定					開始	策定		策定	(3)自動車・自転車利用の適正化
3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり										5 快適な都市居住の実現	
基本計画番号	中期計画番号	計画事業名	単位	26末時点	27	28	29	30	31	基本計画(前期目標)	基本施策
103	95	地域で活躍する学生向け住宅の誘致	力所	—	検討	検討	検討	検討	検討	検討	(1)良質な住宅の供給
104	96	区営住宅の建替え	力所	—	—	1力所用地取得	1力所調査	1力所調査	1力所基本・実施設計	—	(1)良質な住宅の供給
105	97	一人暮らし高齢者住宅建設事業	力所	1力所調査、基本・実施設計	1力所整備	1力所整備 1力所用地取得	1力所完成 1力所基本・実施設計	1力所整備	1力所整備	1力所完成	(1)良質な住宅の供給
106	98	老朽家屋除却支援事業	件	21	6	3	10	10	10	60	(2)良好な住環境の整備
107	98	居住可能な空き家対策の検討	-	—	調査・検討	推進	推進	推進	推進	調査・検討	(2)良好な住環境の整備
108	99	子育て世帯の居住支援		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(3)子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援
		親元近居助成	件	274	48	62	56	70	70	900	
		三世帯住宅建設等助成	件	145	10	7	11	30	30	150	

3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり									6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
109	101	景観まちづくりの推進 (景観形成重点地区の指定)	—	—	—	検討	1地区 推進	1地区 推進	1地区 指定	1地区 指定	(1)美しいまち並みの 創造
		景観まちづくりの推進 (新景観百選の選定)	—	—	—	準備	公募	選定	発行	選定・発行	
		景観まちづくりの推進 (優良景観形成の表彰)	—	—	—	—	—	—	—	—	
		景観まちづくりの推進 (自主的な景観まちづくり普及啓発)	—	—	推進	推進	推進	推進	推進	—	
110	102	飛鳥山公園の拡張整備	箇所	整備 継続	推進	推進	推進	推進	推進	完成	(2)魅力ある公園・水辺 空間の形成
111	103	(仮称)赤羽台のもり 公園の整備	箇所	協議 準備	推進	推進	推進	推進	推進	完成	(2)魅力ある公園・水辺 空間の形成
112	105	名主の滝公園の再生 整備	箇所	—	—	—	—	設計	設計	設計	(2)魅力ある公園・水辺 空間の形成
113		桐ヶ丘中央公園の拡張 整備	箇所	—	—	—	—	—	—	—	(2)魅力ある公園・水辺 空間の形成
114	106	街区公園・児童遊園の 新設整備	箇所	142	1	2	1	3	2	6カ所	(2)魅力ある公園・水辺 空間の形成
115	107	花いっぱいまちづくり 事業	—	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)魅力ある公園・水辺 空間の形成
116		水辺空間を利用したに ぎわいの創出	—	推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(2)魅力ある公園・水辺 空間の形成
3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり									7 持続的発展が可能なまちづくり		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
117	108	新エネ・省エネ導入の 促進		推進	推進	推進	推進	推進	推進	推進	(1)環境に負担の少ないラ イフスタイルへの転換
3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり									8 自然との共生		
基本計画 画番号	中期計画 画番号	計画事業名	単位	26末 時点	27	28	29	30	31	基本計画 (前期目標)	基本施策
118	109	緑化推進モデル地区 事業(累計)	町会自 治会	2	2	4	4	4	現状 維持	2	(2)環境緑化の推進

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	1 計画的なまちづくりの展開		
基本施策	(1)適正な土地利用への誘導	コード	030101
単位施策	①適正な土地利用への誘導		
	②大規模敷地の有効活用		
施策評価 担当部局	まちづくり部	施策所管課	都市計画課、まちづくり推進課、十条 まちづくり担当課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(1)適正な土地利用への誘導
対象	区民、事業者、関係機関
意図	地区計画制度や居住環境整備指導要綱等指導により、望ましい土地利用を図る。
結果	北区都市計画マスタープランのもと、地域の特性を活かした適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進する。

実績の評価	
計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	国や事業者等による土地利用転換が見られるが、おおむね適正な土地利用を誘導している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	国公有地跡地等の跡地利用では、計画的に公園等の整備を推進している。

都市計画マスタープランのもと、地区計画や大規模跡地開発での指導・協議等により、適正な土地利用への誘導を進めている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	都市計画マスタープランの平成32年改定に向け、北区都市計画審議会に設けた専門部会による検討などや東京都との協議を進めている。	施策にどのような影響が予測されるか
都	平成28年度に東京都都市計画審議会から示された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた筋道について」を踏まえ、平成29年度に、目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方策を示す行政計画である、都市づくりのグランドデザインを策定した。現在は、都市計画区域マスタープラン、都市再開発方針等の改定を進めている。	東京都の上位計画や、区の現状等に基づき、都市計画マスタープランが改定される。地方分権改革により、補助メニューの見直し等、より一層の権限、財源委譲が進められる。
国	第三次一括法の施行に伴い、地方分権を進めている。	予測される影響への対応
その他		都市計画マスタープランのもと、地域の特性を活かした適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進する。子育てファミリー層・若年層を中心として定住化の促進や、住環境や都市防災基盤の整備などのまちづくりの将来像を実現するための課題を解決するため、政策的な土地利用の誘導を図る。

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	29年度	十条駅周辺西地区計画(案)の縦覧 豊島四丁目地区地区計画変更(案)の縦覧
居住地域が将来どのようなまちに発展していくことを期待するか聞いたところ、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が5割を超え最も高い。次いで、「閑静で環境の良い住宅地」が4割を超えている。		十条駅: 都市計画に関する意見 賛成: 1件 反対: 15件 その他の意見 16件 豊島: 都市計画変更に関する意見 賛成: 0件 反対: 0件 その他の意見 1件(1団体)	

単位施策の検証	
単位施策	①適正な土地利用への誘導
施策の方向 についての 妥当性	計画的な土地利用を誘導するための地区計画の策定や用途地域の変更については、地域特性を十分考慮しつつ、地域住民との意見交換や関係機関との協議を行いつつ推進している。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②大規模敷地の有効活用
施策の方向 についての 妥当性	国等の施設などの整理統合や工場移転が進められており、まちづくりの課題解決に向けた大規模敷地の有効活用の必要性は増加している。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針	
重点を置く単位施策・事業	
①重点施策	
適正な土地利用への誘導 大規模敷地の有効活用	
②重点事業及びその理由	
まちづくりの課題を解決するためには、様々な手法により、適正な土地利用を誘導する必要があり、引き続き地区計画や大規模跡地開発での指導・協議を進めていく。周辺市街地への影響が大きい、国等の施設などの整理統合や工場移転が進められており、その跡地利用に対する誘導・協議を計画的に推進していく。	
中長期的方針	
まちづくりの課題を解決するため、都市計画マスタープランをもとに、土地利用の誘導や国公有跡地等の有効活用を図るとともに、まちづくりを計画的に推進していく。	

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	1 計画的なまちづくりの展開		
基本施策	(2)地域特性を重視した協働型のまちづくり	コード	030102
単位施策	①協働型のまちづくりの推進		
	②地域特性に応じた拠点の整備		
施策評価 担当部局	まちづくり部	施策所管課	まちづくり推進課・十条まちづくり担当課・ 王子まちづくり担当課・土木政策課

1 施策の現状整理	
基本施策の目的	
基本施策	(2)地域特性を重視した協働型のまちづくり
対象	地元住民(特に駅周辺)や企業、NPO等の関係団体
意図	区民がまちづくりに参画できる仕組みづくりをはじめ、身近な地域への関心を高める機会を積極的に提供する。
結果	都市計画マスタープラン等に基づく、主要駅圏をはじめとした各地域の特性に応じた良好な市街地の形成や住環境の整備・向上が図られる。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	<赤羽東口地区>区は継続して住民主体の協議会活動を支援している。協議会は適宜、課題に対応するための作業部会を新設するなど、まちづくりの実現に向けた活動が地道に進んでいる。 <十条>十条地区では、平成24年10月の十条駅西口地区市街地再開発事業に係る都市計画決定後、平成28年12月に十条駅西口地区市街地再開発組合の設立認可申請を行い、平成29年5月に再開発組合の設立が認可された。区は、権利変換計画及び施設建築物、公共施設の実施設計が円滑に進捗するよう再開発組合の活動を支援している。 <王子>東京都との調整に時間を要したため、ランドデザインは半年遅れで策定した。駅周辺関係事業者との合意形成に時間を要するため、整備計画策定は、平成29年第3回定例会において、スケジュールの変更を説明し中期計画(29-31)から1年遅れとなっている。 新庁舎整備をまちづくりの核となる重要な事業の一つとして位置付けていることから、期を逃すことなく駅周辺のまちづくりを推進していく必要がある。 <東十条駅>駅前空間と十条跨線橋においては、JRとの調整(委託調査)において遅延している。 <板橋駅>駅周辺バリアフリー工事においては、JR板橋駅舎との工事が競合する関係から多少の遅れが生じている。 <浮間舟渡駅>駅前空間の整備においては、地権者が旧西浮間小学校跡地の利活用の動向により、用地売却の可否を判断するため、不確定となっている。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	<赤羽東口地区、志茂、西ヶ原>まちづくり協議会等は、概ね計画通りの開催回数となっている。 <十条>地元住民と区が協働・連携して、十条地区のまちづくりの方向性を協議し、相互理解を深め、十条地区のまちづくりを円滑に進めるために開催される十条地区まちづくり全体協議会の活動支援を継続している。また、駅前広場、道路等の公共施設整備を行うと共に、土地の合理的かつ健全な高度利用がなされ、再開発ビルが完成することにより防災性の向上とにぎわいの拠点が形成される十条駅西口地区市街地再開発事業を進めている再開発組合の活動を支援している。 <王子>検討会の開催は、整備計画策定スケジュールを変更したために、1年遅れて設置することを想定しているが、駅周辺関係事業者との合意形成を優先する必要がある。 合意形成を得るための事業者協議は予定どおり進めている。 <東十条、板橋、浮間舟渡>「協働型のまちづくりの推進」による整備を予定しているが、進捗状況に記載のとおり計画に遅延が発生している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	十条駅西口地区市街地再開発の事業化をはじめ、再開発の事業化に向けた検討が深度を増している赤羽駅東口地区の組合施行による市街地再開発事業の進展や、志茂、西ヶ原、十条地区における新たな地区計画の都市計画決定に代表されるように、区による協議会や再開発準備組合等の活動支援により住民の地域への関心が高まり、協働型のまちづくりを積極的に推進した5カ年であった。

「区民とともに」の区政の基本姿勢を踏まえ、地域特性に応じた協働型のまちづくりの実現に向けて、区民との話し合い等を通じて着実に取り組みを前進させることができた。一方で、各事業に着目すると、一部の事業では、地域との合意形成といった面で懸案を抱える事態も生じた。そのため、今後は一層、区民の事業への理解を深めるための丁寧な説明や、事業や地域の特性に応じた適切な区民参画の仕組みづくり等について、さらなる検討を深め、区民と協働でその取り組みを進めることで成果を追求していく必要がある。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	協働ガイドラインに基づき、中心的役割を果たす協働推進委員の設置、各職場の協働事例の庁内共有など、全庁的に、効果的かつ効率的な推進体制を進めており、まちづくりにおいては、「まちづくり協議会」等を中心に、活動を行っている。	施策にどのような影響が予測されるか
都	「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」の中で、地域の特性を生かし、まちの魅力を高める活動を主体的に行う団体をまちづくり団体として登録することにより、個性豊かで魅力のある街並みの形成を促進する「まちづくり団体の登録制度」を設けている。 「木密地域不燃化10年プロジェクト」では、防災まちづくりに向けた機運の醸成のため、地域密着型集会の開催などにより、災害への危機意識の共有化を促すことで、地域が一体となって防災まちづくりに取り組む気運を高める支援を行っている。 地域の課題を解決するための取組を推進し「地域力」の向上を図るため、事業への費用助成や、地域活動支援アドバイザーの専門家派遣を行っている。	NPOやボランティア団体の活動は活発に継続されると考えられるが、行政との協働だけでなく、町会・自治会やまちづくり協議会との連携を進めていく必要がある。 まちづくりによる効果等を広く区民へ周知する新たな方法を検討する必要がある。
国	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)では、2020年までの4つの基本目標の一つとして、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」を掲げている。その施策として、まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進があげられている。 その内容は、まちづくりにおける企画・立案の段階から、地域に関わる幅広い主体との合意と協力を得ることで、エリアの特徴をいかした「育てる」まちづくりを進めることである。また、まちのビジョンの共有や合意形成を容易化するため、まちづくりによる効果等を「見える化」する手法の拡大を推進し、民間投資の喚起を一層促進する、ともしている。	予測される影響への対応
その他	NPOやボランティア団体等、特定分野に特化した活動は活発である。 一方で、高齢化、町会・自治会の加入率低下などから、地域が自ら課題を解決をする力が低下していると言われている。また、町会・自治会とNPOやボランティア団体との連携は進んでいない。	庁内横断的な推進体制の強化に努めるとともに、区民と区が双方の役割を理解したうえで、各団体が連携し一体となったまちづくりを進める。 「地域のきずなづくり」等の事業を通じて、住民が主体となって地域課題の解決に取り組めるよう、まちづくりによる効果等を事前明示する機会や手法を地元住民とともに検討する。

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査

「区が力を入れるべきこと」については、「区民と一緒に計画を策定し事業を実施する」ことが第2位(23%)となっているが、「区政参画等しない理由」については、「参加したいと思う活動がない等」での不参加が9割以上を占める。
区政参画等をしたことある方は全体(874人)の15.2%、そのうち「まちづくりに関する活動」は7.5%と少ない。区政参画等を促進するための重点施策については、「情報公開」や「情報発信の多様化」で半数強であり、ついで「区民と一緒に計画を策定し事業を実施する」が23.6%となっている。なお「情報公開」は年齢別でも全ての年齢で最も高い。
今後、まちづくりに関する情報発信を強化し、参画を促すことも必要と考えられる。

単位施策の検証	
単位施策	①協働型のまちづくりの推進
施策の方向についての妥当性	区が重点的に取組む地域のきずなづくりにも整合した、住民主体のまちづくり協議会等は、行政と地域が直接接する貴重な機会であり、区民とともに魅力あるまちづくりを推進することへ大きく寄与している。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②地域特性に応じた拠点の整備
施策の方向についての妥当性	各地域では、町会・自治会をはじめとした地域活動団体においても地域特性があり、その特性に応じた環境整備は、地域にとって必要不可欠なものである。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
地域特性に応じた拠点の整備
②重点事業及びその理由
赤羽駅周辺まちづくりの推進、十条駅周辺まちづくりの推進、王子駅周辺まちづくりの促進 赤羽一丁目の一部では、住民発意の市街地再開発の機運が高まっているが、事業化に向けては、地域特性に応じた良好な公共空間等が整備されるよう、住民協議会等の活動と整合がとれるよう誘導する必要がある。 十条駅周辺では、十条駅西口地区市街地再開発組合の設立や埼京線連続立体交差事業の都市計画決定などを受け、にぎわいの拠点としてバランスのとれた市街地形成のためには、地域住民等との丁寧な合意形成により一層の取り組みを進める必要がある。 王子駅周辺では、新庁舎整備をまちづくりの核としつつ、王子のまちの優位性のひとつである交通結節機能を強化するとともに、地域資源を活用し、まちの将来像である「東京の北の交流拠点 水と緑豊かな王子」の実現に向けて、地域住民や関係事業者と丁寧な合意形成を進め、にぎわいと活力あるまちを目指す取組が必要である。
中長期的方針
各地域の特性に応じた良好な市街地形成や住環境の整備・向上のため、区民と区との信頼関係を築きながら地域住民と合意形成を図り、各主体の責任や役割を踏まえた協働によるまちづくりを進める。そのため、事業と地域の特性を適切にとらえ、区民がまちづくりに参画できる仕組みづくりや地域への関心を高める機会を積極的に提供するとともに、道路や公共交通など基盤交通ネットワークの整備、防災基盤の整備、土地利用の誘導を積極的に進め、地域の特徴を活かした計画的なまちづくりを進める。 特に、主要駅周辺においては、区外からも人を呼び込めるような集積と拠点性が強化されるようなまちづくりを積極的に行う。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	2 安全で災害に強いまちづくり		
基本施策	(1)防災まちづくり	コード	030201
単位施策	①都市の防災機能の向上		
	②治水対策等の推進		
施策評価 担当部局	まちづくり部	施策所管課	まちづくり推進課、十条まちづくり担当課、住宅課、建築課、土木政策課、道路公園課、防災課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(1)防災まちづくり
対象	区内在住、区内在勤・在学者、来街者、帰宅困難者
意図	切迫する首都直下地震に備え、「北区地域防災計画」の減災目標を達成するため、都市基盤の防災性の向上を図る。
結果	「地震・水害に強い安全・安心なまちづくり」を実現する。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	防災まちづくりにおける各事業は概ね計画通り進捗している。 以下の2事業については多少の遅れが見込まれる。 ・集中豪雨対策(学校改築リフレッシュ対策事業との調整による) ・都市防災不燃化促進事業(補助86号線赤羽南地区:道路事業者との調整による)
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	他自治体の取り組み事例と比較する限り、計画量の設定は妥当であり、計画量をほぼ充足する成果をあげている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	不燃化率、不燃領域率の目標達成には、区の実施する事務事業だけではなく、民間活力による耐火建築物等への更新などの取り組みが求められる。区は目標値の達成のため、各種助成制度の周知を図るとともに官民の役割分担の中で、成果の向上に努めていく。

本施策の成果指標と目標値は、短期間で達成できるものではなく、目標を意識しながら地道で堅実な取り組みを引き続き進めることが肝要である。
また、より効果的に成果をあげるためには、単独事業だけではなく関連事業を一体となって進めることも必要である。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	木密地域不燃化10年プロジェクトは平成32年度までの事業期間となっており、新たな取り組みを東京都へ要望していく予定。 大地震災害時において、逃げないですむまちづくりを進めるため、防災生活圏の整備を促進している。そのため、都市計画道路、主要生活道路の拡幅整備、木造住宅密集地域の解消に努めているが、沿道地権者の協力を得るのに時間を要している。治水対策として道路・公園などの公共施設に雨水流出抑制施設の設置を進めている。 平成30年に自主避難施設を増設した。土砂災害対策として2か所を追加し、現在は土砂災害対策として9か所、石神井川の洪水対策として3か所を設置している。 区内では7地区の実績しかない防災街区整備事業について、住民発議の準備組合が平成30年3月に設立され、事業化に向けて区は支援している。	施策にどのような影響が予測されるか 木密地域不燃化10年プロジェクトにおいては、平成33年度以降の事業実施が未定となっている。 都市計画道路等の整備においては、地権者交渉に時間を要する。また、道路築造においても、無電柱化の推進により、埋設企業者との事前調整が必要となり多大な時間を要する。 治水対策においては、区で行う集中豪雨対策を推進すると共に、東京都に継続して浸水対策を要請する必要がある。
都	防災都市づくり推進計画（H28.3改定）に基づき事業を推進している。さらに、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ「燃え広がらないまち」の実現を目指している。その中で、都市計画道路の一部を特定整備路線として位置づけ、延焼遮断帯や避難路、救助活動空間ともなる道路整備を推進している。 木密地域不燃化10年プロジェクトは平成32年度までの事業期間となっており、その後の事業展開を検討している。	予測される影響への対応
国	地震時等に著しく危険な密集市街地約6,000haについて、平成32年度までに最低限の安全性を確保し、概ね解消することを目指し、住生活基本計画（全国計画）をH23.3.15閣議決定により定めた。H28.3に改定された計画においても目標を継続。平成29年度末までに2,323haの最低限の安全性が確保され、地震時等に著しく危険な密集市街地（「延焼危険性」又は「避難困難性」が高い地区）は3,422haである。北区では志茂、十条、赤羽西地区が該当。	防災まちづくりの各事業の継続を東京都へ求めていくとともに、他自治体の取り組み事例を積極的に研究し、事業推進のためのノウハウ等を取り入れていく。
その他		

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査	
日常的に不安を感じる方は全体の3割を超え、そのうち「地震や水害などの自然災害」への不安が約6割となっている。地震などの自然災害に対する効果的な取り組みとして、「道路の拡幅や燃えないまちづくりなど防災まちづくりの推進」が19.7%と6番目の高さとなっている。引き続き、ハード面での防災まちづくりの必要性があると言える。	

単位施策の検証	
単位施策	①都市の防災機能の向上
施策の方向についての妥当性	阪神大震災により都市基盤防災性の向上が喫緊の課題としてあげられたが、その後の東日本大震災、熊本地震、大阪北部地震でも各都市において甚大な被害が発生し、教訓がなかなか取組みに生かされていない現状が明らかにされた。首都圏においては、首都直下地震の発生が差し迫っており、区は改定したばかりの北区地域防災計画の減災目標を達成するため、防災都市づくり推進計画、木密地域不燃化10年プロジェクト等に基づき、早急に密集住宅市街地を解消するなど、都市の防災機能を高める必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②治水対策等の推進
施策の方向についての妥当性	関係機関と連携し、予想をはるかに上回る長期的な集中豪雨が都市部でも発生することを想定した治水対策、雨水流出抑制や、急傾斜地などの崩落による災害の未然防止や情報提供、適切な避難などの安全対策を行う必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
都市の防災機能向上
②重点事業及びその理由
都市防災不燃化促進事業、防災まちづくり事業の推進、木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 首都直下地震の発生が差し迫っている中、延焼遮断帯等の不燃化を図るとともに、密集市街地の解消が急務となっているため。
中長期的方針
この基本施策(防災まちづくり)は、4つの戦略の一つ「安全・安心」・快適戦略 に位置付けられており、国や東京都においても喫緊の課題となっており、本施策を進めるにあたっては、国や東京都、近隣自治体の動向に注視しつつ各事業を進める必要がある。 既成市街地の防災まちづくりを修復型のまちづくり手法により推進していくには、住民の理解と協力のもと、民間事業者等を含めた多様な主体との協働により、明確な目標を意識しながら長期的に取り組む必要がある。 また、治水対策については、全国各地で1時間に100mmを超えるような記録的な局地的な集中豪雨や西日本豪雨のような長期間豪雨、大型台風による土砂災害などが発生し、過去に経験したことのない被害が多発している。区は地道な治水対策を実施すると共に、東京都の河川及び下水道事業の促進について要請する。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり				
政 策	2 安全で災害に強いまちづくり				
基本施策	(2)防災体制の整備・充実			コード	030202
単位施策	①予防・応急体制の整備・充実				
	②復旧・復興体制の整備・充実				
施策評価 担当部局	危機管理室		施策所管課	危機管理室防災課	

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(2)防災体制の整備・充実
対象	震災時の防災活動拠点(公共施設、避難所、福祉施設等)及び防災体制
意図	地域防災計画等に基づく災害の予防、応急及び復旧対策等の防災体制を整備・充実していく
結果	災害対策本部、防災活動拠点や避難者等支援といった公助での防災体制が強化される
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	防災情報通信システムの導入については、デジタル化を進めるとともに、ポケベル波を利用した戸別受信機を28年度に配備した。また北区防災アプリを29年より配信し、北区独自の情報や機能を提供している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	防災上重要な区有建築物の耐震化については、ほぼ順調に事業が進捗しており、ハード面での体制強化が着実に図られてきている。避難所開設訓練においては、参加者増が図られてきており、30年度には避難所に関する知識のない人でも効率よく避難所開設が進められる避難所開設キット導入によりさらなる避難所機能強化が図られることが期待される。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	区有施設の耐震化は着実に進捗しており、災害時に重要な防災拠点として機能し得ることが期待でき、区民が安心して避難できる区有施設の確保が進んでいる。また災害対策本部立上げ訓練や避難所開設訓練を通して平時から災害に備えた体制づくりが図られている。

現状を維持しつつも、北区民意識・意向調査において防災対策の充実への関心が高いことなどを踏まえ、今後も予算を踏まえつつ事業を着実に推進していく。また地震はもとより、近年多発している台風、集中豪雨、土砂災害、竜巻など気象変動による想定外の災害への対応については、各災害における他自治体の対応や事例を研究していきながら地域特性を踏まえた新たな対策について検討していくことが求められている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	過去の地震を踏まえ、地域防災計画＜震災対策編・風水害対策編＞の改定に加え、北区業務継続計画により、防災対策上の問題点の抽出と課題の整理及び今後の対策の方向性が定められた。また震災復興マニュアルにより北区における復興体制の強化を図っていく。	施策にどのような影響が予測されるか
都	震災の教訓等を踏まえ、東京都防災対応指針の策定、首都直下地震等による東京の被害想定の見直し、東京都地域防災計画の修正を行い、東京都における防災対策の方向性と具体的取り組みを示した。東京都耐震改修促進計画により、耐震化を計画的かつ総合的に推進している。これらを具体化するための施策として、幹線道路沿いの耐震化や、「木密地域不燃化10年プロジェクト」などを推進している。	地震のほか、記録的な大雨、局地的な集中豪雨や大型台風、土砂災害、竜巻など過去に経験したことのない災害が全国で頻発しており、それらへの対応が求められていくことが考えられる。
国	災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正、また、各種被害想定の見直しなどをふまえ、防災対策の強化に取り組んでいる。	予測される影響への対応
その他	区民のみならず、世論も含め、日本国全体として防災に対する意識が高まっている。	洪水、土砂災害等に対する避難勧告、避難指示の適切な発令の仕方や自主避難施設、避難所の迅速な開設に向けた体制整備など平時より緊急事態を想定した対応について検討していく必要がある。

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
＜区の施策の重要度＞ 1位 防災対策の充実 2位 防犯対策の充実 3位 健康づくり（保健・医療体制）の充実		＜区の施策の満足度と重要度の相関＞ 重要度は高いが満足度が低いのは「防災対策の充実」、「防犯対策の充実」などがある。防犯や防災に対する取り組みが大きな課題となっている。

単位施策の検証	
単位施策	①予防・応急体制の整備・充実
施策の方向についての妥当性	災対本部立上げ訓練等ソフト面での体制強化を図るとともに、ハード面では、災害への被害を最小限にするための減災の観点から建築物の耐震化を促進し、施設の安全対策を進めていく必要があり、本施策の継続実施が必要である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②復旧・復興体制の整備・充実
施策の方向についての妥当性	引き続き公共施設における防災機能の充実強化を推進していくとともに、地域防災計画（平成30年改定）に基づいた震災復興マニュアルにより迅速な復興の仕組みづくりに取り組んでいく。このことから、本施策の継続実施が必要である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
予防・応急体制の整備・充実
②重点事業及びその理由
地震等の大規模災害に備え、地域防災計画において全庁的な役割分担、情報共有体制を整備し、避難者対策、帰宅困難者対策等の応急体制を整備するとともに、災害対策本部の機能強化に向けた取り組みを強力に推進していく必要がある。
中長期的方針
災害発生時の防災拠点や避難所となる区有施設については、耐震化が進められ、備蓄物資、防災資機材及び給水施設の機能向上が求められているため引き続き計画的に機能強化を進めていくとともに今後も北区地域防災計画（平成30年改定）や北区震災復興マニュアルに基づく復興体制の構築を進めていく。また近年、多発する異常気象に伴う台風、局地的な集中豪雨、竜巻、土砂災害など想定外の災害への対応については、他自治体の事例等を踏まえ、地域の特性に応じた対策を講じていく。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり				
政 策	2 安全で災害に強いまちづくり				
基本施策	(3)地域防災力の向上			コード	030203
単位施策	①災害時に備えた「地域のきずなづくり」				
	②防災意識の向上				
	③防災行動力の向上				
施策評価 担当部局	危機管理室		施策所管課	危機管理室防災課	

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(3)地域防災力の向上
対象	町会・自治会等が主体となった自主防災組織や世代を超えた地域防災の担い手
意図	防災意識や防災行動力などの自助・共助力の向上を図っていく
結果	地域ぐるみで災害に対応できる体制を構築する
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	地区防災運営協議会については、29年度末までに11連合会に設置を完了しており、地域の防災関係機関（警察・消防・医療機関等）との連携を図っている。防災教室では、親子向け宿泊防災体験教室を開催するとともに自主防災組織、学校、事業所等を対象に起震車等を活用した移動教室を開催し、防災意識の向上を図っている。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	防災に関する意識を高めるため、防災センター等を拠点としながら、防災教室や防災訓練など様々な場を活用して、防災に関する情報や学習の場を提供している。特に中学生防災学校においては、中学生を地域の防災の担い手として育成することを目的とし、毎年の全校実施が定着している。地域防災運営協議会については、新たに30年度に設置が見込まれる地区がある。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	災害時に自身の安全確保とともに、地域の中で相互に協力し、平時から地域ぐるみで災害に対応できる体制を構築するといった観点においては、着実な成果が認められると考える。

これまで実施してきた施策は、今後もさらに推進していく必要があるとともに、単発だけの実施で事業の結果とすることなく、継続して事業を実施していく必要がある。また、他機関（東京消防庁、教育庁等）においても、幼児期から社会人までの継続した防火防災教育が実施されているなか、これらの機関と連携を図ることで、より効果的に推進していく必要がある。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	区民の防災意識や防災行動力を高め、地域防災力の向上を一層強力に推進するため、地域防災計画の改定を行い、施策を計画的に推進する。 自助及び共助を基本理念とし、より多くの区民の防災意識の向上を目的に防災教育の推進を図る。	施策にどのような影響が予測されるか 地震のほか、記録的な大雨、局地的な集中豪雨や大型台風、土砂災害、竜巻など過去に経験したことのない災害が全国で頻発しており、それらへの対応が求められていくことが考えられる。
都	震災の教訓等を踏まえ、東京都防災対応指針の策定、首都直下地震等による東京の被害想定の見直し、東京都地域防災計画の修正を行い、東京都における防災対策の方向性と具体的取り組みを示した。東京都耐震改修促進計画により、耐震化を計画的かつ総合的に推進している。これらを具体化するための施策として、幹線道路沿いの耐震化や、「木密地域不燃化10年プロジェクト」などを推進している。	予測される影響への対応
国	防災白書をはじめとした各種報告書等にあるとおり、地域住民による、自助・共助の基本理念に基づく自主的な防災対策が、減災の重要な鍵であるとしている。男女共同参画の視点からの防災・復興対策や多様な主体が参画するまちづくり、学校等における防災教育の推進、災害時要支援者情報の把握の義務化など、平時からの備えとしての防災対策の重要性が指摘されている。	洪水、土砂災害等に対する避難勧告、避難指示の適切な発令の仕方や自主避難施設、避難所の迅速な開設に向けた体制整備など平時より緊急事態を想定した対応について検討していく必要がある。
その他	帰宅困難者対策をはじめとして、民間事業者による地域活動の参加などにより、事業者の社会貢献活動への意識をはじめとした防災意識への関心が高まってきている。	

区民ニーズ

28年度 北区民意識・意向調査	
<区の施策の重要度> 1位 防災対策の充実 2位 防犯対策の充実 3位 健康づくり(保健・医療体制)の充実	<区の施策の満足度と重要度の相関> 重要度は高いが満足度が低いのは「防災対策の充実」、「防犯対策の充実」などがある。防犯や防災に対する取り組みが大きな課題となっている。

単位施策の検証	
単位施策	①災害時に備えた「地域のきずなづくり」
施策の方向についての妥当性	地区防災会議に地域の防災関係機関(警察・消防・医療機関など)を加えた地域防災運営協議会の設置促進は、地域の特性に応じた防災力の向上と協力体制の確立には有効な会議体であるため結成に向けた取り組みを強化していく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②防災意識の向上
施策の方向についての妥当性	地域防災力の向上の鍵は、「自助による区民の防災力向上」及び「地域による共助の推進」である。特に中学生防災教室等をととして災害時に地域の貴重な担い手になりえる中学生等を育成していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③防災行動力の向上
施策の方向についての妥当性	地域防災力の向上に向け、自主防災組織の育成や装備の充実を図り、区内事業者には応急活動など地域貢献活動を求め、事業所内の備蓄を推進していく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
地域防災力の向上
②重点事業及びその理由
地震等大規模災害発生時においては、地域住民による、自助・共助の精神に基づく自主防災活動が減災の鍵となっている。このことから、初期消火等に必要な資器材の配備や資器材活用した訓練と組織の育成が重要である。さらに、これまでの集合型の訓練に加え、まちかどにおいて実際の消防水利やスタンドパイプ、D級可搬消防ポンプなどを使用した実践的な訓練を推進していく必要がある。また、要配慮者災害対策についても避難行動要支援者名簿の登録や未登録者への勧奨、発災時の被害軽減を目的とした家具転倒防止器具取付等の事業も今後も継続していく必要がある。
中長期的方針
北区に住み、生活を送る区民と町会・自治会をはじめとした自主防災組織が相互に、「自らの生命・まちは自ら守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、自助・共助による区民と地域の防災力の向上を推進していく。また、区民等が防災訓練等で得た知識・技術を行動力として身につけていくためにも、幼児期から社会人までの継続した、実効的かつ実践的な防火防災訓練を推進する必要がある。また、災害時の相互応援等を旨とした他自治体との協定や、各種物資及び施設の提供など、民間企業・団体との災害時協定の締結を推進し、災害時の協力体制の確保に努めていく必要がある。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり				
政 策	2 安全で災害に強いまちづくり				
基本施策	(4)交通安全対策の推進			コード	030204
単位施策	①交通安全教育の充実				
	②安全な歩行者空間の確保				
施策評価 担当部局	土木部		施策所管課	施設管理課	

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(4)交通安全対策の推進
対象	すべての区民
意図	交通ルールやマナーを学ぶ機会づくり。
結果	交通事故などの不安がなく、安心してくらすことのできるまちづくり。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	交通安全の意識づけは、定期的、継続的に行う必要があり、3警察署、3交通安全協会と連携し交通安全啓発事業、交通安全教室等を実施している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	交通事故発生件数、死傷者数とも年々減少しているが、平成29年度は死亡者は減少したものの発生件数、負傷者数が微増した。増の原因は不明。
平成29年度は微増したが、交通事故発生件数、死傷者とも着実に減少しており成果が成し遂げられている。しかしながら、安全意識が薄らぐと事故は増えてしまうので、継続し事業を続けていく。	

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	区内の3警察署・3交通安全協会ごとに分かれた対応が多く、区全体としての事業展開が不足している。	施策にどのような影響が予測されるか 交通事故件数及び死傷者数のより一層の減少を求められ、交通安全教育、啓発活動の機会が必要となる。 予測される影響への対応 区は、区内3警察署と3交通安全協会と連携して交通安全教室と交通安全啓発事業を実施していく。
都	都としての交通安全計画を策定し、TOKYO交通安全キャンペーン、暴走族追放など、都独自の交通安全施策を推進している。	
国	交通安全対策基本法に基づく交通安全計画に実施を目指す。	
その他	交通安全協会を通じて、民間の協力が得られている。	

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
安心なまちづくりのために効果的だと思う施策は？という問いに対して、交通安全教育の充実と答えた人の割合が増加。		

単位施策の検証	
単位施策	①交通安全教育の充実
施策の方向についての妥当性	警察などの関係機関と連携し、子供から高齢者までの各年代に応じた交通安全教育を推進し、交通安全に対する意識づけを継続していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②安全な歩行者空間の確保
施策の方向についての妥当性	道路の不法占有物の排除など道路利用の適正化の推進、歩道のバリアフリー化や新設・拡幅整備を進めるといった交通安全施設の整備が必要である。 ただ、施設整備という観点において、他の施策に包括される内容なので、再編の余地あり。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
交通安全教育の充実
②重点事業及びその理由
自転車による交通ルール、マナー違反が増えていることから、小中学生に対しての自転車安全教育を充実していく。 小学生に対しては自転車安全教室を実施し、受講後免許証の発行(4年生のみ)し、交通規則の遵守とマナーの向上を目指す。中学生に対しては、スタントマンが実施する自転車のルール、マナー違反等による疑似事故の恐怖を体験することにより、ルールやマナーの必要性を再認識させる。
中長期的方針
子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育を推進する。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	2 安全で災害に強いまちづくり		
基本施策	(5)地域防犯活動の充実	コード	030205
単位施策	①地域防犯活動の充実		
	②危機管理体制の整備		
施策評価 担当部局	危機管理室	施策所管課	危機管理課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(5)地域防犯活動の充実
対象	区内の希望する保育園・幼稚園、高齢者、町会・自治会・商店街・共同住宅
意図	防犯活動の啓発による犯罪被害の防止・抑止
結果	安全安心して暮らせるまちづくりの実現
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	防犯意識向上のために行っている子どもや高齢者向けの防犯教室や振り込め詐欺に関する講話は計画通り実施している。また、防犯設備整備補助事業について中期計画(平成29年度～31年度)には毎年度10の町会・自治会に対して防犯設備整備補助を行うと計画されている。平成29年度には16の町会・自治会が防犯カメラを設置しており、平成30年度も15町会・時自治会が設置の予定である。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	区内防犯カメラ設置台数及びパトロールボランティアの人数については計画通り推移している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	防犯カメラの設置や防犯パトロール活動等により北区内刑法犯認知件数は減少傾向にある。引き続き、防犯設備整備補助を行っていくとともに、パトロールボランティア団体の活動支援、子ども向けの防犯教室や高齢者向けの振り込め詐欺に関する講話を行っていく。

区内刑法犯認知件数は、平成21年(2009年)の5,016件から年々減少し、平成27年には3,377件まで減少したが、平成28年は3,511件と若干増加した。高齢者を狙った特殊詐欺被害等が依然として発生しており、被害対策について広報活動を強化すると共に、高齢者が集まる場所や機会を積極的に活用した注意啓発に継続的に取り組む必要がある。また、ひったくりや侵入盗などの身近な犯罪に関しても、今後とも地域の継続的なパトロール活動支援や植栽等による景観の改善活動を行っていく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、犯罪の未然防止対策や治安対策など安全・安心なまちづくりをさらに強化するため、平成29年10月に一般社団法人東京都信用金庫協会、日本郵便株式会社王子郵便局・赤羽郵便局及び王子・赤羽・滝野川警察署と「北区ながら見守り活動に関する協定」を締結した。	施策にどのような影響が予測されるか 平成14年度をピークに、犯罪認知件数は減少してきているが、依然として防犯対策を求める要望が高く、当該対策に積極的の取り組んでいく必要がある。
都	町会、自治会等の見守り活動を補完するものとして、地域を巡回する事業者が業務をしながら、街中のパトロールを実施する「ながら見守り連携事業」を進めるため、平成27年7月、都内の協力企業等と防犯推進活動事業の包括協定を締結した。	また、北区の高齢者人口は引き続き増加していることから、高齢者を狙った特殊詐欺等への対策を講じていく必要があり、子どもの安全・安心についても引き続き重視していく。
国	犯罪認知件数は平成8年から平成14年にかけて戦後最多の記録を更新し続けたが、平成15年から減少に転じ平成29年は平成24年のピーク時から半減した。	予測される影響への対応 高齢者を狙った特殊詐欺被害等が依然として発生しており、被害対策について広報活動を強化すると共に、高齢者が集まる場所や機会を積極的に活用した注意啓発に継続的に取り組む必要がある。また、ひったくりや侵入盗などの身近な犯罪に関しても、今後とも地域の継続的なパトロール活動支援や植栽等による景観の改善活動を行っていく。
その他	警視庁では、防犯対策の一環として街頭防犯カメラシステムを導入し、犯罪が発生しやすい繁華街における犯罪の予防と被害の未然防止を図っている。	

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
安心なまちづくりのために防犯カメラの設置や防犯パトロールなど地域と連携した活動が必要である、との意見が多い。		

単位施策の検証	
単位施策	①地域防犯活動の充実
施策の方向についての妥当性	犯罪手口の多様化は進んでおり、引き続きそれに対応した防犯教室や出前講座を提供していく必要がある。年齢・性別により被害に遭いやすい犯罪を把握し、対応していかなければならない。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②危機管理体制の整備
施策の方向についての妥当性	テロや大規模な事故など、自然災害以外の緊急事態が発生した場合に、区民の生命、身体、財産を守るためのしくみや計画づくりを国民保護法の主旨や東京都の計画との整合性を図りながら進めていかなければならない。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
地域防犯活動の充実
②重点事業及びその理由
北区内刑法犯認知件数の減少のため、 防犯サポート事業・防犯設備整備補助事業の充実を図る
中長期的方針
本基本政策は、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す「安全・安心」・快適戦略の中心施策である。 引き続き、防犯教室や振り込め詐欺に関する講話や町会・自治会等に対し防犯カメラ等の防犯設備整備補助を行い、区民の地域の安全は地域で守るという防犯意識を高め、関係機関と区民が相互に連携して地域ぐるみの防犯活動を行っていくという基本計画2010の北区基本構想に掲げた方針を今後も推進していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	3 利便性の高い総合的な交通体系の整備		
基本施策	(1)体系的な道路ネットワークの形成	コード	030301
単位施策	①体系的な道路ネットワークの形成		
	②道路ストックの適正な管理		
	③自動車交通量の抑制		
施策評価 担当部局	土木部、 十条・王子まちづくり推進担当部	施策所管課	土木政策課、十条まちづくり担当課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(1)体系的な道路ネットワークの形成
対象	道路、橋等を利用する不特定多数の人(区民ほか)
意図	体系的な道路ネットワークや公共交通機関を整備する。
結果	だれもが安心して快適に移動することができる。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	着実に事業推進する方向へ進捗はしているが、計画に比べると遅れている。 道路の新規整備においては、地権者からの用地取得、警視庁協議、電気やガス等の企業者調整により事業が遅延する。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	道路の整備においては、計画と比べて進捗が遅れているが、「道路ストックの適正な管理」においては、計画的な点検作業を履行している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	陥没の年度別発生数から見ると、ここ数年減少傾向にあり、単位施策「道路ストックの適正な管理」の活動指標である「路面下の空洞調査」は、陥没前の対応ができるという点で、有効な管理方法である。

単位施策の方向性は、基本施策にあったものと理解できる。

都市計画道路の新設・拡幅整備では、2路線での完成を目指していたが、特に181号線は、地権者との用地取得交渉が進展せず今後は土地収用制度を活用し、早期完成を目指した取り組みを継続していく。区画街路3号線は、平成25年度に事業認可を取得し、事業着手後は、用地交渉を継続して実施している。幹線区道の新設・拡幅整備は、一部区間ではあるが完成しており一定の成果は得られた。また、橋梁整備においては、新田橋、十条跨線橋、新柳橋の3橋の架替えを計画し、現在、早期着手に向け関係機関との協議を継続して行っている。今後も、基本目標である「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」に向け事業を推進する。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	平成28年3月に東京都と特別区及び26市2町が策定した「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき、「第四次事業化計画（平成28～37年度）」の優先整備路線である都市計画道路の整備を推進している。また、都市計画道路を補完し、住民生活に密着した幹線区道や主要生活道路についても、計画的に新設・拡幅整備を推進している。	施策にどのような影響が予測されるか 平成37年度までの優先整備路線として、補助243号線（540m）の他、十条駅付近交通広場（約4400㎡）が位置づけられているが、社会資本整備総合交付金制度の活用により事業を促進することが必要である。また、区内では、都施行による優先整備路線に6路線が位置づけられている。木密地域不燃化10年プロジェクトにより特定整備路線が新たに位置付けられ、平成32年に行われる東京オリンピック・パラリンピックでの一時的な予算充当（都費）もあり、都施行事業の遅れが懸念される。
都	東京都では、「第四次事業化計画（平成28～37年度）」に基づき、都市計画道路の整備を推進している。また、平成24年1月に策定した、「木密地域不燃化10年プロジェクト」の実施方針に基づき、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域7,000ヘクタールの防災性向上を図る都施行の都市計画道路を「特定整備路線」として選定し、2020年度までに整備することとしている。	
国	平成30年度は、①被災地の復興②国民の安全・安心の確保③生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化④豊かで活力のある地域づくりの4つを重点化する予算として掲げている。その中の②に属する「地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援」があり、地域による総合的な取組を「防災・安全交付金」により集中支援することとしている。	予測される影響への対応 平成23年3月の東日本大震災以降は、復興・防災に財源が充てられる中、平成28年には熊本地震が発生している。また、平成24年12月には中央自動車道笹子トンネルの崩落事故が発生している。国は、老朽化するインフラの長寿命化補修等へ重点的に予算を配分しているが、今後の「国民の安全安心の確保」財源の動向を見守る必要がある。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
「幹線道路・狭小道路の整備」においては、重要度は普通のレベルで、満足度は低い。また、「安全・安心・快適戦略」での「安心なまちづくりのための重点施策」においては、「歩道などの改良等、安全な歩行空間の確保」が、上位3位（23%）となっており、積極的に事業の推進を図ることが必要である。		

単位施策の検証	
単位施策	①体系的な道路ネットワークの形成
施策の方向についての妥当性	体系的な道路のネットワーク化は未完成であり、今後も計画的に事業を推進する必要がある。また、橋梁架替整備事業では、橋梁本体の経年劣化や社会状況の変化を踏まえながら計画的に橋梁架替を推進する必要があるため、施策を見直す余地はない。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②道路ストックの適正な管理
施策の方向についての妥当性	道路や橋梁などのインフラの老朽化を適正に管理するため、定期的な点検を行っていく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③自動車交通量の抑制(⇒単位施策名の変更を検討)
施策の方向についての妥当性	体系的な道路のネットワーク化は未完成であり、今後も計画的に都市計画道路や幹線道路の整備を推進する必要がある。生活道路への自動車の流入を防ぐ以外に、渋滞の緩和の要素もあるため、単位施策名の変更を検討(案①適正な自動車交通量への抑制 案②交通総量抑制対策等の推進)
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
体系的な道路ネットワークの形成
②重点事業及びその理由
都市計画道路は、体系的な道路ネットワークを形成することに不可欠な路線であり、その道路機能は、①交通機能②防災機能③まちづくり機能④収納機能⑤景観・環境機能と多岐にわたり道路網の骨格を担っているため。区の施行路線では、補助87号線は区内の用地買収が終了し、道路整備に向けて企業者調整を行っている。区画街路3号線は、継続して用地買収を行っている状況である。また、補助243号線においては、第四次事業化計画・優先整備路線として平成37年度までに整備すべき路線として位置づけられており、これらを積極的に事業推進することが必要である。
中長期的方針
道路は、区民の日常生活や社会生活、経済の活動を支える最も基礎的な社会資本であり、多面的な機能と役割をもっている都市基盤施設であると共に、震災時の緊急輸送路や延焼遮断帯として都市の防災性の向上に寄与する施設でもある。一方、慢性的な交通渋滞や生活道路への自動車の流入は、社会生活、経済や地域環境に悪い影響を与えると共に、区民生活の安全性を脅かす結果となっている。そのため、体系的な道路ネットワークの形成により、利便性の高い、円滑な道路交通を確保しなければならない。 特に、長年の懸案である十条駅付近連続立体交差事業については、東日本旅客鉄道株式会社をはじめ、地域や関係機関との協議を整え、事業の早期着手に取り組む必要がある。また、快適環境を創出するためには、広域的な交通総量抑制対策等による適正な自動車交通量への抑制と推進を継続的に実施し、自動車排気ガスや騒音等の発生を抑制する必要がある。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	3 利便性の高い総合的な交通体系の整備		
基本施策	(2) 公共交通機関の利便性の向上	コード	030302
単位施策	① 公共交通機関等の整備・充実		
	② 利用者にやさしい交通施設の整備		
施策評価 担当部局	まちづくり部・土木部	施策所管課	都市計画課、土木政策課、施設管理課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(2) 公共交通機関の利便性の向上
対象	高齢者や障害者など支援・配慮を要する公共交通機関利用者
意図	交通事業者と連携し、鉄道とバスなどの乗り継ぎを円滑にするとともに、交通施設のバリアフリー化を図る。また、公共交通網を充実するため、公共交通機能向上地域などを中心に交通手段を確保する。
結果	誰もが安心して公共交通機関を利用できる。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	鉄道駅構内のエレベーター、ホームドア整備については、概ね順調に整備が進んでいる。 駅周辺へのバリアフリー等の設置については、関係機関等との協議が難航し遅れている。 北区コミュニティバス(Kバス)は、計画通り進捗している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	鉄道駅構内のエレベーター、ホームドア整備については、概ね順調に整備が進んでいる。 北区コミュニティバス(Kバス)は、一路線(2ルート)でのモデル運行を経て、本運行へ移行した。 駅周辺へのバリアフリー等の設置については、関係機関等との協議が難航し遅れている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	鉄道駅構内のエレベーター整備については1ルート目のバリアフリー化が図られた。 北区コミュニティバス(Kバス)の現行路線については、利用者数も安定し地域の身近な交通手段として定着化が進んだ。

区内全駅のバリアフリー化を進めることに伴い、高齢者や障害者を含むすべての人の利便性の向上を図り、利用者にやさしい交通施設を実現するため、引き続き事業を推進していく。
駅周辺へのエレベーター等の整備については、関係機関等との協議が難航し遅れているが、基本施策の目標の実現に向かって早期完成を目指す。
区内交通手段の確保として、地域密着型のコミュニティバス(Kバス)については、公共交通機能向上地域などを中心に、既存路線の見直しや新たな視点を取り入れた新規路線等により効果的な方策を検討していく必要がある。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	区内における鉄道駅の移動円滑化については、エレベーター整備等により、15駅の1ルート目の移動円滑化が完了した。現在は、ホームドアの整備への支援とともに地形上の段差(高低差)があり、改札口毎に利用圏域が全く異なる駅における2ルート目のバリアフリールートの整備へ支援を行っている。	施策にどのような影響が予測されるか 国の多機能トイレ整備への補助制度についても、東京都に準じた拡充が見込まれる。 予測される影響への対応
都	2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会を契機に更なる鉄道駅のバリアフリー化を推進に向けて、エレベーターやホームドアに加え、競技会場周辺などの鉄道駅における多機能トイレ整備への補助制度を拡充し、更なるバリアフリー化の促進を図る。	
国	平成30年5月、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現と全国におけるバリアフリー化を一層推進するため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正した。 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進するため、以下の項目が新たに追加された。 ・エレベーター、ホームドアの整備等のハード対策に加え、駅員による旅客の介助や職員研修等のソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに提示 ・公共交通事業者等に対し、自らが取り組むハード対策及びソフト対策に関する計画の作成、取組状況の報告及び公表を義務付け	
その他		

区民ニーズ

27～30年度 まちあるき点検	28年度 北区民意識・意向調査
出入口が複数あり乗換利用が多い駅では、バリアフリールートの増設や案内のわかりやすさの向上。バリアフリールートの迂回距離が長い駅では、2ルート目の確保。ホームドア整備による安全性の確保とともに、引き続き多様な障害等への理解や適切な対応について研修等を進めるなど、こころのバリアフリーの推進が求められている。	鉄道やバスなどの公共交通網に対して満足度が高い一方で、区内には地形の高低差がある地区等では、円滑な移動手段を確保するためのコミュニティバス運行を望む声が多い。

単位施策の検証	
単位施策	①公共交通機関等の整備・充実
施策の方向 についての 妥当性	コミュニティバス(Kバス)は運行開始から10年が経過し、この間、区内の交通環境や土地利用及び人口動態等の社会状況が大きく変化している。このような社会環境の変化に対応した、今後のコミュニティバス(Kバス)を主体とした地域交通に係る展開方針を定める必要があることから、引き続き公共交通機関等の整備・充実を図る必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②利用者にやさしい交通施設の整備
施策の方向 についての 妥当性	公共交通機関の利便性・快適性を促進するため、交通施設のバリアフリー化を推進する必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
公共交通機関等の整備・充実
②重点事業及びその理由
コミュニティバス(Kバス)の新規路線等の導入を求める区民要望が多いため、展開方針を策定するための調査・検討が必要である。
中長期的方針
新規路線については、これまでの導入候補地域を踏まえつつ、社会情勢等の変化を捉え、新たな視点を取り入れるなど、より効果的な方策を検討していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	3 利便性の高い総合的な交通体系の整備		
基本施策	(3)自動車・自転車利用の適正化	コード	030303
単位施策	①違法駐車・放置自転車の防止		
	②駐車場・自転車駐車場の整備		
	③歩行者・自転車利用しやすい環境づくり		
施策評価 担当部局	土木部	施策所管課	土木政策課・施設管理課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(3)自動車・自転車利用の適正化
対象	区内で自動車・自転車を利用する人
意図	違法駐車や放置自転車をなくし、歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を創出する
結果	自動車・自転車の適正な利用がなされ区民が安心して快適に移動できる
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	総合的な駐輪対策の推進については、放置自転車の撤去強化や自転車駐車場の整備推進など放置自転車の解消に向けて、各事業が着実に進められている。 北区自転車ネットワーク計画の策定については、計画通り進められている。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	放置自転車の防止については、計画通り移送車両の拡充と土日の移送を実施することで移送回数が288回増加した。 自転車駐車場の整備については、計画通り整備を行い収容可能台数を316台増やした。 自動車駐車場は、計画通り現状維持に努めた。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	放置自転車台数の低減は着実に進んでおり、移送回数の増加による効果があったと考えられる。
総合的な駐輪対策計画は、計画通り進められている。今後とも移送自転車台数の増加による放置自転車の削減及び適地があれば積極的に自転車駐車場の整備を進めていく。 北区自転車ネットワーク計画の策定については、計画通り進められた。今後は、計画に基づく自転車レーン等の整備を順次行っていく。	

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	定例的な違法駐車等防止活動の実施 自転車駐車場の整備及び撤去活動の強化 北区自転車ネットワーク計画を策定予定（H31.3）	施策にどのような影響が予測されるか 東京都は、自転車活用推進法の施行に伴い、「（仮）東京都自転車活用推進計画」を策定する。区においても、自転車関連の総合計画として、今後は、（仮）北区自転車活用推進計画」を策定していく予定としている。そのため策定予定の北区自転車ネットワーク計画はその計画に移行する予定である。 予測される影響への対応 今後、策定予定の「（仮）北区自転車活用推進計画」では、シェアサイクル、駐輪場整備計画、自転車ネットワーク計画など自転車に関する総合計画となることから、自転車における施策、事業体系が確立される。
都	自転車利用者や自転車使用事業者等に対して、適正な利用に必要な技能及び知識の習得、自転車の点検整備の実施等、自転車の安全利用に取り組むよう条例を制定した。	
国	自動車の交通渋滞の解消に努めている 自転車活用推進法（H29.5施行）の施行に伴い、国土交通省では自転車活用推進計画を閣議決定（H30.6）した。	
その他	違法駐車等防止活動及び放置自転車クリーンキャンペーンについては、交通安全協会及び警察署を通じて民間の協力が得られている。	

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
自転車駐車場の整備を望む割合は高いが、整備状況について不満に思う割合が高い。		

単位施策の検証	
単位施策	①違法駐車・放置自転車の防止
施策の方向についての妥当性	違法駐車及び放置自転車の防止は、円滑な自動車交通環境を確保することが歩行者等が安心して歩道等を通行するために必要な対策である。そのためには利用者のモラルを高め、快適な区民の生活環境を確保するためにも継続的な取り組みが必要である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②駐車場・自転車駐車場の整備
施策の方向についての妥当性	利用しやすい自転車駐車場や指定置場を設置・増設することにより自転車駐車場の利用効率が上がり、駅周辺の放置自転車をなくすことは、都市基盤である道路や駅前広場等の機能を確保、維持するために必要である。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③歩行者・自転車利用しやすい環境づくり
施策の方向についての妥当性	自転車が安心して走れる道路上の空間等の整備環境を推進していく必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
駐車場・自転車駐車場の整備
②重点事業及びその理由
駅周辺の放置自転車の多くは買物等の一時利用によるものが多く、特に赤羽駅周辺には一時利用のための自転車駐車場が少ないため路上にコイン式の自転車駐車場の整備を行う必要がある。 今後は、赤羽駅東口周辺に加え、可能な限り駅周辺に自転車駐車場を整備する予定である。
中長期的方針
平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行された。法律の中に「環境負荷の低減」「災害時の交通機能」「健康増進」など、自転車の活用を推進することが明記された。交通体系の中で自転車の役割が大きく求められている。又、高齢化率の高い北区では健康増進等が重要な課題となっており、自転車活用の推進に関する施策の充実が必要である。引き続き、自転車駐車場の需要が高まることから既存の空間を利用したコイン式自転車駐車場の整備を行っていく。合わせて放置自転車の移送強化も継続して行う。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり				
政 策	4 情報通信の利便性の高いまちづくり				
基本施策	(1)情報通信基盤の整備			コード	030401
単位施策	①区民が利用しやすい情報通信基盤の整備				
	②区政の高度情報化				
施策評価 担当部局	区民部		施策所管課	区民情報課	

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(1)情報通信基盤の整備
対象	すべての区民、区職員
意図	区民の利用しやすい情報通信基盤の整備を進める
結果	だれもが安心して利用できる区民サービスと簡素で効率的なスピード感ある区政運営が実現される。

実績の評価	
計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	区内及び区施設の必要な情報基盤は整備されている 区施設を網羅した情報通信基盤の整備や、それを生かした情報システムの開発、運用が進められている 共同運営電子申請等インターネットでの手続きを区の業務で可能なものに取り入れている
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	区ホームページへのアクセス件数は、ほぼ増加傾向にある。 区施設の情報通信基盤は整備されている。 インターネット利用による電子申請は年々増加している。

区内の情報通信基盤は整備され、都市部として必要な水準をみたしている
 区施設の情報通信基盤は整備され、電子区役所として機能している
 ICTの有効活用は着実に拡大している。
 情報通信基盤の整備に伴い、区の業務のシステム化が進んでいる

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	区役所内の情報通信基盤は着実に整備が進められ、一定水準に達している。今後は維持管理を含めた全体最適化が課題となっている。 区民とともに区政を推進するために、ホームページの改善が行われ、オンライン手続も進めている。 区役所の情報通信基盤においては、強靱化を実施するなど情報セキュリティの強化に努めている。	施策にどのような影響が予測されるか 区内の情報通信基盤について、今後は維持管理を含めた全体最適化が課題となる 区政に関する一層の情報提供、透明性、効率性等の拡大が求められる。 情報通信基盤への新たな脅威（標的型攻撃、WEB感染型マルウェア、今後発生する未知の脅威） 地方自治体が保有するデータの容易な活用の要求強化
都	平成28年3月に「東京都における情報通信施策の展開に向けた現状・課題と今後の方向性」を策定、ICTを政策実現のツールとして利活用することを通じ、地域活性化や新ビジネスの創出等を目指す「都民生活の質の向上」の実現に向けた取り組みを進めている。	予測される影響への対応 オンライン手続の一層の拡大やITCを活用した区民が利用しやすい情報基盤の整備 全体最適化を目指した技術（クラウド・仮想化）の検討 情報通信基盤への新たな脅威に対する防御の強化 官民データ活用推進に関する計画の整備
国	平成25年6月に「世界最先端IT国家宣言」を閣議決定、平成28年12月には国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するための「官民データ活用推進法」が公布・施行された。平成29年6月には「未来投資戦略2017」が閣議決定され、データ活用基盤の構築・制度整備、マイナンバーカードの利活用推進等、ICT政策の方向性が示された。さらに、2020年に向けた社会全体のICT化の推進を行っている。	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
携帯電話やパソコンといった情報端末の所有が90%を超えており、区民生活に深く浸透している。一方、インターネット等による電子自治体の推進に対する満足度0.1と低く、施策の重要度も0.3と低い		

単位施策の検証	
単位施策	①区民が利用しやすい情報通信基盤の整備(⇒廃止を検討)
施策の方向についての妥当性	今後、区の情報通信基盤の整備は、災害等緊急対策や全体の最適化など「計画的・効率的な行財政運営の推進」の一環として整備を進めていくこととなる。オープンデータは、様々な地域課題を解決するための貴重な資源としてとらえることが重要である。 区内や区施設の情報通信基盤は一定の整備が進んでおり、単位施策として区政の高度情報化と別に位置づける必要はないため、単位施策自体の廃止を検討
妥当性の検証	C:妥当性は薄れている(方向性や再編等の見直しが必要)
単位施策	②区政の高度情報化
施策の方向についての妥当性	マイナンバー制度の実施に伴う行政手続オンライン化の拡大やスマートフォン等の情報端末利用拡大等への対応など、ICT技術の有効活用は、すべての業務において一層必要なものになっている。また、地域課題の解決に資するように、多様な人に情報資源として利用されるオープンデータを推進する。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
区政の高度情報化
②重点事業及びその理由
平成27年3月に策定した「北区情報化基本計画2015」では、計画のビジョンを「情報通信技術を活用し、地域と行政の基盤を高度化、効率化し、真に利便性の高い電子自治体を構築する」とし、区民サービスにおける情報化の推進、地域における情報化の推進、行政における情報化の推進について目標を定めている。今後、情報化施策は、急速に進む著しい技術革新を踏まえ、情報通信における社会的インフラとしての情報端末(スマートフォンなど)の区民への浸透やマイナンバー制度、行政手続きのオンライン化、オープンデータの動向を視野において、進めていく必要がある。 また、区の情報通信基盤は、災害等緊急時にも対応できるような基盤強化と、個別システムだけでなく全体の効率化、効果化という全体最適化が重要な課題になる。
中長期的方針
本施策の方針や具体的な重点を置く単位施策・事業は、区の多くの部署にかかわるものであるため、区の中長期的な情報化施策の計画である「北区情報化基本計画」の中で検討され、定められるべきものである。しかしながら、急速に進む著しい技術革新により、短期間に情報化施策を取り巻く状況は急変するため、そのような環境に即した内容にする必要がある。 現行の計画である「北区情報化基本計画2015」が、計画期間10年の半分を経過する平成31年度に予定しているローリングに合わせて見直し検討を行うこととする。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり				
政 策	4 情報通信の利便性の高いまちづくり				
基本施策	(2)情報活用能力の向上			コード	030402
単位施策	①情報活用能力の向上				
施策評価 担当部局	区民部		施策所管課	区民情報課	

1 施策の現状整理	
基本施策の目的	
基本施策	(2)情報活用能力の向上
対象	すべての区民
意図	ICTを有効活用できるようにする。
結果	格差なく情報通信の利便性を享受し、区民、事業者、団体等と協働して、防災、子育て支援など地域の課題の解決に役立てる。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	文化センターの情報活用講座の参加者数は、区民が日常的に情報通信機器を使用し、活用能力が高まっていることを示している。 区立小中学校におけるICT整備(無線LAN、タブレット等)は計画どおり全校に導入となる見通しである
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	区ホームページアクセス数、施設予約システム利用件数、図書予約システム利用件数など、各成果指標となる利用件数は伸びており、情報活用能力の向上を示している。
情報通信基盤の整備、スマートフォンなど情報機器の日常的な使用による普及拡大により、区民の情報活用能力は高まっており、それに伴い、区のオンラインサービスの区民利用も拡大している。	

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	小中学校の情報教育は、IT機器が整備され、各教科の中で実践的に行われている。 区内の情報基盤の整備、情報機器の普及に伴い、区民全体の情報処理能力は向上しているが、情報弱者の情報格差へのサポートは継続して取り組む必要がある。利用しやすい（アクセシビリティ）への配慮として、北区ホームページでの音声読み上げソフトや文字拡大などの対応を行っている。 情報利用における情報セキュリティや情報モラルの問題が増大している。	施策にどのような影響が予測されるか 技術革新により、新たな情報機器が普及し、利便性、使い勝手の向上が進んでいるが、すべての区民が必要な情報活用をできるようにする必要がある。 情報利用の拡大に伴い、情報セキュリティや情報モラルの問題が一層深刻化することが予測されるため、対策を強化していく必要がある。 予測される影響への対応 情報格差を解消させる取り組み 情報セキュリティ対策の強化
都	都民の情報活用能力向上のための施策の方向等は特に示されていない。	
国	平成25年6月14日に2020年に世界最高水準のIT利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標とした「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定し、その中で「国民全体のITリテラシーの向上」が示された。	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
インターネットへの接続は約7割だが、区政情報の入手先では、圧倒的に北区ニュースが高く、インターネットは約2割にとどまっている。		

単位施策の検証	
単位施策	①情報活用能力の向上
施策の方向についての妥当性	情報通信基盤の整備、情報機器の普及により区民が日常的に情報機器を使用し、情報活用機会が拡大し、区民全体の情報活用能力は高まっている。一方で、情報弱者に対する情報活用のサポートに重点を置いた取り組みを行っていく必要は依然として高い。情報機器を使用した情報の活用が日常化する中で情報セキュリティや情報モラルの問題も深刻化しているため、その対策が重要性を増している。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針	
重点を置く単位施策・事業	
①重点施策	
情報活用能力の向上	
②重点事業及びその理由	
情報機器を使用した情報の活用が日常化する中で、情報格差の解消や深刻化する情報セキュリティ事故などへの対応が必要となってくる。	
中長期的方針	
これまでに、情報活用の学習機会は民間を中心に多様な形で提供が拡大しており、また情報通信基盤の整備や情報機器の普及に伴って多くの区民が日常的にICTを利用し、情報活用機会が増えていることにより区民全体の情報活用能力は高まってきている。 このような中で、情報活用が難しい高齢者や障害者など情報弱者へのサポートに重点を置き、すべての区民が情報通信の利便性を活用して豊かな生活が送れるようにするとともに、安全安心に情報を活用できるように、情報セキュリティや情報モラルの知識の向上に取り組んでいく必要がある。	

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり				
政 策	5 快適な都市居住の実現				
基本施策	(1)良質な住宅の供給			コード	030501
単位施策	①民間住宅の供給誘導				
	②公的住宅の供給・維持管理				
	③住宅の維持管理・建替えの支援				
施策評価 担当部局	まちづくり部		施策所管課	住宅課 企画課	

1 施策の現状整理	
基本施策の目的	
基本施策	(1)良質な住宅の供給
対象	北区への居住希望者
意図	様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅を供給することで、安心して住み続けられる良質な住宅ストックの形成を図る。
結果	様々な世帯層が、住み続けやすい環境となり、定住化が定着している。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	公的住宅の供給・維持管理については、平成26年に策定(平成27年改定)した「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画」に基づき、計画的に事業を実施している。 住宅の維持管理・建替えの支援事業については、自己所有の住宅のリフォーム等を支援し、快適な居住環境を確保している。また、分譲マンションの耐震化を促進するため、東京都と連携し、平成26年度及び平成28年度に個別訪問による啓発活動を実施した。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	区営住宅9棟のEV設置、新設準備1カ所(浮間四丁目)、区営高齢者住宅の開設1カ所(赤羽北)、新設準備2カ所(滝野川三丁目・栄町) 分譲マンションの耐震化を促進するため、引き続き分譲マンション管理無料セミナー等を活用するなどPR活動を積極的に行う。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	同一団地の別棟で過年度にEVを設置したEV無し住棟の居住者から、EVの早期設置要望が上がっている。 民泊や震災等の時事的な事柄による影響が少なからずあるものの、分譲マンション管理無料セミナー等での建物の維持管理に対する啓発により、劣化診断や個別相談等の実績につながっている。
公営住宅の建替え等は、既存の建物の長寿命化を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減につながる建替え計画を実施する。 また、引き続き、自己所有の住宅の長寿命化を支援していきます。また、分譲マンション管理無料セミナー等を活用して、分譲マンション耐震化の促進を進めていく。	

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	「北区公営住宅のストック活用及び長寿命化計画」に基づき、実施している。	施策にどのような影響が予測されるか 補助金を最大限に活用するためにも、国や都の方針や考え方への即時対応を求められる。 予測される影響への対応 公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を実現する上で、更なる公営住宅等の長寿命化とライフサイクルコストの縮減が求められる。
都	公営住宅の建替え及び修繕について、補助金事業を実施している。	
国	長寿命化計画に基づく事業について、補助金事業を実施している。	
その他		

区民ニーズ

単位施策の検証	
単位施策	①民間住宅の供給誘導
施策の方向についての妥当性	計画事業となっている学生向け住宅の誘致については、時期・場所ともに検討中の課題となっている。住宅の建設、建替えにあたっては、良質な住宅ストックの形成に向けて、様々な角度から検討を重ねていく。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②公的住宅の供給・維持管理
施策の方向についての妥当性	既存の区営住宅は、順次建替え時期を迎えるため、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、長寿命化計画に合わせて進めていく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③住宅の維持管理・建替えの支援
施策の方向についての妥当性	分譲マンションの適正な維持管理を促進するために、相談体制の提供や助成制度の活用によって、一部高齢化が進んでいる管理組合を支援していく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
公的住宅の供給・維持管理
②重点事業及びその理由
区営住宅の建替え 住宅セーフティネットの構築を進め、住宅の困窮度が高い世帯の居住の安定を図るため。
中長期的方針
建替え時期を迎える区営住宅については、土地の有効活用など、様々な建替え手法を総合的に検討する。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	5 快適な都市居住の実現		
基本施策	(2) 良好な住環境の整備	コード	030502
単位施策	①まちづくり事業と連動した環境の整備		
	②みどり豊かな住環境の整備		
	③大規模住宅団地の建替え・再生		
施策評価 担当部局	まちづくり部	施策所管課	まちづくり推進課・十条まちづくり担当課・王子まちづくり担当課・住宅課・建築課・土木政策課・環境課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(2) 良好な住環境の整備
対象	区内の居住者(転入等による将来居住者含む)
意図	多様なまちづくり事業や大規模住宅団地の建替・更新等の機会を生かした公共施設整備や、区民や民間事業者との協働による緑化の推進など、地域特性に応じた土地利用を推進・誘導する。
結果	住み続けたい、移り住みたいと思われる良好な住環境を整備する。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	<老朽家屋対策>平成28年度に空家実態調査を実施するとともに、空き家相談窓口の開設や個別相談・所有者向けの講演会を実施した。 <居住可能な空き家対策の検討>平成29年度は区の諮問機関として空家等対策審議会を設置し、空家等対策計画を策定した。今後は「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき策定した北区空家等対策計画を積極的に推進し、総合的な空き家対策を実施していく。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	概ね計画通りに事業量を達成している状況にあるが、民間主体の市街地再開発事業や、修復型の防災まちづくり事業など、区が活動量をコントロールしきれない事業もあり、それぞれの事業の特性に応じて指導・助言・周知の徹底等手段を講じて事業の推進・促進を図っている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	東日本大震災を機に改めて首都直下地震の切迫性に鑑み「地震・水害に強い安全・安心なまちづくり」に全力で取り組んできた結果、防災まちづくり面では志茂三丁目において平成27年度の防災街区整備地区計画の都市計画決定を布石に、本区で初の防災街区整備事業(共同建替え)の事業化に辿り着けた。「区民とともに」の区政運営の基本姿勢のもと、官民の役割分担により、区は事業環境を整え土地利用等を誘導し、民間は地区計画など一定のまちづくりルールのもと事業を進める格好のモデルケースとなった。今後もこのスタンスを確実なものとして、まちづくりを一層進めることが重要である。

防災街区整備事業による共同建替えや住民発意の市街地再開発事業など、民間主導のまちづくりによる住環境整備が進んでおり、事業検討の初期段階から区が支援してきたことの成果が着実にあがっている。

また、都市防災不燃化促進事業による住宅の建替えや密集事業による公園・道路整備も、区民や民間事業者と協力しながら地道に成果をあげているところであるが、切迫した首都直下地震の備えを進めるためにも、関係機関が進める事業とも連携を図りながら、一層の住環境整備を進めていくことが重要である。さらには、老朽化等により更新の時期を迎えた公共施設整備についても計画的に進めていく必要があり、それを機会とした住環境整備も積極的な展開を必要とする。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	豊島四丁目大規模工場跡地等では地区計画（平成16年度策定、平成28年度改定）を導入し、公共施設を再編・整備するとともに、道路公園等の整備、有効空地の確保、住宅供給を適切に誘導している。また、市街地総合整備事業（拠点型）を活用し、周辺の公共施設等の整備もあわせて進めている。 木造住宅密集地では、住宅市街地総合整備事業（密集型）に基づき事業展開するとともに、防災街区整備地区計画を導入し、防災性の向上を図っている。 主要駅周辺での市街地再開発事業の事業化・具体化や、大規模な共同住宅整備も計画されており、保育園・学校等公益施設需要などを含めた住環境の整備についても庁内連携を進め調整を図る必要が生じている。	施策にどのような影響が予測されるか 各まちづくり事業のより積極的に活用することで、地区の特性に応じたきめ細やかな住環境を整備するとともに、道路、公園等の公共施設を整備を進めることで、地域のきずなづくりにもつながる良好な居住空間を整備する必要がある。 東京都や民間の事業にあわせて周辺の公園・道路整備や公共施設再編を進め、地域一体のまちづくりを進めるとともに、土地の高度利用により創出される用地においては、民間活力導入が福祉インフラ等の地域の行政需要に応えるものとなるよう、地域や関係機関と調整する必要がある。
都	東京都住宅マスタープラン（平成29年3月）では、都営住宅の現在のストックを最大限活用し役割を果たすとともに、耐震改修や老朽化した住宅の地域特性を勘案した計画的な建替えを進めるとしている。また、公共住宅の建替えによる創出用地について、福祉インフラ整備への活用を進めるともしている。 木密地域不燃化10年プロジェクトは平成32年度までの事業期間となっており、その後の事業展開を検討している。	予測される影響への対応
国	UR都市気候（独立行政法人）が平成19年12月に策定した「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」では、人口・世帯減少、都市のコンパクト化への対応を新たな方向性として、平成30年度までに、約77万戸のうち約5万戸を削減、平成60年度頃までに概ね3割を削減するとしている。区内には約1万2千のUR賃貸住宅があり、これらの動きも注視していく必要がある。	UR都市機構や民間の事業について、高齢化及び将来の人口減少に対応しうる持続可能なコミュニティ形成に配慮した、地域一体の良好な住環境整備につながるよう誘導する。 地域や関係機関に対しては、各まちづくり事業の効果等を事前明示するなど、行政が積極的かつ丁寧に関わりかけることで、事業への理解を深めてもらう。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
区の将来像では、「健やかに安心して暮らせるまち」が5割を超え最も高く、さらに全ての年齢で最も高くなっている。次いで「安全で災害につよいまち」が約4割となっている。また、自身が住んでいる地域の将来像では「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が5割を超えて最も高い。これらのことから、本基本施策は、区民ニーズに沿ったものであると言える。		

単位施策の検証	
単位施策	①まちづくり事業と連動した環境の整備
施策の方向についての妥当性	快適な住環境整備には、防災性や利便性、緑化など様々な側面から進める必要があり、多様なまちづくり事業と連動した整備は引き続き必要となる。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②みどり豊かな住環境の整備
施策の方向についての妥当性	住宅の建替えに伴う緑化などは、区民との協働による緑豊かな住環境整備へつながっており、今後も地道に、堅実に取り組む必要がある。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③大規模住宅団地の建替え・再生
施策の方向についての妥当性	大規模団地の建替えによって、建物の高度利用による新たな緑地や空地の創出、良好な住環境の整備に寄与していく。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
まちづくりの事業と連動した住環境の整備 大規模団地の建替・再生
②重点事業及びその理由
赤羽駅周辺のまちづくりの推進、十条駅周辺のまちづくりの推進、赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進、王子駅周辺まちづくりの促進 主要駅周辺の再開発による住宅供給は、新しい世帯の定住化が期待できるだけでなく、教育環境や周辺まちづくりへの影響も大きく、地域にあったまちづくりへ適切に誘導することが肝要である。 また、老朽化した団地建替事業は、民間の建設事業に比べ道路及び公園整備において、良好な住環境の整備のために重要である。
中長期的方針
住環境整備においては、将来にわたり住民が安心快適に過ごすことができ、地域特性を踏まえたものであることが大切である。そのためには、住宅供給や公共施設整備などにおいては、地域や事業者との丁寧な合意形成もと、協働により各事業を活用し、長期的に取り組む必要がある。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政策	5 快適な都市居住の実現		
基本施策	(3)子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援	コード	030503
単位施策	①子育て世帯の定住促進		
	②子育て世帯の居住継続の支援		
	③高齢者・障害者世帯の居住継続の支援		
施策評価 担当部局	まちづくり部	施策所管課	住宅課、健康推進課、障害福祉課、施設管理課、学校改築施設管理課、学校支援課、教育指導課、子ども未来課、子育て施策担当

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(3)子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援
対象	子育て世帯、若年層、高齢者・障害者世帯
意図	北区に転入する子育て世帯・若年層への定住促進を検討するとともに、子育て支援や教育環境の充実など、子育てしやすい環境づくりを進め、子育て世帯・若年層の定住促進や居住継続の支援、高齢者・障害者世帯の居住継続の支援を行う。
結果	子育てファミリー層・若年層の定住が促進され、人口が増加するとともに、学校などを通じて地域コミュニティへの参加が増加し、まちがにぎわい、様々な世代が快適な住宅に居住して安心な生活ができている。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	子育て世帯の居住支援については、親元近居助成・三世帯住宅建設等助成といった事業により、想定件数を下回ってはいるものの、実績は着実に積み上がっており、ファミリー層の転入や高齢者の定住化に貢献している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	タイムラグはあるが、民間の分譲マンションや建売住宅の建設件数が多いときには、親元近居助成の申請件数が増加する傾向があると思われる。 また、高齢者世帯転居費用助成や立ち退きの場合の助成は、アパートの老朽化に伴う建替えなどが主な理由であり、景気動向などに影響されやすい。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	助成要件や仕様の緩和により助成件数が増加する傾向がみられ、住環境の改善につながった。

両事業とも、計画目標を設定する際の分析をより詳細に検討する必要がある。
また、住宅展示場へのパンフレットの設置等事業のPRを積極的に実施しており、近年は、年に数回、住宅雑誌SUUMOなどにも掲載される等、引き続きPRに努め、助成実績を向上させることにより、住環境の更なる向上を図る。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	北区住宅マスタープラン2010に基づき順次事業を展開していく。	施策にどのような影響が予測されるか 区では、北区住宅マスタープランについて、平成31年度末に向けて改定作業を実施している。また、近年、住宅セーフティネットに対するニーズが多様化している中、多様な主体・分野との連携により、様々な世帯に適切に対応できる住宅セーフティネットを確立し、居住の安定を確保する必要がある。 予測される影響への対応 国が作成した住生活基本計画では、基本的な施策として、「三世帯同居・近居の促進」や、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現」などが提示されている。今後更なる促進を検討する必要性が生じると思われる。
都	平成29年3月に見直された東京都住宅マスタープランでは、「住まいにおける子育て環境の向上」を目標として、近居・多世代同居の促進などが掲げられた。	
国	平成28年3月に見直された住生活基本計画では、「若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」「高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現」「住宅の確保に特に配慮を要する物の居住の安定の確保」などが目標として掲げられている。	
その他		

区民ニーズ

単位施策の検証	
単位施策	①子育て世帯の定住促進
施策の方向についての妥当性	定住については、住宅だけでなく、教育、医療、環境等、子育て世帯が居住地を選択する理由が多様化している。 平成28年3月に見直された国土交通省作成の住生活基本計画では、今後の方向性として、「居住者からの視点」 目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 を掲げており、本計画と合致しているため、推進していく。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②子育て世帯の居住継続の支援
施策の方向についての妥当性	定住については、住宅だけでなく、教育、医療、環境等、子育て世帯が居住地を選択する理由が多様化している。 平成28年3月に見直された国土交通省作成の住生活基本計画では、今後の方向性として、「居住者からの視点」 目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 を掲げており、本計画と合致しているため、推進していく。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③高齢者・障害者世帯の居住継続の支援
施策の方向についての妥当性	従来の事業は、平成28年3月に見直された国土交通省作成の住生活基本計画において、今後の方向性として、「居住者からの視点」 目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 を掲げており、本計画と合致しているため、推進していく。また、住宅確保要配慮者への対応については、今後、居住支援協議会を設立し、協議会の意見を重視しつつ事業展開していく。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業

①重点施策

子育て世帯の居住継続の支援
高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

②重点事業及びその理由

住宅確保要配慮者の居住支援事業
新たなセーフティネット制度に合わせ、子育て世帯、高齢者・障害者世帯等の住宅確保要配慮者に対する支援の必要性が、非常に高くなってきている。

中長期的方針

設立予定の居住支援協議会や居住支援法人とともに、住宅確保要配慮者に対する、ハードとソフトの両面からの支援を実施していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備		
基本施策	(1)美しいまち並みの創造	コード	030601
単位施策	①北区らしい景観の創出		
	②景観まちづくりの推進		
	③美化の推進		
施策評価 担当部局	まちづくり部	施策所管課	都市計画課、まちづくり推進課、環境課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(1)美しいまち並みの創造
対象	すべての区民
意図	自発的な取り組みによる景観づくりが促進される
結果	地域特性を生かした魅力的な都市空間の形成
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	景観まちづくりの推進 地域住民の機運の醸成や合意形成に合わせ、協働し事業を推進する必要があるが、おおむね計画に沿って進捗している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	景観届出審査数や景観形成重点地区の指定、景観情報誌の発行や講座の開催、美化ボランティア制度における登録団体数など、景観まちづくりの推進事業においては、地域住民や民間事業者の動向に影響される面もあるが、目標値については、おおむね達成している。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	景観づくりシンポジウムや景観ワークショップ等のイベントにおけるアンケートでは満足度が高く、機運の醸成につながっている。

基本施策を推進するために実施している各単位施策については、着実な成果を上げている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	景観法に基づく届出制度や景観形成重点地区指定、新景観百選の選定の選定などにより、まちづくりにおける景観形成や区民意識の向上に取り組んでいる。 また、まちの美化を進めるために美化ボランティア制度などを活用し、花とみどりで彩られたうるおいのあるまちづくりを進めている。	施策にどのような影響が予測されるか 新たな景観形成重点地区の指定や自主的な景観づくりの普及啓発活動により、景観まちづくりへの機運が醸成されるとともに、より地域に即した景観まちづくりを進めるための規制誘導が行われる。
都	平成19年3月、景観法に基づく景観計画を策定し、景観行政団体としての景観行政を推進している。 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が施行、「東京都受動喫煙防止条例」が都議会で採択された。	受動喫煙対策の一環で、屋外での喫煙が増えることが予想される。 予測される影響への対応
国	美しい国づくり政策大綱(平成15年7月策定)に即して、各種の施策を展開している。平成17年6月に景観法を施行し、都市計画法や屋外広告物法等の関連法規の改正など総合的な整備を図るとともに、税制や補助制度などの総合的な施策を実施している。 また「健康増進法」の改正案が可決され、受動喫煙対策が強化される。	景観づくりに関する情報提供を積極的に行い、区民や事業者の景観意識の啓発及び景観まちづくり活動の支援を行う。 届出対象行為に対して、届出や事前協議、事前相談により、良好な景観形成を誘導する。 景観形成重点地区や景観形成方針地区への指定を推進する取り組みを行う。 美化ボランティア制度による活動の周知、支援を行う。
その他		区との協働による歩きタバコ禁止等のキャンペーンを強化していく。

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	27,28年度	景観づくりシンポジウム、ワークショップにおけるアンケート
観光振興に関する取組みの中で、重視すべきだと思う取組みは、「地域の自然、歴史的な建造物など景観やまちなみの保全」が5割近くと最も高くなっている。		シンポジウム、ワークショップの内容について、8割以上の参加者が良かったと回答している。	

単位施策の検証	
単位施策	①北区らしい景観の創出
施策の方向についての妥当性	地域の特性に応じた方針と景観形成基準を設定し、景観づくりを推進していく。最近では、建物自体の景観に付加価値をおくことへの重要性も浸透し、助言、指導事項を設計に反映することも多くなっている。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②景観まちづくりの推進
施策の方向についての妥当性	重点地区指定により、地区独自の景観まちづくりの目標、方針、基準が策定され、地域住民の自主的な取り組みにより、良好な景観づくりが促進される。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③美化の推進
施策の方向についての妥当性	美化ボランティア活動により、区と地域住民の協働による地域美化が促進される。また、指定喫煙場所の環境改善により、迷惑喫煙防止も図られる。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
北区らしい景観の創出 景観まちづくりの推進
②重点事業及びその理由
景観形成重点地区の指定 中央公園周辺地区を景観形成重点地区に指定することにより、地区固有の景観資源や景観特性を活かした良好な景観まちづくりを区民協働により推進する。
中長期的方針
北区が目標とする「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」を推進する上では、北区を特徴づけるさまざまな景観的な要素を「区民とともに まもり つくり そだてる」ことが必要である。このため、地域特性を活かした個性ある景観形成及び美化の推進を区民とともに進めていかなければならない。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備		
基本施策	(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成	コード	030602
単位施策	① 区民主体の身近な公園づくり		
	② 季節感あふれる公園づくり		
	③ うるおいのある水辺空間づくり		
施策評価 担当部局	土木部(まちづくり部)	施策所管課	土木政策課、道路公園課(まちづくり推進課、十条まちづくり担当課)

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成
対象	公園、水辺等を利用する不特定多数の人(区民ほか)
意図	美しい街並みやみどりあふれる魅力的な公共空間を整備する。
結果	だれもが愛着を感じ、やすらぎとうるおいを感じることができる。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	公園整備には、用地買収や土地賃借契約等による用地の確保が必要であるが、その過程の用地交渉期間が不確定のため、整備完了時期に影響を与える。また、企業者(ライフライン)調整や予測しない不慮のできごと(企業者工事、土壌汚染問題)があり、整備完了時期に影響がでることから一部遅延している。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	「区民主体の身近な公園づくり」や「季節感あふれる公園づくり」において、協働による整備を推進をしているが、公園の新設整備においては、許可使用者との立退き補償交渉において時間を要し一部遅延している。 「うるおいのある水辺空間づくり」においての、荒川緑地への指定管理者制度導入箇所数は、ほぼ予定通りとなっている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	「区民主体の身近な公園づくり」においての補足指標として、「美化ボランティア」の団体数は横這いの数値であり、公園等への愛着があると判断できる。また、「区民の意識・意向調査」における生活環境評価において、「公園・広場・子どもの遊び場などの公共空間」の満足度は普通との評価であるが、「地域の将来像」の期待度では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が5割を超え最も高くなっており、より一層の整備推進が望まれていることが理解できる。

基本計画、中期計画に基づき事業を推進しており、単位施策の方向性は、基本施策にあったものと判断する。

公園等の整備においては、地域住民の意見、要望を取り入れ、可能な範囲で公園の整備内容に反映させている。また、新設公園、再生整備の整備箇所数においては、許可使用者との立退き補償交渉や企業者占用工事の長期化による影響で、進捗が遅れている。また、「水辺空間づくり」においては、平成29年4月より荒川岩淵関緑地バーベキュー場および荒川岩淵関緑地駐車場に指定管理者制度を導入し、稼働率の向上や経費の縮減を図るとともに、利用者の満足度を向上させ、区民サービスの向上を図っている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	今までのような大規模な国公有地はあまり見込めないが、今後も団地の再編等に伴い、公園空間の誘導、確保を図る。一方、既存公園（公園・児童遊園含め約200箇所）施設の老朽化に伴い、計画的に全面改修、補修・修繕を行い安全で快適な公園空間を維持していく必要がある。また、既存公園ではそれぞれの価値観の違いから、ペットの連込みなど容易に解決できない問題も発生している。	施策にどのような影響が予測されるか 東京が目指す公園づくり「パークマネジメントマスタープラン」（平成27年3月改定）に基づき、時代のニーズにあった公園整備および経営を推進していくことが必要となる。 また、従来の行政主導の事業手法から、区民・NPO・企業（民間活力）と連携しながら区民の視点にたって整備、管理していく手法に転換することが必要となっている。 予測される影響への対応 今後、機会を捉えて新設公園整備を誘導しつつ、公園長寿命化計画の視点から既設公園の計画的な施設修繕へ配分をシフトしていく。 また、公園利用のあり方については、区民の声を十分に聞き調整しながら、地域ごとに公園のルールを検討していく。
都	都は「2020年に向けた実行プラン（平成28年12月）」において「豊かな自然環境の創出・保全」という緑施策を柱とするとともに、2020年までに都立公園を95ha開園するという目標を掲げ、緑あふれる東京の実現に向け、緑のネットワークの拠点となる都立の都市公園（都立公園）の整備を行っている。	
国	社会資本整備重点計画においては、一人当たり公園面積といった都市公園事業における指標だけでなく、都市の緑とオープンスペースにおける総合的・事業横断的な指標を定めている。一方、少子高齢化社会の急速な進展・人口減少への転換、循環型社会構築の必要性、地域活力の回復等、公園を取り巻く社会環境が大きく変貌している状況がある中、時代を反映した公園整備が必要と考えている。	
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
生活環境評価において、「公園・広場・子どもの遊び場などの公共空間」の満足度は普通との評価であるが、「地域の将来像」の期待度では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」が5割を超え最も高くなっている。また、「生活圈・行動圏」調査においても、「公園、児童遊園、遊び場」が4割を超え1位となっている。		

単位施策の検証	
単位施策	①区民主体の身近な公園づくり
施策の方向についての妥当性	公園等を整備する前に、地域住民の声を聞くこと自体には変更の余地はなく、今後も「区民とともに」の基本姿勢に基づいて、区民との協働による公園づくり、身近に親しめる地域特性を生かした魅力ある公園づくりを推進する。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	②季節感あふれる公園づくり
施策の方向についての妥当性	自然環境や歴史的資源を継承し、特色ある緑豊かな空間、また、四季折々の草花、野鳥や昆虫等の生物に触れ合える季節感にあふれた空間の整備を進めると共に地域の特性を生かした公園を整備する。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない
単位施策	③うるおいのある水辺空間づくり
施策の方向についての妥当性	『荒川将来像計画2010(地区別計画)[北区]』に基づき、事業を推進している。 また、30年度のロゼ(政策課題研究会)において、水辺空間の活用をテーマとしており、北区の河川における有効な活用方法について検討を行っている。
妥当性の検証	A:妥当性は持続しており、全く変更の余地はない

3 基本施策達成に向けた中長期的方針
重点を置く単位施策・事業
①重点施策
季節感あふれる公園づくり
②重点事業及びその理由
【名主の滝公園の再生整備】 平成30年度より、基本設計を実施していく公園であり、魅力ある公園づくりを推進する中で、1番手として位置づけられている。江戸時代に名主である畑野家が自宅に開いたのが始まりの歴史ある公園で、豊富な樹木に覆われた都会のオアシスであり、特徴を損なわない季節感ある老若男女の憩いの場としての整備を推進する。 【飛鳥山公園の拡張整備】 園内の使用許可権利者(さくら新道)と不法占有者との交渉を継続し、立退きを求め、その後の設計を通して歴史的な背景を活かした、季節感あふれる公園整備を推進する。また、本公園では、民間活力による維持管理を視野に入れて整備を検討していく予定としている。
中長期的方針
区民が愛着を感じ、訪れる人にやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するためには、公園や緑地は必要不可欠である。しかし、これまでのような大規模な国公有地の土地取得及び公園整備は見込めないため、既存の団地再編等に伴った、積極的な土地利用の誘導を図り、魅力的な公園づくりに取り組んでいく。 中期計画では、既存公園の飛鳥山公園を優先整備公園として、戦略的、効果的に用地取得を行い整備を進めていく。 そのほか、まちなかお花畑整備事業、街区公園・児童遊園の新設及び再生整備など、今後も、魅力ある都市空間を形成するとともに、地域の方が気軽に参加できる環境(美化ボランティアなど)を整備する取り組みを継続していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	7 持続的な発展が可能なまちづくり		
基本施策	(1)環境に負担の少ないライフスタイルへの転換	コード	030701
単位施策	①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み		
	②啓発活動・環境学習の充実		
施策評価 担当部局	生活環境部	施策所管課	環境課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(1)環境に負担の少ないライフスタイルへの転換
対象	すべての区民、事業者及び区
意図	地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図る
結果	将来世代に承継できる持続的な発展が可能なまちをつくる「地球市民」となる
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	新エネ・省エネ導入の促進につき、一般住宅や集合住宅の助成件数は年々増加し、新規事業である省エネ道場の開催回数等拡充を図り、計画通り進捗している。事業目的である、区民・事業者への省エネ機器導入の充実や子どもの頃からの環境教育とも整合し、妥当性もある。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	単位施策の活動指標である新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度利用件数、省エネ道場参加者数及び小学5年生とその家族の環境活動自己診断参加者数は増加し、分譲マンション等の省エネ診断・提案数については年により増減があるが一定数の活用は維持されており、各々目標に向け推進できている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	地球環境に負担の少ないライフスタイルの実現に向け、区民・事業者及び区有施設の新エネルギー及び省エネルギー機器等の導入件数は増加し、温室効果ガス排出量の削減が見込まれる。また、子どもの頃からの環境学習の実践の場としての省エネ道場の参加者数も増加している。

「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度」の利用件数につき、太陽光発電システムの導入件数は減少しつつあるが、他を含めた全体としての助成利用件数は年々増加している。また、本計画策定より開始された「省エネ道場」事業においても、参加者数は順調に推移している。しかし、区民の住居として集合住宅の割合が高い背景の中、「分譲マンション等の省エネ診断・提案数」についての利用件数は一定しておらず、制度を開始してから丸4年を経過しているが、区民に対する情報提供の不足や需要とのミスマッチ等が今後の事業展開の考慮要素となる。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	平成26年度に策定した、「北区環境基本計画2015」に基づき、4つの基本方針に基づき、環境施策を推進している。また、地球温暖化対策についての計画として、昨年度「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」及び「第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、目標を設定し、具体的な活動に向けた取組みを行っている。	施策にどのような影響が予測されるか パリ協定を踏まえた国の温室効果ガス排出削減量の中期目標では、2030年度において2013年度比26.0%削減との高い目標を掲げ、区においても同様の水準で設定し、策定している。そのため、その実行性や実現可能性に向けた取組みが要求される。 予測される影響への対応 既存事業の有効性の評価を適切に行い、地球温暖化対策に係る活動の主体となる区民・事業者の参画を様々な場面で促進し、各主体が連携して取り組めるような仕組みづくりを推進する。また、北区役所は区内最大の事業者として、省エネルギー、省資源な環境配慮行動を自ら実践し、区民・事業者の模範となるよう率先的な取組みを目指す。
都	平成28年度に策定した「東京都環境基本計画」にて、政策の目標や方向を示し、スマートエネルギー都市の実現、持続可能な資源利用などを示し、環境施策を総合的に展開していくとしている。	
国	平成30年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことと、また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくことを目標としている。	
その他	23区では千代田区を除く22区で「環境基本計画」を策定し、ほぼ全ての区においても「北区地球温暖化対策地域推進計画」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定の上、目標達成に取り組んでいる。	

区民ニーズ

29年度	北区地球温暖化対策地域推進計画の改定に関する区民意識調査	29年度	北区地球温暖化対策地域推進計画の改定に関する事業者意識調査
地球温暖化については、重要と考えている人の割合が約9割と大半を占め、「負担にならない範囲で取り組みたい」との考えが約半数である。区の施策として、「車から公共交通や自転車への利用転換の促進」、「新エネルギーや省エネルギー型機器などに関する情報の提供」について、評価が低かった。		地球温暖化対策の取組みに対する考え方については、「企業の社会的責任」が6割と高いが、エネルギー使用量の管理方法は、「現在やっていないし、今後もしない」が約半数を占め、設備・システム及び環境マネジメントシステムにおいても、導入予定がないとの回答が大半を占めた。	

単位施策の検証	
単位施策	①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み
施策の方向についての妥当性	新エネルギー・省エネルギー機器等の導入助成制度の充実・利用促進を図るうえで、区民へのきっかけづくり、情報提供を適切に進めていく必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②啓発活動・環境学習の充実
施策の方向についての妥当性	みどりと環境の情報館(エコベルデ)や自然ふれあい情報館などの施設を活用して、体系的な環境学習システムの構築を図り、学校等と連携した「子どものころからの環境教育」を推進していく。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み 啓発活動・環境学習の充実
②重点事業及びその理由
新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成事業・省エネ道場事業 区民・事業者への省エネ機器導入のさらなる充実と情報提供を図る必要があり、子どもの頃からの環境教育の推進や、区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりを推進していく。
中長期的方針
北区における二酸化炭素の排出量が今後も増加することが見込まれるため、温室効果ガスの削減目標の達成に向けた新たな取組みを進めていく必要がある。目標達成に向け、省エネ・再エネ・蓄エネシステムの効果的な支援方策を検討し、家庭や事務所等での普及を促進し、エネルギーに対する意識を一過性で終わらせないよう、区民・事業者への情報発信を強化しながら、地球環境に配慮した行動の意識啓発を進め、低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及・定着を図っていく。また、区民・事業者・区が連携・協働して、エコ活動に取り組むための環境学習の場や機会の拡充及び次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実を図る。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	7 持続的な発展が可能なまちづくり		
基本施策	(2)資源循環型システムの構築	コード	030702
単位施策	①区民・事業者・区の協働による3Rの推進		
	②更なるごみの減量化		
	③事業系ごみの適正処理の推進		
施策評価 担当部局	生活環境部	施策所管課	リサイクル清掃課・北区清掃事務所

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(2)資源循環型システムの構築
対象	すべての区民、事業者、ボランティア、市民活動団体、区
意図	循環型社会の構築(環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使い、再資源化などにより廃棄されるものを最小限に抑える社会をつくる)
結果	将来世代に継承できる持続的な発展が可能なまちをつくる。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	ごみ減量目標の達成が難しい。理由としては、人口の増加による家庭ごみの増加や、経済の緩やかな回復基調による事業系ごみの削減量が少ないことが挙げられる。また、単位施策のうち、集団回収は高齢化による担い手不足や、地域コミュニティの変化による参加者数の減少が考えられ、回収量は減少傾向が続いている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	北区一般廃棄物処理基本計画2015の計画期間(平成27年度から平成30年度までの10年間)で目標とした指標1「ごみ排出量20%削減」については、年度ごとの途中経過ではあるが目標を達成できていない。指標2「区民1人1あたりのごみ量」は途中経過であるが目標を達成してきている。これは人口増加や事業系ごみの動向により区全体のごみ量は想定よりも削減できなかったが、人口増が影響しない1人あたりのごみ量は目標値に達している。日本経済が緩やかな回復基調の中で、オリンピックなどによる突発的な事業系ごみの増加も考えられることから、引き続き目標達成に向けて単位施策を展開しつつ、一般廃棄物処理基本計画の改定時に設定した目標値の妥当性について検証していく。

基本施策を実現するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務付けられている「北区一般廃棄物処理基本計画2015」に基づき事業展開を行っている。平成30年度は北区資源循環推進審議会に「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」を諮問しており、今後、答申を受けて平成31年に「一般廃棄物処理基本計画2015」の改定が予定されており、長期的な視点で事業を推進していく予定である。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向（現在及び将来予測）

	現在	将来予測
区	平成30年度は北区資源循環推進審議会に「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」を諮問し、北区がどのような施策を展開していくかを検討しており、答申を受けて平成31年度に「北区一般廃棄物処理基本計画2015」を改定する予定である。	施策にどのような影響が予測されるか 平成30年度には北区資源循環推進審議会の答申を受け、平成31年度に「北区一般廃棄物処理基本計画2015」を改定する予定である。なお、計画改定にあたっては、23区が中間処理を共同で実施していること、また最終処分を東京都に委託していることなどから、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」や23区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」との整合性を図りつつ、循環型社会の構築を目指すための事業を実施していく。 予測される影響への対応 区の不燃ごみの資源化事業の中で、水銀の適正処理に対応していく。また、国や都の災害廃棄物処理体制に注視しつつ、循環型社会を構築するための計画策定や事業展開を図る。
都	2016年3月に、2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿として「東京都資源循環・廃棄物処理計画－Sustainable Design TOKYO－」を策定し、「1資源ロスの削減」、「2 持続可能な調達の普及」、「3循環的利用の推進と最終処分量の削減」、「4適正かつ効率的な処理の推進」、「5災害廃棄物の処理体制」の5つの計画目標を立て施策を展開している。	
国	平成30年6月閣議決定された「第四次循環基本計画」では、環境保全上の支障がないことを前提としつつ、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」を描き、国際的にも展開していく「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、そしてこれらを支える情報、技術、人材等の基盤の将来像として「循環分野における基盤整備」を描いている。	
その他	平成29(2017)年8月16日に発効した「水銀に関する水俣条約」で水銀含有廃棄物の厳格な取り扱いが求められている。	

区民ニーズ

24年度	北区のごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査	
戸別収集は地域ごとに意見が異なる結果であった。小型家電、金属、廃プラスチックの資源回収要望が多かった。		

単位施策の検証	
単位施策	①区民・事業者・区の協働による3Rの推進
施策の方向についての妥当性	廃棄物の減量は、行政の力だけでは実現しない。引き続き区民や事業者の協力を得て取り組む必要がある。家庭ごみの量は人口の増減の影響を受け、オリンピックによる突発的な事業系ごみの増加も考えられるので、廃棄物の発生抑制の視点でもってごみの減量に取り組む必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②更なるごみの減量化
施策の方向についての妥当性	廃棄物はリサイクルだけでは、環境負荷の低減に寄与しない。発生抑制、再使用といわれる2Rの考え方を基本に普及啓発を推進し、更なるごみの減量に取り組む必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③事業系ごみの適正処理の推進(⇒事業系に限らずすべてのごみを対象にする単位施策として再編することを検討)
施策の方向についての妥当性	事業系ごみの適正処理については法令で規定されており、廃棄物の減量施策も徹底されている場合が増えてきている。単位施策の見直しが必要である。
妥当性の検証	C:妥当性は薄れている(方向性や再編等の見直しが必要)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
区民・事業者・区の協働による3Rの推進
②重点事業及びその理由
集団回収支援事業、集団回収事業者認定制度 区民が行っている資源回収を安定的に実施、支援するため、活動団体や資源回収業者に対して支援策を拡充していく必要がある。
中長期的方針
基本施策の「資源循環型システムの構築」を実現するため、「一般廃棄物処理基本計画」の中で個別の事業について内容を精査する。なお、「一般廃棄物処理基本計画」改定にあたっては、北区資源循環推進審議会の答申やパブリックコメントを実施し、区民意見を反映する。

平成30年度		北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり				
政 策	7 持続的な発展が可能なまちづくり				
基本施策	(3)良好な生活環境の保全			コード	030703
単位施策	①公害の防止・抑制				
	②環境汚染問題への対応				
	③緑化の推進				
施策評価 担当部局	生活環境部		施策所管課	環境課	

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(3) 良好な生活環境の保全
対象	すべての区民・事業者
意図	公害防止や環境汚染問題への取組を行う。
結果	公害のないみどり豊かで、安心して暮らし、事業活動ができる生活環境となる。
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	工場や指定作業場などの必要な手続きについて、事前相談や他部署との連携により、機会を逃さずに指導することができている。 特定粉じん排出等作業実施届出書は届出対象建材が増えたことに伴い、届出件数も増加傾向にある。 生垣助成については平成29年度実績が落ち込んだことを踏まえ、助成制度を分かりやすく説明したパンフレットを作成する等し、現状では問い合わせ回数が増えているため、今後実績値の増加が予想される。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	微小粒子状物質(PM2.5)については、徐々に数値が改善し、平成29年度には環境基準を満足するに至ったが、光化学オキシダント濃度については気象条件による影響が大きく依然として環境基準を達成できず、毎年注意報が発令される状況となっている。 大気汚染防止法及び環境確保条例において、解体工事及び改修工事におけるアスベスト対策に係る規制がますます強化されており、事前調査結果の掲示等軽微な違反が増加している。 緑化推進モデル地区事業により、民地の緑化延長および面積は徐々にではあるが増加し、園芸用品支給数も多く、接道部の緑化に貢献していることから、基本施策において十分な成果をあげたと言える。
微小粒子状物質(PM2.5)の更なる数値改善及び光化学オキシダントの環境基準達成に向け、調査の継続と併せ、身近なところで取り組める揮発性有機化合物(VOC)対策の推進が重要である。 法条例に基づく事業者指導については、法条例の改正に機敏に対応し、庁内外への適切な情報提供を通じて速やかに改正内容に適合できるよう促していく必要がある。 区民からの相談対応については、受付件数に大きな変化は認められない。引き続き、建設工事に伴う騒音、振動苦情が大きな割合を占めているが、事業者、区民ともに多様化していることを踏まえ、他部署との連携や当事者間で解決を図るための支援も考慮が必要。	

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	平成29年度に微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準を初めて達成したが、光化学オキシダントについては、依然達成していない。 平成29年度に石神井川に適用される環境基準が強化され、新たに監視項目となった大腸菌群数について、基準達成が課題となっている。 国土交通省が検討を進めている羽田空港の国際線増便に向けた機能強化について、現時点の北区における航空機による騒音影響を把握するため航空機騒音実態調査を実施する(平成30年度)。 鉄道騒音に関しては、十条駅付近連続立体交差化を見据え、平成27年度に埼京線の騒音測定を実施した。	施策にどのような影響が予測されるか 微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント対策、河川水質改善、化学物質対策、アスベスト飛散防止対策、土壌汚染対策推進が更に求められる。 土壌汚染対策における規定が大きく変更されることから、手続きや対策、調査方法についての情報発信、相談、指導が増加する見通しである。 今後も石綿含有建材の取扱いについて、届出等に対する対象建材が拡大される見込みである。
都	東京都環境基本計画2016において、「2030年度までにすべての測定局において光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下とする」「化学物質の環境への排出量を更に低減する」等としている。 土壌汚染対策法の改正に伴い、平成31年度に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」における土壌汚染対策の規定が改訂される見込みである(平成31年度)。 2020東京大会に向けたおもてなし機運を高めるため、区市町村と連携して花と緑で街を彩るプロジェクトが発足。	羽田空港の機能強化により、北区における航空機による騒音影響について注視していく必要がある。 2020東京大会に向け、美化ボランティアおよび緑化推進モデル地区の活動を促進し、樹木や生垣だけでなく、花壇の増設等の検討が必要となる。
国	石綿含有仕上塗材について、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱うこととなった。(平成29年5月環境省通知第1705301号)。 H30年度の環境省重点施策として、アスベスト飛散防止総合対策費、微小粒子状物質(PM2.5)等総合対策費があげられている。 ・羽田空港の国際線増便に向けた飛行経路見直し等による機能強化が進められている。	予測される影響への対応 大気、水質、騒音、振動の測定、調査を通じて北区を取り巻く環境の状況を把握し、区民への情報提供を継続する。 アスベスト飛散防止対策・土壌汚染対策に係る適切な監視指導及び区民並びに業界への迅速な情報提供を行う。 航空機騒音について国の動きや北区内の騒音環境に注視していく。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	28年度	北区民意識・意向調査
生活環境評価では、「工場、自動車、鉄道の騒音・振動」「近所のクーラーやピアノなどの生活騒音」「自動車の排気ガスなどによる空気の汚れ具合」の満足度が、平成25年度調査時と比較して低下している地区がある。また、駅前の深夜の騒音が大きいとの意見がある。		「花＊みどり」・やすらぎ戦略で今後取り組んでいきたい活動 緑のカーテンや遮熱性塗料を導入する(44.4%) 10.北区の印象・将来像 現在の区のイメージ:緑豊かなまち(13.7%)	

単位施策の検証	
単位施策	①公害の防止・抑制
施策の方向についての妥当性	アスベスト、土壌汚染対策に関する区民等の関心は高く、また、多様化していく公害苦情や、住工混合による騒音・振動・悪臭問題に対する相談については、各案件にそったきめ細やかな対応が求められていることから、施策の方向性は妥当である。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②環境汚染問題への対応
施策の方向についての妥当性	発生源対応、相談対応など身近な公害対策については単位施策①、区を取り巻く環境の把握並びに情報提供、悪化防止のための普及啓発など広域的対応については単位施策②といった、施策の方向の再編が望ましい。土壌汚染対策については施策①に含めることが妥当。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	③緑化の推進
施策の方向についての妥当性	緑化の推進は自然環境の保全・創出の基本施策の中で行うので、この良好な生活環境の保全という基本施策では取り扱わないという整理をする。
妥当性の検証	D:妥当性はない(廃止が妥当)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
公害の防止・抑制
②重点事業及びその理由
アスベスト飛散防止対策や土壌汚染対策をはじめ、公害に対して漸次強化されつつある規制について、迅速に対応すること、また、遅滞なく周知していくことが強く求められる。 また、住工混合や生活スタイルの多様化に伴い、公害苦情もより多様化していくと考えられる。
中長期的方針
公害の発生源対策として、事業者に対しては引き続き法や条例に基づく公害指導を行うとともに、強化されていく公害規制についての周知・指導をより徹底していく。 多種多様になっていく公害苦情に迅速かつ柔軟に対応していくため、他部署との連携強化を図る。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	8 自然との共生		
基本施策	(1)自然環境の保全・創出	コード	030801
単位施策	①自然環境の保全・創出		
	②自然観察や体験学習の充実		
施策評価 担当部局	生活環境部	施策所管課	環境課、道路公園課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	
対象	すべての区民
意図	区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出する
結果	自然と共生する、いのちあふれる快適環境の創造
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	指定基準に合った樹木等を保護対象として、管理等に関する経費の一部助成を行っており、例年一定の助成申請数を維持している。 自然観察や体験学習講座は平成28年度まで東京家政大学とお茶の水女子大学の2者に協力を要請していたが、平成29年度に協力先を東京家政大学に絞ったため、講座回数が減少している。 また、河川生物生息調査報告書は環境に関するイベントを実施する際配布・閲覧、関連グッズの配布を行い、周知活動を実施しており、環境保全調査であると同時に環境教育にも役立っている。 外来種に関する周知活動については、美化ボランティア参加者やみどりの協力員等、他事業で関わりのある区民を対象に行っている。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	平成29年度の自然観察や体験学習の講座参加者については、協力先を一元化したことにより講座開催回数が減少したため、人数も減少した結果となった。しかし、事業効果を高めることができると考える。

保護樹木等助成に関しては特に問題なく基本施策を進められているが、保護生垣の維持管理の助成金に関しては、生垣の長さに関係なく一律2万円となっており、再検討の必要性があると思われる。区内の緑化および防災の面からも生垣造成は勧められる事案であり、維持管理の負担を少しでも減らすためにも、制度の拡充を検討すべきである。

自然観察や体験学習講座については、前年度と比較し実績値は下がっているものの、リピーターが多く評価も高いことから事業には妥当性があると思われる。しかし、講座の内容にマンネリ化がみられ、参加者も固定化し、環境学習の広がりが不十分である。

学校での環境教育については、国・都で作成している環境教育推進教材を活用し、各校で行っている。また、都市公園の住民一人当たりの敷地面積が約3㎡と目標の5㎡を下回っている。今後も、公園面積の確保及び適正な維持管理に努めていく。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	保護樹木等の助成制度については現状維持。 自然観察や体験学習講座については、提携先の大学を一元化し、更に2つある環境学習施設を民間委託したことで、より充実した環境学習を実施できる体制が整った。 河川生物生息調査は北区職員と魚類学の専門家が実施している。 北区・子どもの水辺は、国・区・区民の協働による維持管理で、開園13周年を迎えている。 荒川河川敷(豊島ブロック)の利用について、国と調整を開始した。	施策にどのような影響が予測されるか 防災面からブロック塀の生垣化は注目を集めており、問い合わせが増加する見込みである。 講座内容および環境イベントのブラッシュアップや回数増加、大人向けの環境学習講座修了生の活躍の場を増やす体制を確立する取り組みが必要となる。 他部署主催の説明会やイベント等にも係員または環境学習施設の委託先職員が積極的に参加し、事業および環境学習施設の周知を実施することが求められる。
都	東京都では温室効果ガス排出量削減を目標に掲げているが、家庭部門の二酸化炭素排出量は増加傾向にあることから、児童に対する環境学習事業を強化し、平成28年度に水素情報館「東京スイソミル」を開設。	環境問題への関心を高める目的から、講座等の座学以外に、自治体が実施する生物調査等を区民参加型にすることが求められる。
国	幼児から高校生までを対象とし環境活動を行う団体の登録制度「こどもエコクラブ」を創設(現在は民間委託し環境省後援となっている)。活動内容を共有し、団体の横のつながりをつくることを目的の1つとしている。 水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価し、環境問題への関心を高めるため、一般市民参加型の「全国水生生物調査」を実施。	予測される影響への対応 保護樹木の助成制度について区民への情報提供を強化する。 東京家政大学と環境学習施設委託業者、区の3者の連携をより深めていき、講座の一貫性や多様化等に取り組む。 大人向けの環境学習講座修了生の活躍の場として、学校ビオトープの管理サポートや環境学習講座の講師、その他にも環境課で実施している各種調査の一部を区民(調査精度維持のため修了生を想定)参加型にする等、やりがいを持たせられるよう検討する。そのために、まずは講座の制度を確立させることを目指す。 積極的に他部署や地域と連携・貢献することで環境学習施設の周知を推進する。 引き続き「北区・子どもの水辺」の活動を支援していくとともに、荒川河川敷(豊島ブロック)の有効利用を推進していく。
その他		

区民ニーズ

28年度	北区民意識・意向調査	
今後取り組んでいきたい活動: 緑のカーテンや遮熱性塗料を導入する(44.4%)		現在の区のイメージ: 緑豊かなまち(13.7%) 地域の将来像: 公園や緑などの多い自然と親しめるまち(53.9%) 快適な都市環境形成: 公園や遊び場の増設(14.4%)

単位施策の検証	
単位施策	①自然環境の保全・創出
施策の方向についての妥当性	外来種に関する周知については、無作為に情報提供をしても区民の不安を煽る可能性があるため、他事業と絡めるなど、実施に工夫が求められる。 保護樹木助成制度や周知活動は現状維持であるが、制度の適宜改正の検討など再編の余地がある。また、当該項目は基本施策(2)環境緑化の推進／単位施策②地域緑化のしくみづくり(民間緑化の支援)に組み込めると考えられるため、単位施策の移動が望ましい。 既存の公園や河川敷等の緑の保全及び生物多様性の回復を図れるように維持管理に努める。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②自然観察や体験学習の充実(⇒自然観察や環境学習の充実と単位施策名の変更を検討)
施策の方向についての妥当性	環境大学事業、河川生物生息調査の周知活動については現状における施策の方向を維持。 学校ビオトープについては、環境大学事業(環境リーダー講座修了生によるサポート等)と関連付けて、維持管理や活用法について再考する必要がある。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針

重点を置く単位施策・事業
①重点施策
自然観察や環境学習の充実
②重点事業及びその理由
環境学習施設および環境大学事業の運営体系に変化があったことから、効果的な講座や制度等の実施体制確立と、講座・イベントの改善等に取り組む予定である。また、水施設のある公園及び近隣公園以上の公園で、指定管理者制度の導入や、荒川河川敷の利用検討を予定している。
中長期的方針
生物多様性の観点から自然環境保全を目指し、公園や河川等の自然を管理する。また、自然環境の啓発事業である環境大学事業のブラッシュアップ等を実施し、子どもから大人まで区民1人1人の環境保全に対する意識の向上とコミュニティ形成に取り組む。 公園については、引き続き公園面積の確保及び適正な維持管理に努めていく。また、自主事業による提案により自然とふれあう環境学習等が期待できるため、指定管理者制度の導入を検討していく。

平成30年度 北区施策評価シート		作成日	平成30年8月10日
基本目標	3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり		
政 策	8 自然との共生		
基本施策	(2)環境緑化の推進	コード	030802
単位施策	①公共空間の緑化		
	②地域緑化のしくみづくり		
施策評価 担当部局	生活環境部	施策所管課	環境課、営繕課、学校改築課

1 施策の現状整理

基本施策の目的	
基本施策	(2)環境緑化の推進
対象	公共施設、公共空間となる駅前広場及び民間施設
意図	区民とともに公共施設や公共的な空間の緑化、地域の緑化を積極的に進める
結果	過密化した市街地でより多くのみどりが創出される
実績の評価	
計画事業の 進捗状況	緑化推進モデル地区事業では、地区内の緑被率が30 %未満で、みどりを増やし育てることを主な目的とする地区を緑化推進モデル地区とし、平成26年度に2地区を指定した。また、当該部署と地区の町会長等で検討を重ね、更に平成28年度末に4地区に増やした。 花のあるまち推進事業では区内の花苗植栽や清掃に協力いただける美化ボランティアへの参加を各所で発信し、緩やかではあるが作業箇所は増加傾向にある。
単位施策の 活動指標 (アウトプット)	公共施設の積極的な緑化指導及び民間施設の緑化基準を引き上げたことから、件数あたりの緑化率が上昇傾向にあり、目標を達成していると考ええる。また、既存校舎の屋上及び壁面緑化工事も年1校ペースで着実に成果を上げている。 生垣造成については平成29年度実績が落ち込んだことを踏まえ、助成制度を分かりやすく説明したパンフレットを作成する等し、現状では問い合わせ回数が増えているため、今後実績値の増加が予想される。
基本施策の 成果指標 (アウトカム)	緑化推進モデル地区について、民地の緑化(生垣造成)にかかわる助成金を他地区より引き上げたり、接道部の緑化に用いることを条件に春と秋の2回に渡り花苗や肥料等園芸用品の供給を行うことで、モデル地区制度の充実に努めている。その結果、民地の緑化延長および面積は徐々にではあるが増加し、園芸用品支給数も多く、接道部の緑化に貢献していることから、基本施策において十分な成果をあげたと言える。

緑化推進モデル地区や花のあるまち推進事業に関しては十分な成果を出しているが、緑化計画書を提出する規模(敷地面積300㎡以上または全ての公共施設における開発・建築確認を要する行為)の緑化の推進に関して、改善する余地があると考ええる。区が主体的に取り組む公共施設の緑化は、道路、公園、学校及び庁舎など緑化率を高めていくことが求められる。また、個人や事業者が取り組む民間施設の緑化については、接道部緑化の緑地帯の幅に規定がないことから、可能な限り狭く作り、樹木の生育に十分な緑地帯を設置しない事例があった。更に、仮設建築物に対して、期限後に半永久的な建築物を建て、それについて緑化計画書を提出することを前提に緑化面積なしで認定しているが、当該物件の推移を追うシステムがなく、緑化しないまま敷地を使用するケースが生じている。

2 施策の見直し

基本施策を巡る区・東京都・国・その他の動向(現在及び将来予測)

	現在	将来予測
区	生垣造成及びブロック塀撤去の助成や、都市建築物緑化助成(屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化)を行い、民間施設の緑化を推進している。 平成30年度は「緑の実態調査」を行い、これに基づいて、平成31年度実施する「緑の基本計画」において、一部改正された都市公園法や都市緑地法等を踏まえた改定を行い、今後の緑化施策を計画する。 既設の学校において、年間1校のペースで緑化を行っている。	施策にどのような影響が予測されるか ブロック塀撤去及び生垣造成の問い合わせは増加傾向に向かうことが予測できる。 2020東京大会に向け、美化ボランティアおよび緑化推進モデル地区の活動を促進し、樹木や生垣だけでなく、花壇の増設等の検討が必要となる。 「緑の基本計画」では、都市緑地法以外にも都市公園法等他法律の改正を踏まえた計画策定をする必要があり、他部署と連携し取り組んでいくこととなる。
都	震災でのブロック塀倒壊を受け、森林保全の観点からもフェンスとして国産木材の活用を促す施策を検討する方針を示している。 2020東京大会に向けたおもてなし機運を高めるため、区市町村と連携して花と緑で街を彩る、「花の都プロジェクト」を平成29年度より発足。また、東京大会の時期に合わせて咲くよう、夏花による緑化マニュアルを公開し、都市近郊の花農家と民間団体に緑化協力を呼びかけている。	予測される影響への対応
国	都市緑地法において、民間による市民緑地の整備を促す制度の創設や、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充について記載。 屋上緑化等の普及を踏まえ建築物の緑化率の最低限度の基準を見直す(緑化地域に限定)等の改正および壁面緑化に関する緑化率の算定方法改正を実施した。 平成31年度には、森林吸収源にかかわる地方財源の確保を目的とし、森林環境税(課税は平成36年度から)および森林環境譲与税を創設予定である。	生垣造成助成のみならず、その後の維持管理助成についても併せて周知する必要性があり、国及び都の動向を逐次確認し、流動的な対応が求められる。 都市公園法の改正を受け、「緑の基本計画」において、官民連携による公園の活性化、公園施設の適切なメンテナンス、公園の再編や機能向上の方針等を記載する必要があるため、関連部署と連携を取り、都市公園の管理方針を取り決める必要性がある。 壁面緑化の算出法については、未だ東京都(自然保護条例)において改正の動きはないが、動向を注視し、状況に応じて北区でも改正を検討する必要がある。 森林環境譲与税については、現在用途未定であるが、民間建築物の木造化・木質化への補助、植林・育林体験活動等の野外学習、また姉妹都市における森林整備等、都市部の自治体においても利用可能となる方針が検討されていることから、森林環境譲与税を利用した事業計画が求められる。
その他		
区民ニーズ		
28年度	北区民意識・意向調査	
快適な都市環境として「道路や公共施設などの緑化の推進」16.8%		

単位施策の検証	
単位施策	①公共空間の緑化(⇒まちなかの緑化という単位施策名に変更を検討)
施策の方向についての妥当性	公共施設の緑化基準改訂については現状をふまえた修正についての検討が必要。公園や学校等といった大規模敷地における画一的な引き上げは困難と考えられるので、適切な基準等を検討する必要がある。 公共施設だけでなく、民間施設の緑化計画についても取り扱う単位施策として再編する。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)
単位施策	②地域緑化のしくみづくり
施策の方向についての妥当性	現状でも事業に対する妥当性は概ね充足しているが、現在の協定団体やモデル地区において、継続的および効果的に活動を実施していただけるよう、より良い仕組みづくりを検討する。 緑化学習の提供については、具体的には環境学習施設や環境大学事業に深く関連していくため、基本施策(1)自然環境の保全・創出／単位施策②自然観察や環境学習の充実に組み込む形で再編する。
妥当性の検証	B:状況の変更により多少の変更は必要(方向性は維持。再編の余地あり)

3 基本施策達成に向けた中長期的方針	
重点を置く単位施策・事業	
①重点施策	
まちなかの緑化	
②重点事業及びその理由	
接道部緑化の植栽幅や、公共施設の緑化に関してケースバイケースの適切な基準の検討等を行う必要性がある。 環境学習の場である学校や公園等の緑化を更に積極的に推進する。	
中長期的方針	
区民のアンケートにおいて、地域の将来像として『公園や緑などの多い自然と親しめるまち』の実現を望む声が半数を超えた。2020東京大会を契機として、緑化基準の改正の検討や都市公園、学校等を含めた公共施設および民間施設の緑化等を推進する。 また、区民が利用できる生垣造成や保護樹木の助成金等を現状以上に周知、また区内の緑化に関するボランティアの担い手を育成し、みどり豊かな安らぎのあるまちづくりを区民とともに進めるため、引き続き民間緑化を推進していく。	

平成30年度北区施策評価

発行年月 平成30年9月

発行 北区施策経営部 企画課

刊行物登録番号 30-1-063